

名古屋城調査研究センター

研究紀要

第2号

桶狭間合戦考	9	服部 英雄
「紀伊中納言（徳川頼宣）書状 尾張中納言（徳川義直）宛」 から読み解く徳川一門の公儀普請	37	原 史彦
「御小納戸日記」にみる名古屋城二之丸御庭の改造	51	木村 慎平
聞天閣の誕生、焼失、保存	71	小西 恒典
名古屋城本丸石垣考	93	木村 有作 服部 英雄
〈資料紹介〉名古屋城二之丸出土の「滴水瓦」について	138 (1)	高橋 圭也

名古屋城調査研究センター
2021年3月

名古屋城調査研究センター研究紀要 第2号

BULLETIN
of
NAGOYA CASTLE RESEARCH CENTER
Vol.2
MARCH 2021

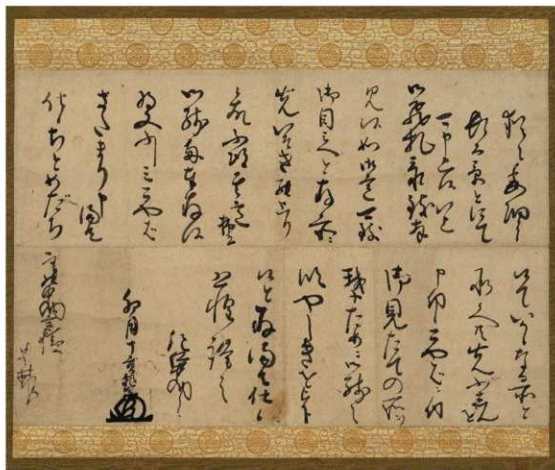
Consideration of Okehazama-no-kassen battle	9	HATTORI Hideo
An Analysis of the system assigning various daimyo construction tasks without compensation by the Tokugawa clan on a Letter from Kii Tokugawa 1st Yorinobu to Owari Tokugawa 1st Yoshinao.	37	HARA Fumihiko
Remodel of Nagoya Castle Ninomaru Garden during the early nineteenth century, based on "Okonando-nikki"	51	KIMURA Shinpei
History and Preservation of Montenkaku	71	KONISHI Tsunenori
Consideration of Nagoya Castle Honmaru Ishigaki ; Why is Uchibori an empty moat where water does not collect?	93	HATTORI Hideo KIMURA Yusaku
Tekisui Roof Tile excavated from Nagoya Castle Ninomaru Garden (Present document)	138 (1)	TAKAHASHI Keiya

Published by
Nagoya Castle Research Center
Nagoya, Aichi, Japan

二〇二一年

『名古屋城調査研究センター研究紀要』第2号 正誤表

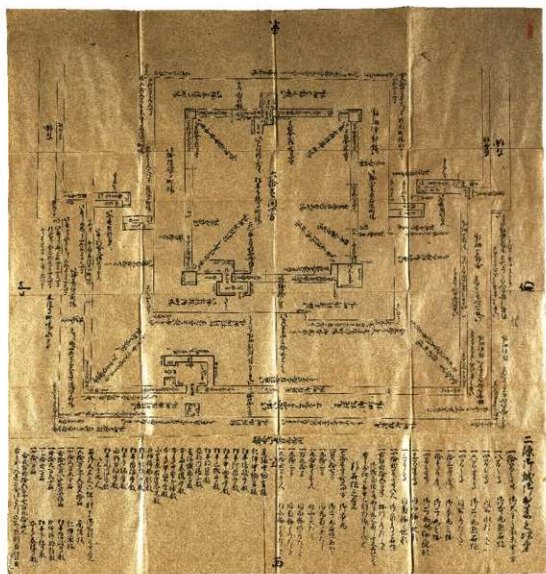
頁	箇所	誤	正
18	本文上段 24 行目	<u>上掲</u> 『寛政重修諸家譜』には…	<u>土掲</u> 『寛政重修諸家譜』 ₆ には… ※ <u>上掲</u> は削除する
55	本文上段 23 行目	三之丸内の屋敷である。 ¹³	三之丸内の屋敷である。 ¹²
	本文下段 1 行目	空き家になっていた。 ¹⁴	空き家になっていた。 ¹³
	本文下段 16 行目	史料としても貴重である。 ¹⁵	史料としても貴重である。 ¹⁴
	本文下段 20 行目	御庭預本役となった。 ¹⁶	御庭預本役となった。 ¹⁵
56	本文上段 20 行目	帰国が四月二日 ¹⁷ に迫り…	帰国が四月二日 ¹⁶ に迫り…
	本文下段 16 行目	描かれている (図 2)。 ¹⁸	描かれている (図 2)。 ¹⁷
	本文下段 23 行目	此所御植溜と成」という。 ¹⁹	此所御植溜と成」という。 ¹⁸
59	註 18	<u>18</u> 『金城温古録』(四) …	<u>19</u> 『金城温古録』(四) …
	註 19	<u>19</u> 『金城温古録』(三) …	<u>18</u> 『金城温古録』(三) … ※ <u>註番号</u> を入れ替える
94	本文上段 18 行目	(瓦を含む盛土) と考えた。 土層・層序は…	(瓦を含む盛土) と考えた。土層・層序は… ※ <u>上記のように改行する</u>
128	本文上段 23 行目	石垣が完成させていた…	石垣を完成させていた…
136	本文左段 9 行目	3-3 <u>③</u> 滴水瓦が…	3-3 <u>②</u> 滴水瓦が…



口絵1 紀伊中納言（徳川頼宣）書状 尾張中納言（徳川義直）宛 名古屋城総合事務所蔵



口繪2 伏見町中繪圖 名古屋市蓬左文庫藏



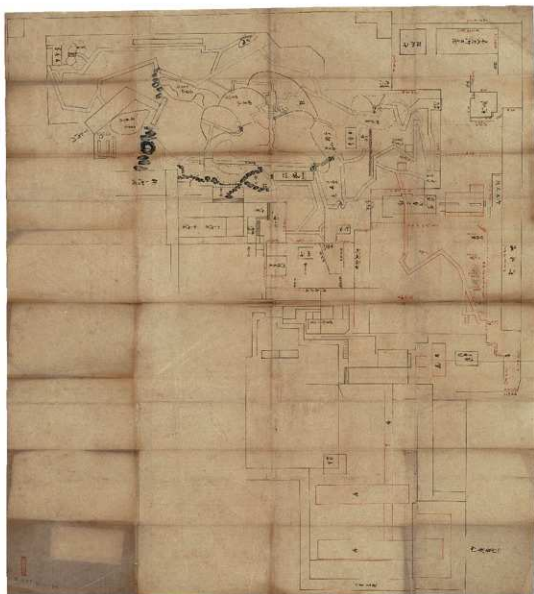
口絵3 二条御城絵図 名古屋市蓬左文库蔵



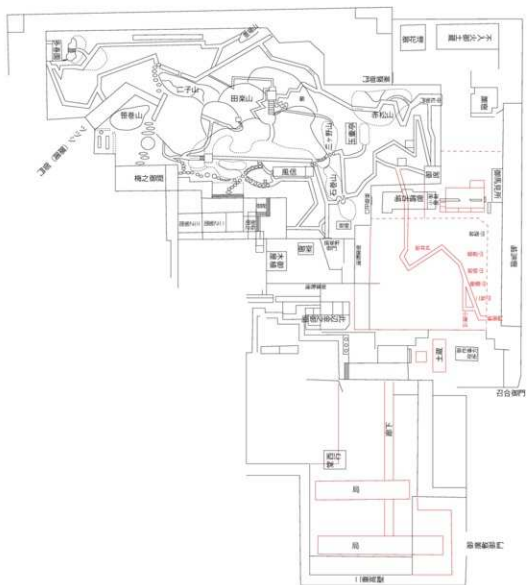
口絵4 尾州知多郡大高古城圖 名古屋市蓬左文庫蔵



口絵5 尾州知多郡大高之内鷲津丸根古城図（大高兵殿入）名古屋市蓬左文庫蔵



口絵6 御城二之丸之図 名古屋市蓬左文庫蔵



口絵7 御城二之丸之図（口絵6）トレース図



口絵8 天守台石垣 北西隅石下部（北面側から撮影）



口絵9 天守台石垣 北西隅石下部（西面側から撮影）

桶狭間合戦考

服部 英雄

キーワード

海岸堡 降雹 水軍 桶狭間山 織田信長 今川義元 松平元康（徳川家康） 大高城 鶴殿長照 熊野水軍 梶川平左衛門 鳴海城兵糧入 大野衆 小川（緒川）衆 信長公記 天理大学図書館本 三河物語

要旨

桶狭間合戦を桶狭間山での局地戦ではなく、伊勢湾北部の制海権に関わる総力戦としてとらえ直した。「信長公記」に大高城・鳴海城に関わる潮汐記述があるように、絵図に海、入江が描かれるように、両城は海の城（海岸堡=beachhead）である。今川方の大高城主鶴殿長照の苗字の地「鶴殿」は三河ではなく、紀伊・熊野で、熊野川河口左岸にあった。熊野別当湛増を祖とする鶴殿は熊野系水軍で、今川義元は尾張侵攻の布石として、鶴殿長照を城将に配した。織田方大野衆（佐治、緒川衆（水野））が加わった大高城をめぐる攻防は海戦で、兵糧入れに軍船が使用された可能性が高い。近世に尾張藩が作成した絵図も陸側ではなく、海側の視点から描いている。今川方鳴海城の軍船を制御したのは織田方・中島若で、守った梶川平左衛門は、同盟者緒川水野の家臣で、信長配下ではなかった。河川水軍として卓逸し、信長に懸望されて鳴海城至近からの鳴海津の軍船攻撃を担い、鳴海城の機能を喪失させた。

緒戦（朝合戦）の鷺津・丸根の攻防は海戦に始まる。最終合戦（惣崩）終了後、圧倒した織田方は大高城、鳴海城両城を無視し攻撃しなかったよう、動産である軍船の多くは、無傷だった。
今川義元の敗因は野宮中に艦に打たれたことにある。織田信長の勝因は降雹を施設内（丹下若・善照寺若・中島若）でしのいだことにある。野ざらしでの暴風雨と、著しい気温の低下で、今川方は体力および火器の機能を失い、対する信長方は自在に鉄砲を打ち込み、圧倒した。

目次

はじめに 本稿の基調

(一) 海からの視点

(二) 氷雨・降雹

(三) 史料について

一 海からの視点

(一) 熱田・大高・大野の海上交通

(二) 海城（海岸堡）としての大高城、鳴海城

(三) 大高城将鶴殿長祐・長照は熊野水軍

(四) 中島若・梶川平左衛門

(五) 大高城兵糧入は海路から

(六) 帰路について

二 降寇

(一) 後卷・今川義元の行動

(二) 清洲から宮へ・名古屋(那古野) 城ほかに配備された兵と馬と

武器

(三) 宮から鳴海 下道と上道(東海道)

(四) 朝合戦

(五) 降寇の直撃 桶狭間山本陣

(六) 惣崩・鉄砲隊射撃

むすび 桶狭間合戦は海陸の戦い

図版目録

図1空中写真

口絵4・5 蓬左文庫大高城図・大高鷲津丸根図

図2鳴海城 図3番掛城 図4大野城

はじめに 本稿の基調

永禄三年(一五六〇)五月十九日、桶狭間合戦は織豊時代のスタートで、天下を狙うことになる織田信長の第一歩である。織田信長は清洲城が居城だが、名古屋(那古野)城の主でもある。軍事的緊張が増し、名古屋城の機能も強化される。総力戦として管轄下の軍事施設、基地はフル動員される。

信長は少数の兵力で数倍の敵を撃ち破り、御大将・今川義元を戦場に討ち取った。その首級は清洲に運ばれた。通常、大将は安全な後方に

陣を構え、二重三重に守られる。劣勢になれば、いち早く戦場を離れる。大将の戦場での敗死はわずかな例しかない。劇的な勝利であった。いったい何が起きていたのか。

事件を解明するにあたり、本稿は以下の視点三つを提示する。

(一) 海からの視点

『信長公記』に「鳴海の城、南ハ黒末の川とて入海、塩の差引、城下迄在之(中略)今川義元、奮懸へ参陣、十八日夜に入、大高之城へ兵糧入、無助様に、十九日朝塩の満干を勘かへ、取出を可私之旨必定と相聞候之由」とある(『愛知県史』資料編14・五六、五七頁)。海と塩についての記述が複数ある。なぜ潮流についての記述があるのか。二つの城は潮の影響を大きく受けていた。つまり海城(海岸堡 beachhead)である。十九日朝の潮汐は戦局に大きな影響を与えるものだ。『信長公記』のこの記述は、両城の本質が海の城であることを明白に語っている。大高城への兵糧入の文脈にて、潮を考慮し実行するとあった。ならば海路が使われていた。

『信長公記』天理大学図書館本は、大野衆・緒川衆という水軍の動向にも触れている。すなわち織田方の配陣記事の末尾に「大高之南大野・小河衆被置」とある(『愛知県史』同上・五七頁)。大野・小河は知多半島西と東、それぞれの渚である。この記述は前段に善照寺、中島、鷲津、丸根の各砦とその守将の名を記している。改行して、この記述になるが、「砦」の語がなく、城将の名前が書かれていない。彼らが水軍であったからで、砦ではなく軍船で守り、戦い、衆として行動した。大高の南は地理的には丘陵であるが、今よりずっと海が近接していた。当時の人た

ちが南は海と理解していたことは、関連する絵図などにあきらかである。

織田方水軍大野衆（佐治）・緒川衆（水野）という西・東の水軍が、大高城・鳴海城（根古屋城）、そして今川方に与同する鯛浦服部水軍（木曾川河口）と、三角形・四角形で対峙した。また鳴海城を撃射した中島普の守将、堀川平左衛門は緒川水野の配下であって、信長からの指令を受ける立場ではなかったが、水軍としての特殊技能により入城を要請された。

天理本の紹介は流布していた陽明文庫本よりも遅れた。この記事によって、大野・緒川を結んだベルト地帯を織田方が掌握していたことが明らかになった。知多郡北半部はけつして空白地帯ではない。尾張に入った今川義元は、この敵対勢力を警戒しつつ、行動しなければならなかった。桶狭間山から動けなかった理由であろう。海と陸の動向が鍵となる。

『信長公記』の著者太田牛一の周辺には陸戦参加者が多かったから、華々しくドラマチックだった陸戦の勝利を詳しく描写した。海戦は別の部隊の行動だから、簡略にしか叙述されなかった。これまでの桶狭間研究において、海の記事に着目し、分析し言及した研究はきわめて少なく、むしろ主流ではない。

これまでの研究を読む限り、潮汐を利用したとする『信長公記』の記述は活かされなかった。行動を阻害する条件として、海をみる見解が主流であった。以下、本稿では大高城・鳴海城の機能を海から考える。松平元康の大高城兵糧入については海路による可能性を追求する。むしろ、これまではそうした提案はない。本稿は等閑視されてきた海が持つ意味を、積極的に取り上げ、戦いを考え直す。桶狭間の合戦は桶狭間山周回

の局地戦ではなく、伊勢湾での制海権争奪を含む、知多半島北部、陸・海の合戦ではないか。

(二) 水雨・降雹

桶狭間合戦があった永禄三年五月十九日をユリウス暦に直せば、一五六〇年六月十二日となる。真夏といってよい。その昼、『信長公記』によれば「急雨石氷を投じ練に」とあって、俄雨になり石のような水塊が降った、という。降雹、水雨である。陽明文庫本は急雨にムラサメと読み仮名をふる（天理本は「大雨」）。ムラサメは「驟雨」のことで激しくなったり、弱くなったりするニワカ雨をいう。

二〇二〇年六月、筆者は雹を体験した。思いは桶狭間に及んだ。雹は積乱雲の激激な発達の原因である。場合によっては雷が鳴り、大雨が降る。『三河物語』は「車軸の雨」が降った、と表現した。

『尾張名所図会』は雨中の決戦の様子を描いている。嵐をついて、信長が義元本陣に突入したというイメージが定着していた。しかし『信長公記』には、雨中の戦いとは書かれていない。「身方（味方）ハ後の方に降かゝる」、「空晴る」とある。信長方は雹を「後（あと）の方」にすることができた。

雨が勝敗の分かれ目になったとは、だれしも考える。新田次郎に「梅雨將軍信長」という作品がある。天文所に務めた経歴のある平手左京亮という人物が、その日に豪雨が降ると予想したことを受けて、信長が龍城策から野戦に切り替えたとしている。文字者である以前に氣象学者であった新田次郎らしい着想で、平手は新田次郎自身の投影である（ただし桶狭間は梅雨ではなく雹である）。

ところがアカデミズムの側での雨の影響を分析した論考は皆無に思われ、不思議に思うほどだ。小和田哲男『図説 織田信長』（二〇〇二・河出書房新社）では「折から暴風となり、奇襲されることを全く予測していなかった今川勢は総崩れとなった」とするが、原因・結果の説明がない。小和田『軍師・参謀（中公新書・一九九〇）』では「西から東」、つまり信長に追い風となった「風の吹き方」が信長勝利につながったと述すけれど（一八頁）、説得力を感じない。

過去の歴史家は「石水」も「車輪の雨」も体感できないまま、『信長公記』に記された軍事行動を追跡した。本稿は降雹・水雨こそが信長に直接的な勝機を与えたと考え、義元と信長、それぞれの位置と行動の関係を、時刻を追って復原する。信長隊は嘗て水雨をやりすこし、晴れ間をみて桶狭間山・義元本陣に突入した。当然、鉄砲が駆使できた。野営地で昼食中、降雹に打たれた義元本陣はすぶ濡れになり、急激に低下した気温と強い風に混乱していた。軍事行動は大きく制約される。勝因は気象への対処の差にある。これが第二の視点・切口である。

（三）一次史料と二次史料

合戦について記す史料は多くはないが、『信長公記』という望むべき最高の史料がある。これまでの桶狭間研究は、事実上『信長公記』研究であった。なくてはならない史料ではあるが、しかし『信長公記』には口承文芸的な要素もある。陽明本と天理本、相互の出入り・差異は、語り物として、文字化されなかったことに由来するのではないか。語り物であれば、聴衆の歡心に迎合し、史実から離れ、作品化、物語化もされる。歴史学では一次史料である書状や感状など、ほぼ時間をおかずに、当事

者関係者により作成された史料を、リアルタイム史料として重視する。本稿でも桶狭間に関わる一次史料を最優先する。数は少ないけれど、研究史が取り上げなかった貴重な記述は案外にあって、『愛知県史』や『静岡県史』に収録されている。信長鉄砲隊の行動は『信長公記』に記述はないけれど、古文書に明記されている。

本稿は古文書を主とし、編纂叙述を従たる史料とする。『信長公記』は一定の留保を付して使用する。不自然な記述があれば、保留し、絶対的な信頼をおかない。

本稿が依拠した関係史料集は『甲陽軍鑑』を引用しない。『甲陽軍鑑』は他国（遠国）にいる当事者ではない人物による記述で、叙述は創作が多い（藤本正行『桶狭間の戦い』）。もし今川軍による「乱取り」があったのなら、奪った甲冑や人をそのあと、どう運ぶのか、勝利してさらに熱田や清洲侵攻となった場合、どうしたのだろうか。不自然にしか思われない。



図版
空中写真・大高城・鳴海城付近



巻頭口絵 4 尾州知多郡大高古城図（蓬左文庫蔵・図225-1）
巻頭口絵 5 尾州知多郡大高之内鷲津丸根古城図（大高兵根入）
（蓬左文庫蔵・図226-1）

図2 杵掛城跡、公園整備前、民有地の頃、堀跡は水田であった。
服部英雄「昭和三十年代 濃尾平野周辺の中世城館」より



図3 鳴海城跡

服部英雄「昭和三十年代 濃尾平野周辺の中世城館」より



図4

大野城跡 青海台団地造成中、土木作業員が写っている。復原建物風展望施設はまだ建てられていない。
服部英雄「昭和三十年代 濃尾平野周辺の中世城館」より

一 海からの視点

(一) 熱田・大高・大野周辺の海上交通

最初に水禄期の知多半島北部、伊勢湾沿岸の交通形態を確認したい。永禄十年（一五六七）八月二十八日の奥書がある紹巴の『紹巴』富士見道記（『群書類従』第一八輯・中世日記紀行文文学全評釈集成）第七巻、勉誠出版、二〇〇四）を読むと、七月十九日には刈谷城から緒川城、あふ坂を経て大野城に行っており、陸路である。七月二十七日には、大野より、まはし（馬走瀬・馬馳瀬、尾張横須賀、まで馬で行き、それより海路で熱田に到着している。また八月十八日は「大高城より水野防州迎ひ船を、加藤庭に押し入れたり、中略）思ふ方の風吹きて、船端叩きて歌ひかはし、大高に入り了らん」とある。大高、熱田間は海路が頻繁に用いられている。

ちなみに、「まはし」（馬走瀬）まで陸路で行き、あとから海路を選択した日、つまり旧暦七月二十八日（＝月齢27）に相当する日、二〇二〇年ならば六月十九日になるが、名古屋港の満潮は4時12分で、潮位82cm（T、P）、干潮は10時50分、潮位マイナス95cm（T、P）、朝日に近い日で大潮だった。午前は船による北上は11時近くまで、逆潮となった。この時間帯、急ぐのなら陸路しかなかった。陸と海を半々に選択した理由がよくわかる。熱田から大高へ向かった日、二〇二〇年で旧暦八月十八日に相当する月齢（17）の日は七月八日で、13時59分が干潮だった（潮位マイナス103cm（T、P）、満潮は7時10分、潮位94cm（T、P）、以上は気象庁ホームページ・潮位表による）。朝から14時まで南流がある。風に恵まれ、船端を叩いて喜んだとある。潮汐のみでは運く感じられ、

順風を得て、やっと速度を感じた。

また常滑水野家の水野監物について、天正二年（一五七四）長島一向一揆との合戦のおり、「監物アタケ舟に乗り長嶋に押寄る」という記事がある（水野家譜）、鈴木泰山「常滑城主水野監物家の新史料について」「曹洞宗の地域的展開」六一頁・所収。水野監物（直盛）は織田信長黒印状を多数受け取った（『織田信長文書の研究』下・二六五・二七〇）。伊勢湾北部をアタケ船が往来していた。鈴木泰山は「知多郡史」中巻所収の「内海年代記」に「從勢州戸羽悪竹申者、内海浜へ船を着来舟）中、拾八人乗り、寺民家を悉く乱妨致し」とある記事から、アタケ（悪竹）を「軽快な軍船」としている。いわゆる安宅船だとすると十八人は小艇に過ぎるか。「宗長手記」には大永二年（一五二二）に、宗長が常滑水野紀三郎屋敷から伊勢大湊へ渡つたとある。

常滑ならびに緒川の水野、大野の佐治、いずれも多数の小早を従えている。水軍の存在を前提にしなければ、この地域の軍事情勢を読み解くことはできない。

(二) 海城としての大高城、鳴海城

海を越えて敵方を攻めるときはの通例は、海岸に近い山を確保し、陣地化を図る。すなわち海城、イコール海岸堡 beachhead である。山で高さを得れば、弓・鉄砲・投石などの武器の使用にて、山上・守城側のみが武器（飛び道具）を有効に使用できた。山下攻城側は武器が使えず、山上・守る側が圧倒的に有利である。海岸堡の典型は文禄・慶長の朝鮮半島・倭城であり、港と山を連結させている。

大高城、鳴海城の両城こそ海岸堡の典型である。鳴海潟つまり愛知潟

(年魚市湯)に注ぐ「てんばく」(天白)川支流の大高川および黒末川(扇川、それぞれの津、大高津、鳴海津の背後に築かれた海城(海岸壁)であり、常に海の干満の影響を受けていた。「信長公記」は黒末川を「入海」と記述する。

蓬左文庫には大高城・桶狭間に関する絵図が多数ある。大高城は東照大権現・徳川家康の戦跡・聖跡であったから、尾張藩では念入りに調査し、顕彰したのである。『尾州知多郡大高古城図』(圖225-1)およびそれと一体の『尾州知多郡大高之内鷺津丸根古城図』(副題「大高兵根入」)(圖226-1)に海と舟入川が詳しく描かれる(大府町誌に紹介、本紀要巻頭カラー参照)。舟入は、東の天神森まで同じ幅員があつて、そこより流路が南に曲がつて、細くなる。深さも一定とある(水の深さは変化があるはずなので、同じ深さがあるというのなら、引き潮にも水が抜けないような工夫と、一定の深さに異側にプール状の掘削があつたという意味だろうか。

「大高兵根入」と副題のある図は二点、上記の鷺津・丸根図(図226-1)と蓬左文庫・桶狭間之図(図369-1)、『愛知県史』通史編3所収がある。両者いずれでも、兵根入の具体的な様相の描写はなく、画面の八割から九割が平野ならびに海で、川と海の關係が図示されてゐる。三河につながる陸路の描写・記述はない。大高城・鷺津・丸根砦が、知多の海と汐入川である「んばく川」大高川・扇川を前提に機能した砦砦であることが、絵図に明示されている。兵根入を考えるばあひ、海からの視点が重要であると、江戸時代の軍師・兵法家も考へていた。

参謀本部編『日本戦史・桶狭間役』(明治四十三年)の挿図は三分の一図から作成とある。海が広い。明治二十四年陸地測量部の地図では海はこれほど広くはないので、江戸時代以前の地形を想定して江戸時代の新田など、自然状態で満潮時に海水が到来する地域を海として図化したようだ。

今川方の鳴海城(愛知郡)は北に丹下砦、東に善照寺砦、南東に中島砦と、それぞれ織田方の砦に包圍されていた。それでも西に海につながる扇川があつたから、兵員、物資の搬入はできた。海路からの兵站で維持される海城である。中島砦は一見すると防御能力に乏しいかにみえる低平地に置かれた。鳴海城下・鳴海津に出入りする軍船・商船の撃射が目的だったからで、至近の扇川(黒末川)上流に築城した絶妙な配置であつた。鳴海城の行動は妨害され、鳴海津も退避し、機能不全に陥つた。織田方の善照寺砦、中島砦、さらには大高城(今川方、知多郡)の東には鷺津、丸根砦も築かれ、完全に封鎖された。このような砦の構築を許したということは、桶狭間合戦以前、今川義元行軍以前の今川方が、陸上の軍事支配権(いわば制陸権)を知多郡北端と愛知郡南端にて喪失しつつあつたことを意味する。

織田信秀の死後、鳴海城の山口左馬助、同九郎二郎が今川方につく。今川方は、笠寺(桜)中村にも要害を築き、今川軍事支配域は北上した。しかし今川義元は山口父子を駿府に呼び寄せ、生害させた(『信長公記』)。この善信行為に難反が相次ぎ、これら地域は再び織田方になつた。永祿初年、今川方は鳴海城、大高城という海に接する二つの「点」を確保するにすぎなかつた。南方には織田方の緒川川水野、大野川佐治、さらには阿久比川久松らがあつた。太い反今川ベルトである。鳴海、大高両城の

連絡路、唯一の補給路は海からとなる。

松平元康が大高城兵糧入を行う必要があったのも、陸地が織田方に制圧され、包囲されていたからである。陸は安全地帯ではなかった。知多郡・愛知郡境での今川布石が機能しなくなったことから、大將今川義元への出陣要請になった。

(三) 鶴殿長祐・長照は熊野水軍

桶狭間合戦時の大高城の城将について、『信長公記』はなにもふれていない。しかし関連する今川方発給の文書が残されている。前年のA永禄二年八月二十一日・朝比奈筑前守宛て今川義元判物写（泰能、土佐国葦筒集残編3）、静岡県史¹⁴資料編7中世三二七〇五、およびB年欠（永禄三年）六月十二日・今川氏真感状写（鶴殿系図伝巻一所収、静岡県史¹⁴資料編7中世三二七八）の二通である。写とはいえ、ともに一次史料に準じて扱うことができる。

A

此度召出大高在城之儀申付之条、下長尾一所之事、一円永所宛行之也、於遂在城、連々可扶助、彼郷之内、前々之被官等、無相違所還附也、守此旨、用心已下無油断可動之者也、仍如件

永禄三年己未年

八月廿一日 治部大輔（花押）

朝比奈筑前守殿

永禄二年八月には掛川城主でもあった朝比奈泰能が城将であった。城

料（城郭維持経費）に下長尾（遠江国榛原郡下長尾か）を得ている。

B

去年十一月十九日、去五月十九日於尾州大高口、両度合戦之時、太刀打被鐘統三ヶ所云々、無比頼備大神妙候、弥可抽戦功者也、仍如件

六月十二日 氏真判

鶴殿十郎三郎殿

鶴殿十郎三郎は『鶴殿系図』（『愛知県史』資料編14、系図家譜三〇〇）に

某（藤太郎）——長持（藤太郎）——長持（三郎）——長照（藤太郎）

長祐（十郎三郎）

とあり、長持の弟、長祐である（長助ともある）。

永禄二年八月には今川家中の本身中の大身であった朝比奈泰能が城将であったが、二ヶ月後、同年十月には十郎三郎鶴殿長祐が登場する。

今川義元はいつごろ尾張攻撃を決めたのか、有光友字「今川義元（人物叢書・二〇〇八年）にあるように、義元自身が公表し、周辺も知るようになったのは三月、四月で、『近日義元、向尾州境目進発候』、『夏中可令進発候』とある。準備はその前から進められている。前年二年にも、秋口に侵攻を開始する（「何様、来秋必令参陣候」）、と言明していた。大規模な動員計画が進むなかでの二度に及んだ大高城城主交代は、当然

に一連の動きである。

永祿三年段階で、大高城の城主が鶴殿一族であったことは、ほとんどの史料が一致している。徳川方の記録『三河物語』では「大高にハ鶴殿長幼(長持)番手に居たり、また「松平記」は鶴殿長助とする。ほぼ同時代史料である。『滋照露言抄』(城兵庫上巻天文二十年(一五三三)・下巻天元元年(一五七三)、新日本古典籍総合データベースによる)では「永祿二年先原形保、鶴殿長助・長宗をして尾州大高の城を守らせ給ふ」とある(長宗は藤太郎長照)。「永祿二年」とあって、Bにあった「去年」に一致する。大高城は鶴殿長持の子である長照と長持の弟である十郎三郎長祐、叔父と甥が守っていた。

鶴殿一族が朝比奈泰能の配下として在城したのか、あるいは交代し入城したのか。これ以降、大高城と朝比奈の関わりを示す史料は見られないし、上記のような史料状況からすれば、交代であろう。

大高城を最要要視し、能力の高い人員を配置する。鶴殿一族が選ばれた。来るべき作戦行動を前提にした強化策、布行である。

長照の母、つまり長持妻は今川氏親女子であり、長照は今川義元の甥になる。今川氏親は女子を鶴殿長持に嫁がせた。同盟者・家臣団中でも、鶴殿氏を最重視していた。なぜなのか。鶴殿一族にはどのような力があつたのか。

鶴殿氏は三河国宝飯郡西之郡の領主で、土郷城主(宝飯郡西之郡・蒲郡市神之郷町)であった。三河湾まで15kmの距離である。

鶴殿という地名は三河にはない。紀伊新宮鶴殿村が苗字の地である。鶴殿村は熊野川河口左岸で、海(熊野灘)と川(熊野川)に面していた。上掲『寛政重修諸家譜』には、鶴殿長持は紀伊熊野村常香の末裔とあり、

鶴殿一族は熊野別当湛増を祖とするとしている。

これらの根拠地、西ノ郡一帯は「河国竹谷蒲形両庄に属し、『吾妻鏡』元暦三年(一一八五)二月十九日条に「熊野山領參河国竹谷蒲形両庄事、有其沙汰、当庄根本者開苑領主散位俊成奉寄彼山之間、別當湛快令領掌之、讓附女子」とあり、藤原俊成による熊野山への寄進後、別當湛快の子孫に伝承されていた。湛快は湛増の父である。この関係があつて、熊野鶴殿村から、三河鶴殿一族の祖が下司(相当)職として移住した。

鶴殿は熊野川の河口にあり、熊野水軍の最大根拠地である。河口だから松・杉・檜の良材も得やすく造船適地である。かれらの移動の背景には熊野灘から伊勢湾・三河湾への水運把握があつた。永祿元年(一五五八)・熊野新造」という三十挺船の大船が伊豆水軍にあつた(北条家朱印状写・大川文書「静岡県史」資料編7中世三二六六一)。熊野は造船でも操船でも卓越した技術を誇った。

三河鶴殿一族は三河海岸部(宝飯郡西部)を領地とし、熊野水軍・鶴殿村をルーツとし、鶴殿名字を名乗り、アイデンティティを共有する海民・水軍である。鶴殿長祐・長照には熊野水軍の卓越した技術が伝承されていた。彼らが最前線にある海岸堡の城将になったことは、水軍機能強化、決戦への備えである。海岸堡・大高城こそ今川(鶴殿)水軍の前線根拠地といえる。大高には軍船が常時、碇泊していた。

なお先に引用した史料B(十七頁)には、「去年(永祿二年)十一月十九日」にも大高口で合戦があつたと記されている。同じ文中にある五月十九日は桶狭間合戦を指すから、この年々文書は永祿二年である。大高口では二年間で二度、合戦が行われていて、いずれも鶴殿長祐が奮戦した。十一月十九日は正しくは十月十九日らしい。奥平監物(定勝)、

菅沼久助宛ての年欠十月廿三日義元感状が「通残っており、そこにも、去十九日、尾州大高城江人数・兵糧相籠之類」とある。十月廿三日以前の「去十九日」の合戦だった。桶狭間合戦の夏ではなく、前年永禄二年十月十九日に三河・鵜殿勢による人数と兵糧入が行われていた（松平奥田家古文書、浅羽本系図、「静岡県史」資料編7中世三・二七〇～一〇一）。前者の「人数」は兵員であるから、そのときまでは大高城が織田方の支配地だったことも想定できる。

(四) 中島砦・梶川平左衛門

今川方鳴海城への物資運搬を担う鳴海津は、塩の満干のある扇川にあって、潮汐限界内という地の利を生かした漢である。織田方中島砦はその扇川（本流）と鎌研川（支流）の合流点にあった。鳴海城のわずか500m上流であって、川べり低平地に立地していた。挑発的なまでに敵の眼前に位置し、かつ上流だったから、有効で戦術的な妨害活動ができた。しかし攻撃もされやすかった。善照寺砦からの側面援護はあっただろうが、緊張に満ちた最も危険な砦と考える。

その困難な任に当たった守将が梶川平左衛門である。のち「信長公記」巻一・永禄十一年十月二日摂津池田城攻めの記事に「水野金吾内に無隠勇士梶川平左衛門」と絶賛された人物である。金吾は衛門府の唐名であるから、「右衛門大夫」だった水野忠政を指す（寛永諸家系図伝）。忠政は信元の父で苜屋・小河・大高に拠った。尾三國境・海べりの城（感湖河川境川・逢妻川沿い）で、信元の名乗りは下野守であるが、この家を指す場合は「水野金吾」といったものが、金吾「内」とあるのだから、信長の直臣ではなく同盟者の家臣であり、信長直接の命令を受ける立場

にはなかった。梶川五左衛門（寛永諸家系図伝）では平左衛門弟）は天正十一年（一五八三）九月七日、延命寺（大府市）への寄進状を残しており、尾三國境・海辺の支配が確認できる（延命寺文書・愛知県史）資料編12・七七頁所収。『尾張御行記』第六・大膳村（二八三頁）をみると、大膳城・府志古城系田・在左膳村、梶川五左衛門居之、今為田圃、按梶川五左衛門者水野家人也」とあり、同様の記述は「尾張志」横根城主の項に「水野氏の臣梶川五左衛門」とあって、水野家中であったことはまちがいない。

鳴海津上流の中島へは、船での漕上は時間に制約があり、逆に中島から鳴海津への船は下りだから、いつでも迅速に行動できる。作戦次第で優位を確保できたけれど、至近にすぎた。最前線の危険な砦に、直臣ではなく友軍の家臣を入れた。梶川は水野が管轄する苜屋・小河の海城、およびそれにつながる境川の支流城を基盤としていた。地形に応じた戦法に優れていたのだろう。そうした武士団は織田家中に手薄だった。梶川は水軍を率いる将で、大型軍船を操るよりも、河川を下す小型兵船操作に優れていたように、水野配下ではあったが、信長の懸望を受けて、この砦に入り、功績も挙げた。こうした経歴があったからこそ、「隠れなき勇士」と評価されていた。いわば特務機関的な備兵要素を持っていたと考ええる。

当日織田信長は鳴海城の至近を通過した。丹下砦から善照寺砦への信長軍通過に対し、東海道筋を掌握していたはずの鳴海城は、何ら行動も制止もできなかった。すでに軍事的な真贋が果たせないほど疲弊していたものか。中島砦への梶川配置とそこからの波状攻撃は、鳴海城の機能を低下させ、さらに今川義元自らの出陣を招き、結果からいえば、桶狭

間勝利の遠因にもなった。

この配置に尾三国境で苦渋を詠み続けていた水野信元および梶川平左衛門の高揚感と決戦意欲、そして織田信長の凡庸ならざる才覚を読み取った。

水軍梶川の活躍は各地で確認できる。まずは熱田で加藤隼人佐に宛てた梶川五郎左衛門尉秀盛（平左衛門弟）の年欠四月二十日書状が熱田・西加藤家文書に残されている（『愛知県史』資料編12・一六九五）。「わうせこの孫七方屋敷を上様の御弓家である桶熊助右衛門尉の口入（仲介）で引き得たところ、今度御陣で御留守中に加藤隼人佐の連乱で、こぼされた（破却された）。破却を問責し、理由を糾している。「わうせこ」は熱田大瀬子（浦）で魚市があり、「尾張名所図会」にそのにぎわいが描かれる（木之免町、大瀬子公園に旧町名の名残）。魚市場は海からの物流交易の場で富があつた。そこに拠点を設けようとした新興勢力梶川は、加藤隼人佐と抗争になつた。なお尾張国中々村の代官、桶熊助右衛門の娘は「太閤養生記」の著者とされる土屋知貞の養母というから、上様は織田信長である。

船手奉行としての梶川は加藤清正配下に確認できる。『続撰清正記』（続清正記、熊本県立図書館・林田家文書、〔肥後文獻叢書〕）あるいは『宇土軍記』（熊本県立図書館）をみると、「大坂におかれた大木土佐守と船奉行の梶川才兵衛」、「清正之舟奉行梶原助兵衛、身上五百石、有説には梶川才兵衛と云々」とある。前者『続撰清正記』の奥書に梶川才兵衛の祖父が梶原助兵衛景俊で高麗陣の惣船奉行だとある。梶原助兵衛（景俊）は播磨赤松の配下とされ、黒田如水宛の注文を残す（黒田家文書一

167、福岡市博物館・イメーシアークイブに画像）。

『肥後加藤侯分限帳』によれば、この分限帳は森本儀太夫所持本を時習館本で朱筆校訂したもので、梶原才兵衛を朱筆で梶川才兵衛に訂正している（一七〇頁）。

また梶原水軍といえれば北条水軍の「船大将の頭」といわれた紀伊出身梶原景宗が知られていて、苗字・通字が共通する（下山治久、『後北条氏家臣団（人名辞典）』二〇〇六）。水軍ブランドとしての梶原は、東海から関東（尾三・伊豆・相模・瀬戸内地域（播磨））において活躍した。梶川平左衛門・五左衛門の系統は尾張のつながりで加藤清正と主従関係ができたと推測する。水軍力を媒介にして、婚姻や養子を通して梶原水軍に接近したとみたい。天正十二年六月十六日尾張蟹江合戦に連動して、大野城沖海戦が行われた際に、織田信雄が梶川五左衛門秀盛の船を派遣し、大野城山口重政を支援させている（寛永諸家系図伝「山口重政」）。ルーツは尾三国境、汽水地帯にあつて、桶狭間以降は信長家臣団との強いつながりもできたが、梶川平左衛門は摂津で戦死するまで水野の家臣という立場を変えることはなかった。

(五) 大高城兵糧入

『信長公記』に五月十九日朝の潮は今川方が軍事行動する上で、もっとも有利な時間帯であると、記されていた。あらためて読み直す。

今川義元、奮懸へ参陣、十八日夜に入、大高之城へ兵糧入、無助様に、十九日朝塩の満干を助かへ、取出を可私之旨必定と相聞候之由

年/月/日 (曜日)	満潮				干潮			
	時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位
2020/06/10(水)	7:59	77	21:47	79	2:31	-15	14:55	-92

表1 名古屋港の潮汐(2020年6月10日)¹⁾

〔緒川城、水野氏〕衆は、緒川に置いて義元本陣を牽制させたか、ないしはともに大野周辺に置いたと解釈する。大高城および伊勢湾東沿岸を監視し、攻撃し始める体制を取っていた。今川軍は午前2時30分以降、北に流れ始める潮を利用できた。織田方水軍も沖合に碇泊するか、または早朝に追撃し、潮を利用して大高

城を襲った。『信長公記』天理本のみ記述のあった、大高之南大野小川衆の配置とは、大野城衆(佐治氏)を南・大野湊に配置し、小川(緒川城、水野氏)衆は、緒川に置いて義元本陣を牽制させたか、ないしはともに大野周辺に置いたと解釈する。大高城および伊勢湾東沿岸を監視し、攻撃し始める体制を取っていた。今川軍は午前2時30分以降、北に流れ始める潮を利用できた。織田方水軍も沖合に碇泊するか、または早朝に追撃し、潮を利用して大高

城を襲った。『信長公記』天理本のみ記述のあった、大高之南大野小川衆の配置とは、大野城衆(佐治氏)を南・大野湊に配置し、小川(緒川城、水野氏)衆は、緒川に置いて義元本陣を牽制させたか、ないしはともに大野周辺に置いたと解釈する。大高城および伊勢湾東沿岸を監視し、攻撃し始める体制を取っていた。今川軍は午前2時30分以降、北に流れ始める潮を利用できた。織田方水軍も沖合に碇泊するか、または早朝に追撃し、潮を利用して大高

城を襲った。『信長公記』天理本のみ記述のあった、大高之南大野小川衆の配置とは、大野城衆(佐治氏)を南・大野湊に配置し、小川(緒川城、水野氏)衆は、緒川に置いて義元本陣を牽制させたか、ないしはともに大野周辺に置いたと解釈する。大高城および伊勢湾東沿岸を監視し、攻撃し始める体制を取っていた。今川軍は午前2時30分以降、北に流れ始める潮を利用できた。織田方水軍も沖合に碇泊するか、または早朝に追撃し、潮を利用して大高

城を襲った。『信長公記』天理本のみ記述のあった、大高之南大野小川衆の配置とは、大野城衆(佐治氏)を南・大野湊に配置し、小川(緒川城、水野氏)衆は、緒川に置いて義元本陣を牽制させたか、ないしはともに大野周辺に置いたと解釈する。大高城および伊勢湾東沿岸を監視し、攻撃し始める体制を取っていた。今川軍は午前2時30分以降、北に流れ始める潮を利用できた。織田方水軍も沖合に碇泊するか、または早朝に追撃し、潮を利用して大高

城を襲った。『信長公記』天理本のみ記述のあった、大高之南大野小川衆の配置とは、大野城衆(佐治氏)を南・大野湊に配置し、小川(緒川城、水野氏)衆は、緒川に置いて義元本陣を牽制させたか、ないしはともに大野周辺に置いたと解釈する。大高城および伊勢湾東沿岸を監視し、攻撃し始める体制を取っていた。今川軍は午前2時30分以降、北に流れ始める潮を利用できた。織田方水軍も沖合に碇泊するか、または早朝に追撃し、潮を利用して大高

内陸河川を使用した事例がある。上杉謙信が武蔵羽生城に、船三十艘で兵糧入を試みた例（天正二年）四月十三日上杉謙信書状、志賀樞太郎氏所藏文書、『群馬県史』資料編七中世三・二七六五）や、永祿十二年駿東郡吉原での兵糧入が船で行われた事例である。そのおり敵側は千人の兵員を動員した（矢部文書『小田原市史』史料編中世三・七七三）。

船を使った兵糧入は決して珍しいものではなく、むしろ馬よりも利点が多い。もし周囲が海だったら、陸路をいくのか、海路を行くのか、どちらを選ぶだろう。

松平軍が海路を全く利用しないということはあり得なかった。尾張藩作成の前掲蓬左文庫図が示したように、だれしも海路からの搬入を考える。それゆえに『信長公記』に潮の満干が記述された。

海路であれば、大野、小川の両水軍の布陣を突破しなければならぬ。夜間の通行だった。大野にいた軍船（小早）を上回る数が必要だが、大高城の兵船を加えれば、優位を確保できたと考える。むしろ海路とて容易ではなかった。

(八) 帰路

桶狭間の敗戦で、大高城という不動産は失っても、そこにあった軍船は桶狭間であつた戦産であるから、放置はしなかつたと考える。大高城は「自産」すなわち放棄した城で、包圍もされてないし、攻め落とされてもいない。圧倒した織田方は当面無視して、空城になるのを待つていた。鶴殿長照も松平元康も健在である。水軍は船で戻る。鶴殿長照の帰路は海路でなければおかしい。松平元康も丸根合戦以後、大高城にい

た。危険な織田制庄地の突破はせずに、鶴殿に同道し、三河湾より矢作川（矢作古川）河口を経て、直接岡崎城に入城した可能性が多分にある。『三河物語』では水野信元家臣の案内を得たとするが、この後も一年ほど、水野とは合戦しているから、不自然である。また、鳴海城も落城していない。

（略）今度於尾州一戦之砲、大高・奮掛両城雖相捨、鳴海堅固爾持詰段、甚以粉骨至也、雖然依無通用、得下知、城中人数無相違引取之条、忠功無比類、剩苜屋城以籌策、城主水野藤九郎其外随分者、数多討捕、城内悉放火、粉骨所不準于他也、（略）守此旨、弥可抽奉公状如件、
永祿三庚申年六月八日

岡部五郎兵衛尉殿¹⁰

氏真（花押）

「依無通用」と明記されている。陸路からの帰路は困難であつた。鳴海津にあつた軍船に乗って、「城中人数を相違なく引取った上で帰国した」と考える。こうした状況で軍船の放棄は考えられない。織田方も逃げるものは追わなかった。しかし岡部の場合は苜屋城にて水野藤九郎、そのほか「随分の者」を討ち取り放火した。これも海より逢妻川・境川河口に入り、海城・刈谷城を攻撃したように考える。

年欠八月一日の寛平十郎宛の松平元康感状写（譜牒余録、後編巻十七、『愛知県史』資料編Ⅱ・二四）や同日付でよく似た内容の坂部又十郎宛の文書（朝野田聞哀藁、『愛知県史』資料編Ⅱ・二五）がある。

今度於石瀨 無比類仕候、弥忠節肝用候、尚以高名無是非候、恐々謹言

八月朔日 元康御在判

寛平十郎とのへ

今度無比類失を仕候、弥忠節専用候、恐々謹言

八月朔日 元康御判

坂部又十郎とのへ

『果史』は『寛永諸家系図伝』に基づいたと思われるが、永禄三年に比定している。前者に石瀨が登場する。尾張国知多郡には石瀨と石ヶ瀬という二つの地名がある。史料表記は「石瀨」だが、通常「石ヶ瀬」に置き換えて、『松平記』（愛知県史）資料編14・3の記事や水野信元との石ヶ瀬合戦としている。石ヶ瀬合戦は史料に永禄元年、三年、四年としたものがあつて、『大日本 史料稿本（東大史料DB）』では、石ヶ瀬合戦についての綱文を永禄元年此殿条、および永禄四年二月六日条の双方に掲載するものの、前者では寺部合戦の後、距離のある石ヶ瀬にて合戦することに疑問を呈している。後者では、『寛永諸家系図伝』（高木清方）『創業記考』などの記述から、「永禄四年二月六日横根にて、翌七日石ヶ瀬（大石ヶ瀬）にて合戦があつた」とし、合戦はこの一度きりとする。永禄四年とする場合、水野との和平（『水禄四年四月十一日か』）後に、和平以前の二月合戦の感状を半年後に複数発給したことになる（『安城市史』通史編六七五頁、愛知県史）資料編11・六二～六四頁）。ただし史料の通りの「石瀨」であれば、現在の常滑市、佐治氏の居城

大野城の東に地名がある（読みは、いしぜ・『歴史地名大系』）。もし永禄三年、ここでの戦いとすれば、大野から背後に回った大野城攻めの可能性もあつて、そうであれば桶狭間の一連の合戦となる。この場合、ほとんど無傷だった鳴海城の岡部元信が刈谷城を攻撃したように、松平元康の部隊が海路での帰途に、佐治の本城である大野城を攻撃したことになる。まったく想定不可能ともいえないと考える。

二 降雲

(一) 後巻・今川義元の目的と行動

義元の行程は『三河物語』に記されている。以下はその行程である（kmは鉄道行程表による）。

駿府↓（一日）藤枝（20・1 km）、先手衆は島田、金屋、仁坂、懸河

藤枝↓（一日）懸河（29 km）

懸河↓（一日）引馬（27・8 km）

引馬↓（一日）吉田（36・5 km）

吉田↓（一日）岡崎（32・3 km）、先手衆は屋敷（矢作）、鶴等（宇頭）、

今村・牛田・八橋、池鯉鮒

岡崎↓（一日）池鯉鮒（13・3 km、岡崎から香掛であれば18・3 km）

先手衆がいて、義元藤枝宿泊の時には嶋田・金屋・仁坂・懸河に達していた、とある。日によって四宿使用もあれば、六宿もある。それほどの大軍であったというニュアンスであろう。ただしこれに従うと、義元が池鯉鮒に達した時、前軍（先手衆）は四つ前方の宿に到達し、分散宿

泊したことになる。「実晩記」(「自京鎌倉マテノ宿次ノ次第」永禄元年閏六月二十四日写、での宿は香掛・鳴海・熱田・寛津)。実際にはそうはしていない。香掛城では全軍の宿泊はできなかった。義元軍は街道に溢れるほどの大軍ではなかったかもしれない。

岡崎までは安全圏だから順調な行軍だが、それより三河境に差しかかるあたりから、進行速度は遅くなる。軍事警戒域に入って、偵察し、兵を配し、安全策をとりながらの布陣だった。三河刈谷(菊屋)城主であつて、境川を挟んだ対岸、尾張緒川城も拠点とする水野信元や阿久比・久松がいたし、尾張知多郡には大野の佐治らもいた。この信長方武士団から、挟撃される恐れがあり、警戒の必要があつた。香掛から大高はわずか8 kmほどで、岡崎からは26 kmだから、それまでの行軍のペースだったら、朝に岡崎を出ればその日には大高に到着できる。しかし織田方の軍事支配域の通過だったから慎重を期した。信長が出撃してくることは予測していただろうし、どのような迎撃が有利なのかを計算して布陣する必要があつた。

前夜は池鯉鮒経由で香掛城(信長公記)に宿泊した(「三河物語」は池鯉鮒宿泊のように記している。知立、香掛間は約4 km、池鯉鮒⇨知立城がある)。香掛は鎌倉街道が通る。香掛・桶狭間は4・8 km、1時間半ほどの行程である。早朝に出たはずだが、昼前に桶狭山に本陣を張り、停滞した。桶狭山から大高城は4 km弱で、1時間の行程にすぎなかった。各部隊はいくつにも分かれて、香掛から鎌倉街道を行って、鳴海城の背後に向かうものもいたし、有松道に出てから桶狭間・大高道に入り、鷺津丸根の背後に回るものもいたであろう。

今川義元の目的は孤島状態にあつた鳴海城と大高城を救出して領域支

配の拠点とすることにあつた。すなわち「信長公記」に「後巻」とあるとおりで、藤本正行が「後語」と解説している。「後巻」と「後語」は同じ意味で、『日葡辞書』に「Vixrozume(ウシロツメ)。またはウシロマキ」。せめともいいう。城を包圍している敵方を背後から攻撃して、包圍網をとき、周辺の陸上軍事支配権を確立する作戦である。

義元は塗輿を帯同していた。「瑞光院記」や「匿名土代」(静岡県史)資料編7中世三二七四七(四八)によれば、出陣直前の永禄三年(一五六〇)五月八日に治部大輔源義元を三河守に、従五位下源氏実(氏真)を治部大輔に補任するという宣旨が出された。三河は上国で守は従五位下、治部大輔は正五位下だから、位階としては治部大輔の方が三河守よりも上で、位相当では下位への任官である。

義元は前後して塗輿使用の認可も得たらしく、それを誇示するために塗輿を同行させた。輿は通常官にかけた組で駕輿二人が吊る。行軍は馬に依拠したと思われ、義元も執苦しい輿など使わず騎乗であろう。輿は馬よりもはるかに遅く、戦場向きではない。ただし毎日晴天とは限らない。道中、雨の日は輿に入り、兵は糞で歩いた。

今川方は尾張国海西郡荷の上・瀬浦の服部左京亮を味方としていた。木曾川河口である。木曾川も庄内川も天白川(黒木川)も河筋はいずれも沖合・伊勢湾で一つになつているから、服部左京亮にとつては潮汐を利用して大高・鳴海への往来は容易であった。

対する織田方は中島砦を配置した。低地の立地だから、防御性に甚だ劣るが、述べたように内陸河川用の軍船を置いて、鳴海津を入りうる船を上流から牽制した。

至近に中島砦、周辺知多半島に大野衆、緒方衆、また膝下の精進川河

口の宮(熱田)・五条川(庄内川)河口の下之二色にも水軍を配置した。下之二色は天正年間、前田領で、『張州府志』は下一色城主を前田与十郎とする。

木曾川河口とその流域、および鳴海灣、愛知灣の制海権をめぐる戦いでもあった。勝利できれば、経済港・熱田の支配が可能になる。『信長公記』に詳述されないが、必ず海での軍事行動があった。今川義元はその情勢に応じて行動を展開し、信長軍を殲滅する必要があった。隊列は低地には危険だから、常に優位な高地にいるようにした。しかし全部隊が桶狭間山に布陣することはできないから、類似の山の上をいくつか占地した。当時の山は牛馬の飼料をうる草山か、または薪山で、常に刈られているか、枝葉も切り取られているかして、見通しはよかった。桶狭間山にいた義元の旗本衆は「三百騎」とあるので馬が三百頭、騎馬武者が三百人、雑兵が六百人、計九百人のはずである。桶狭間山はそれほど大きな山でもないが、混雑していたであろう。山頂には二つ引両・赤島の旗や馬印が翻っていた。

蓬左文庫桶狭間図(図602-1)では今川義元墓や古碑のある場所を田楽狭間、屋形狭間とする。『田楽が窪』は豊明市間米、二村山南にもあるし、桶狭間長福寺北に「田楽坪」と記入した地図もある。『窪』とよばれる低地形、窪地に今川軍が本陣を張ることはなく、追われての逃げ込み地か。

『田楽が窪』は『東の道の記』に「山立どもが出る」場所としてみえ、紹巴「富士見ノ道ノ記」また幸若舞にも登場し、知名度が高かった。天正十五年(一五八七)、雪斎三十三回忌にあたって作成された拈香法語(臨濟寺所蔵)では「尾之田楽窪」とある(『静岡県史』資料編8中世四、

一九三三)。万を越す大軍で多数が死傷した。千人塚のように将兵が散死した箇所は各地にあった。

今川軍は東海道部隊のみならず、鳴海灣に集結した鵜浦水軍と三河水軍との連携を図ったのであろう。背後の緒川勢を警戒しつつ、水陸の連携を図るため、暫時東海道にほど近い桶狭間山に駐屯する必要があった。丸根・鷺津そして鳴海沖の戦況を確認し、信長の動向も把握した上で、迎撃の陣形に入る予定であった。各隊は相互連絡の必要上、次の指令が伝達されるまで、むやみには当初の約束地を移動しない。織田方の間諜(忍び)は馬印で義元本陣を識別できており、逐次信長に報告が行く。

(二) 清州から宮へ・名古屋(那古野)城ほかに配備された兵と馬と武器

清州籠城戦術をとるか否か。『雨庵信長記』は林佐渡守が籠城を提言したとし、「道家祖看記」(『愛知県史』資料編11・六五)では林・平手が同調したとしているが、天理本では家老衆が提言したとのみある。陽明本ではそうした記述がない。境目の城において籠城する例は多い。長篠城、備中高松城、葦山城など。けれども最初から本城まで退いて籠城した例は、あまり聞かない。信長はすでに鷺津・丸根などに兵を配置している。

永祿三年、もし織田信長が最前線で戦う大高城包圍隊(鷺津・丸根隊、鳴海城包圍隊(丹下・善照寺)や中島君の友軍水野配下の梶川勢を見捨て、清洲城から出なかつたら、その時点で将士の心は信長から離れる。勝算は得られなかつた。信長には野戦以外の選択肢はない。信長以外の将であつても、そうした。

『信長公記』に、「人間五十年 下天のうちをくらふれば」と歌い舞い、ついで「蝶(かい) ふけ、具足よせよ」と立ちながら朝飯を食べたとある。満ち溢れる駆道の中に、余裕もみせた清洲城・信長出陣の様子は、『信長公記』の名場面である。しかし天理図書館本では前夜にも酒宴と謡があつたと記している。『雨庵信長記』も前夜に舞つたとしており、実際は前夜の方にリアルさがある。出陣前夜、親しいものとささやかな宴を張ることはありうるし、感極まって舞うこともある。ドラマ(語り物)なら出陣直前がふさわしいが、前夜、就寝前の酒宴の方が、不自然さはない。さらに、清洲からすでに具足を着用したとある。信長については分からないが、雑兵はこの段階ではまだ具足は付けなかったのではないから。

清洲から熱田まで、清洲を出たときは主従六騎、熱田まで、「三里二時」にかけさせられ、熱田・源太夫宮から鷲津、丸根落城の煙を見たとき、馬上六騎、雑兵二百ばかり、とある。三里は12km、時は2時間だから時速6kmで、ふつうに歩く速度の1.5倍、速かつた。馬上の六騎には可能だが、徒歩の雑兵には困難に思われるし、もし具足を着用していたら不可能だった。

『道家祖看記』の表現だと、「清洲」城のうちをば、御小姓七八き(騎)にて出たまへ、大手の口にて森三左衛門・柴田権六(以下関子) 其外三百斗てひかへたり」とあつて、すでに清洲城の随所で兵士が待ち構えていた様子がわかる。清洲城大手門外、勢溜にての集結である。

清洲城から熱田方面へは鎌倉街道を南下する菟津道と名古屋(那古野)に向かう枇杷島道(近世の美濃路)があつたが、名古屋から熱田道につながり、管轄の城が複数ある後者を行つたと考える(大日本五道中図

屏風)「描かれた名古屋城・写された名古屋城」所収参照)。枇杷島川(小田井川・庄内川)には橋がなかったかもしれないが、瀬はあり、徒渡にて進んだ。

この枇杷島道・熱田道沿いには名古屋(那古野)城・古渡城がある。信長直轄の城、駐屯基地である。今川義元が駿河を出陣したとの報告を得た段階で、これらの城に兵を入れたことは確実である。法螺をふき、出陣を知らせる前に、狼煙(まだ暗ければ篝火が花火)を上げ、早馬を名古屋に走らせ、名古屋からは古渡、末盛に、雑馬が出た。同じようにして古渡からは熱田端城に、端城からは山崎城、桜中村城、笠守砦、星崎城、丹下砦に伝達が行つた。『道家祖看記』では「ほしき面にひかへたる佐々下野守三百あまりにて」とあつて、星崎表で控えていた佐々政次が合流、前夜から星崎に宿泊していたと推測する。

清洲城の中を五条川が流れる。この川も感潮河川で、大潮の満潮時は水位が上がつた。引潮なら舟運が使える。清洲城兵の多くは前夜までに船で河口に下り、星崎周辺に集結していったらう。小荷駄も馬ではなく、船を利用して予め運搬していたと考える。ただし当日の早朝は潮が逆で使えなかつた。

兵は前夜までに星崎か丹下周辺に集結すればよかつた。武器甲冑・薬も食料も最終集結地に配置されていたから、そこで配布・装着したと考える。

前夜、鷲津、丸根両砦からの急報があつたというが、潮の満干は前からわかつていたことである。星崎か丹下かに入城・待機していた兵の一部を早朝に、両砦支援に増強する旨の指示は出せた。信長も各砦を放置し、見殺しにしたわけではない(鷲津、丸根側も夜についての信長自ら

の出陣までは要請していない。

時系列にて整理する。午前4時に出たとして、熱田まで一時(2時間)、三里だから足軽は3時間、ここで他の兵の到着を待つから午前8時ころまでいた。「道家祖看記」では熱田にて千七八百とある。信長の兵について、「信長公記」は「二千に不足」「二千に不可過」とし、「三河物語」は「三千ばかり」だから、それくらいの人数だった。熱田で大半が集結した。

馬は暑さに弱い。水を与え、また水をかけて冷やす必要がある(近世名古屋城にも三之丸柳原往還脇の堀に馬冷場・清水があった)。真夏であるし、急いだ。汗をかいた馬に乗り続けるよりも、各城に着くことに交換するのが合理的である。予め、乗替の馬を各城に用意させてあって、騎馬武者の数だけ要するから相当な数の乗替の馬が配置してあって、名古屋城にも古渡城にも、馬と人が充満していた。信長自身も各城で乗替の馬(交換馬)に替えた。

熱田から鳴海は7km。「もみにもんで」も足軽たちは2時間弱かかる。午前10時から11時には鳴海周囲の砦に滞陣していた。まもなく午の刻になる。

星崎で合流があったように、予め兵を配置、武器弾薬、甲冑、食料も入れている。信長主従がわずかに六騎で出発しても、途中に待ち受けていた兵と合流していくから何ら支障はなかった。雑兵は甲冑を着ずにただ走って、前線基地。丹下砦が善照寺砦で武装した。信長に従う武将も各城にて、できる限り新しい馬(乗替馬)に換えた。信長も最終の基地で、一番の駿馬・愛馬に乗り替えた。

猛暑のなかでの行軍であった。清洲から重裝備で疲弊しては、最

上のコンディションで戦えない。戦場についた段階で疲労困憊というわけにはいかなかった。決戦を迎えるために必要な条件が、軽装での進軍である。体力温存を優先し、決戦に備えた。

(三) 宮から鳴海 下道と上道 東海道

熱田からは潮が満ちていたため、上の道を行つたのである。

『春のみやまち』(飛鳥井雅有、「海道記」、「東関紀行」など中世の紀行文によれば、多くの旅人が熱田以南は年魚市(愛知)・鳴海・鳴海湯を通る「下の道」、つまり千潟の中の道を行つた。當時の通行は不可能、通行時間に制限のある道である。ただし紀行文筆者らは一刻を争う旅人ではなかった。古来、歌に詠まれた名勝・年魚市(愛知)・湯・鳴海湯で引き潮時の景色を見、田鶴や浜千鳥を見ながら、歌を詠むことが目的であった。潮が引いていく様はなかなか壮観なものであったと、彼らは一様に書き記している。飛鳥井雅有の場合は酒を三三杯ほども酌み交わして待機した。三三杯とは和漢朗詠集の三百首をふまえた比喩である(『中世日記紀行文集全評釈集成』三巻。景色、和歌を詠む情景体験を優先させていた。雅有によると「五十町といへども、道よくて駒もはやれば、程なく鳴海の宿に着きぬ」とある。しかし鳴海まで五十町(5km強)全てが海浜だ。たわけではなく、3kmほど行つて、その先は笠寺にあがらなければ鳴海には到達しない。

星崎表で佐々政次が信長を出迎えた。星崎城は笠寺・鳴海道から奥まっつているが、「是ヨリ往還迄二百九十間」とあって、さほど遠いわけではなかった(一間六尺ならば5.2m)。佐々政次は街道筋「ほしきき面」で信長を迎えたのであろう。

海の中の道が本道とは思われない。馬は軟弱な干潟の浜を行った場合、足を取られやすいし、人も歩きやすくない。馬にも人にも不適な道である。熱田・鳴海を結ぶ上道は東海道（鎌倉街道・京街道の本道で整備されていた。熱田と笠寺を結ぶ山崎、戸部を經由する道は直線に干潮時の海浜を通過する道よりはわずかに速いという程度で、さほどの大回りではない。下道が格段に早道であったわけではない。

かくして信長勢は笠寺・星崎表まで、つぎつぎに兵力を集結し、最前線、おそらく丹下砦に到着し、初めて武装を整えた。丹下砦、善照寺砦、中島砦は鳴海城を完全に包圍していたから、鳴海城攻撃という選択もありえたらうが、枝葉と見た信長はそのような下知はしなかったし、鳴海城も城から出られなかった。織田方は包圍警戒の兵のみを残す。『信長公記』の記述では脇が深田であった中島までのやりとりが詳述され、山際に急雨に遭遇したように書かれるが、急雨は「敵の輔（つら）に打ち付け、身方は後の方に降りかゝる」とある。信長は急雨を避け得たのだから、砦の建物の中にいたか、民家があるところといったかのいずれかであるが、猶と考える。

丹下砦・善照寺砦・中島砦の三砦、おそらく高地にある前二者に分れて信長隊は大休止、昼食を取った。腹が減っては戦はできぬ。

(四) 朝合戦

丸根にいた佐久間大守は「打モラサレて落て行」(逃げた)と『三河物語』にある。熱津山にいた飯尾近江守父子のうち、父定宗は戦死した。その子隠岐守(天理木、『寛政重修諸家譜』8-1-166)によれば信宗は生存している(飯尾は織田一族で、『三河物語』によれば定宗は信長従弟、

『寛政重修諸家譜』では筋違従兄)。織田玄蕃秀敏(定宗叔父、織田信長大叔父)についても生死は不明(同上、167)。それから生存グループはいずれかの時点で信長隊に合流したか、いずれかの砦で休息しただろうが、その仔細はわからない。

丸根では攻める側も松平善四郎、高力新九郎、寛又威が戦死しており(『三河物語』松平記)、激戦であった。織田方の前田又左衛門は朝合戦で頸一つをあげている(『信長公記』)。落城はしたが、玉碎・全滅ではない。均衡は保って、兵力を決定的に損なうまでの敗戦ではなかった。ほどほどの防戦で逃げた。

(五) 降雹直撃 桶狭間山本陣

雹が降った。述べたように雹は夏に降る。急激な上昇気流(入道雲・積乱雲)があつて、上空の水点下の冷却気層にまで達していた(『甲陽軍鑑』は「夏なれどひやう(雹)ふり」としているが、雹の基礎知識が欠けている)。

今川義元もまた桶狭間山にいた。そこで雹に遭った。『三河物語』に「義元ハ(略)ペントウヲツカハセ給ひて、ユクノトシテ御給ひシ処ニ、車軸ノ雨ガ降り懸ル」と見えている。「明月記」元久二(二二〇五)年正月五日条に「此間雨脚如車軸」とある。車軸ノ雨、で車軸のように太い雨、大雨だつた。弁当をつかつてユクノ(ゆつたり)としていたところの土砂降りという。「水野勝成覚書」(愛知県史、資料編14・軍記史書六)に「尾州なるみおけはさまざまにひる弁当上り被申所を」とある。「松平記」では「昼時分大雨しきりに降る」とある。

今川義元は「おけはさま山(桶狭間山)に人馬の休息」とある通り、

馬とともに山が上がって布陣していた。暑い日で朝からずっと晴天であった。駐屯の段階ではないから、仮の陣である。休息なら甲冑は脱いでいた。

「関ヶ原合戦屏風（津軽屏風）を見ると、東軍では岡山陣所、松平下野守陣所など、西軍では嶋津陣所、小西棋津守、石田治部少輔など、茅葺の簡易な建物が描かれている（『戦国合戦絵屏風集巻』3、西軍建物はいずれも炎上中。今川方も簡易な建物を仮設したかもしれないし、あるいは輻舎（テント）の用意があったかもしれない。しかし万を越すとされる兵士全員を収容できる建物などない。朝から行動していたから、11時頃に昼食になったのではないか。大半は露天で弁当を食べ、馬は飼いやを与えられている最中だった。昼食中に大雨となったことは強く鮮明に記憶されており、各書の記述が一致する。同じ時間、信長は善照寺か丹下の砦にいて、雨になった。

降雹は積乱雲の急発達によるから雷雨も伴う。空気が急上昇するから、急な風も吹く。『信長公記』のいう杏掛峠の松が東に根から倒れたという記述は、事実であるなら、積乱雲が東に抜けた後の話であろう。雹を含む雨は水雨である。水雨に濡れ、強風のなかには、大きな負担がかかった。

二〇二〇年八月二十二日の長野県上田市の雹の光景を youtube で見ることができた。土砂降りて、「車軸の雨」とはこういうものかと思われる。これを気象庁の過去気象データ検索（10分ごとの値）で見ても。降雹1時間前にそれまでの好天が曇りだし、15時30分には10分間に8.5mmの降水となつて（1時間雨量48.5mmに相当）、34度もあった気温が20度まで、と一気に14度も下がっている。風速毎秒1mで体感温度は1

度が下がるとされる。風速は15mあったから風力は7の強風で15度が下るとすると、あわせて29度下がった可能性はある。雨量は傘も役立つた「激しい雨」であり、糞笠ではあまりに過酷だった。

雷に気づいてまもなく、大雨になる。馬は木々に驚いてあり、放置して逃げるわけにはいかなかった。雨では火薬の保護が最優先されよう。どのようにしても兵士が激しい雨に濡れることは避けえなかった。今川義元だけは奥の中に入ることができた。

降雨は氷を含んでいた。大きな塊が当たると怪我や、脳震盪を起こす。直径5cmの雹塊だと終端速度は秒速33mになる。

糞笠の下に着物はまるで濡れた雑巾になる。着衣水泳に似た状態になって、運動能力は激減し、体感温度は下がり続けた。かなりの人数が低体温症になる。

対する織田信長軍は城砦を辿りつつ東海道筋を来ている。いずれかの

時刻	降水量 (mm)	気温 (℃)	風向・風速 (m/s)				日照時間 (分)
			平均	風向	最大瞬間	瞬間	
14:00	0	33.6	1.0	西南西	3.3	西南西	0
14:10	0	34.0	1.00	西南西	3.4	西南西	0
14:20	0	34.3	1.2	西	3.8	西南西	0
14:30	0	33.3	1.5	西	4.7	西南西	0
14:40	0	32.9	1.4	東南東	4.8	西	0
14:50	0	33.4	1.4	南東	4.5	南	0
15:00	0	30.8	2.2	南南西	5.2	南	0
15:10	0	27.3	1.9	北東	7.2	北東	0
15:20	0.5	23.8	7.4	北北東	14.5	北東	0
15:30	0.5	21.1	9.7	北北東	18.9	北北東	0
15:40	0.5	19.4	9.9	東南東	19.9	東	0
15:50	3.5	20.3	5.1	北東	5.4	北東	0
16:00	1.5	20.8	3.7	北東	5.8	北北東	0
16:10	0.5	20.9	1.8	北	6.4	北東	0
16:20	0	20.8	0.4	南南西	3.8	西南西	0
16:30	0.5	20.5	0.5	西	1.4	西南西	0
16:40	0	20.7	0.4	南南西	3.4	西南西	0
16:50	0	21.1	1.3	北	3.4	北	0

表2 2020年8月22日
長野県上田市の気象データ
(14時から16時50分まで)

城砦にて、この雷雨を避けることができた。昼であり決戦前である。今川義元たちが食事をとろうとして水雨に打たれた時間帯と同じ時間帯に、織田軍は決戦前の昼食を取った。路上ではなく、善照寺砦か、丹下砦か、中島砦か、そのすべてか、屋根があり、井戸もあるところで食事をとった。突然雹の粒が降ってきた。雷鳴そして大雨になったけれど、建物に入って雨宿りができた。

信長は歡喜した。軍師・軍配師から雹を作りだす積乱雲が30分以上持続することはないと助言を得る。彼らは陰陽道のみならず、天文道を知り、気象予報士でもあった。予告のとおり、やがて晴れた。

天は信長に味方した。『信長公記』に「急雨石水を、投打様に、敵の輔に打付る、身方ハ後の方に降かる」とあるのは、降雹回避の比喩的表現である。今川方は鳴海城からの狼煙も雨で薪が濡れて使えなかったものか。信長の動きを本陣に急報できなかった。これほどの豪雨の中に30分もいたら、大半の鉄砲火薬は使用不可能だった。

(六) 惣崩・鉄砲隊射撃

「空晴る、を御覧じて」とある。信長はしばらく豪雨が止むのを待っていた。

信長は本陣だから、先頭に立つことはない。一部は大高城および鳴海城の備えに数百人を残し、鳴海高に到着した大野・緒川衆を支援した。彼ら鳴海包圍隊と丹下砦・善照寺砦そして水軍中島砦は、今川軍船と大高・鳴海面城を強く牽制して、拮抗状態を維持し、義元が安易に大高に入れない状態を作り出した。足止めしたと推定できる。

海道筋を行く本隊は、複数の道を並行して行軍した。敵からの攻撃を一切排除すべく、面的に制圧していく行軍が理想だが、急行を要する。道の一本は鎌倉街道(二村山)で、もう一本は桶狭間道(東海道筋)を騎馬隊が走った。いくつかの山に分散している今川軍の右備え、左備え、それぞれを突く。

「信長御覧して中嶋へ御移候ハんと被仰候」とある。扇川に架かる東海道は橋が中島橋である。信長は東海道を進んだ。奇襲の反対概念は正面戦である。正面戦であれば、今川陣が前面に鉄砲隊、弓矢隊、ついで槍突を備える陣容で待機し、そこに信長隊が突入したことになる。それはなかった。すなわち互いの正面戦ではなく、待機していない兵を側面から衝く奇襲である。信長隊の陣容は整っており、前面に鉄砲を配し、ついで弓、槍の布陣だった。

「信長、鐘をおつ取て大音声を上げて、すはかかれくと仰られ、黒煙立て、懸るを見て」、鉄砲隊が火蓋を切った。「黒煙」をたてながら、襲いかかった。今川重臣、朝比奈一族、丹波守親徳が鉄砲に中かっている。すなわち合戦三ヶ月後の永祿三年八月十六日朝比奈親徳書状(写、安房妙本寺文書、『愛知県史』資料編11・22)に「仍不慮之仕合義元討死無是非次第、不可過御推察候、拙者儀者最前鉄砲ニ当、不相其仕場候、雖然至于只今存命失面目候」とある。鉄砲が的とするということは50m程の至近からの射撃を意味する。それ以上距離があるとの中はむずかしく、威嚇のみになる。信長鉄砲隊は敵の部将の眼前に迫っていた。朝比奈親徳は急所が外れたのか、狙撃死は免れた。義元の死の場になかったようである。別陣にいたと推定する。

『信長公記』は合戦が二度あったと把握している。一度は「朝合戦、

一度は「惣崩」（天理本は大崩）である。前田又左衛門は前者で頸を一つ、後者で頸二つをとった。桶狭間の戦いは「惣崩」を指す。

水をまくるかごとく、後ろへ、くはつと崩れたり、弓・鎗・鉄炮のほり、さし物、算を乱すに異ならず

今川方は、鉄砲ほかが使えず（算を乱す）、惣崩・大崩、完全崩壊になった。「未の刻」（午後1時から3時）、精銳部隊が孤立した本陣に突入。雨に濡れていても、二つ引き両ならびに赤鳥の紋の旗、馬鞍が林立し、本陣の位置は明瞭である。

「塗輿を捨て、くつれ逃げけり」、「旗本は是也、是へ懸れと御下知在」。義元の旗本も最初は三百騎、それが次第に五十騎とあり、輪になっていった。探さずともわかる。雨でずぶ濡れの今川軍は、着衣は絡みがちで、なかに甲冑を着ける時間がないものもいた。気温の低下と強い風に、なす術はなかった。

「御馬廻、御小姓衆、歴々、手負死人不知（其）員」と悲惨な場面が続出した。

「敵の御大将、討ち取つたり」、程なく大音声が、なり響く。

むすび 桶狭間は海陸の合戦

本稿は桶狭間の合戦は大高城と桶狭間の間の局地的な合戦ではなく、伊勢湾海上の水軍を含めた陸海の合戦である、と考えた。『信長公記』天理本は、織田方の大野衆、諸方衆の存在を記述している。敵方、今川水軍については、鯛浦の服部左京進についても記述していた。そして大高城には

熊野水軍たる鶴殿水軍がいて、中島砦には緒川衆の一員たる梶川水軍がいた。から水軍の行動記録の詳細は書き残されなかった。だが必ず彼らは五月十九日に軍事行動を起こした。水軍として連動した軍事行動をとっている。

早朝に三河水軍が松平元康指揮のもと、おそらくは海からの大高城兵糧入に成功し、あわせて船に乗っていた兵員が鷺津・丸根を襲撃した、と推定した。大野衆、諸方衆は松平元康軍への妨害、反撃を必ず行う。鳴海灣で潮の干満に連動した海戦があった。

大高兵糧入の軍船からの兵が鳴海城も支援していた。今川義元は派遣水軍との連携作戦を考えていた。わずかに一時間で入城できる距離にまで到達したにもかかわらず、安全地帯たるはずの大高城目指して、即座に入城するという行動を取らなかった。義元は出陣してくる信長完全殲滅のための海陸連携を模索してあり、信長の動向、鳴海灣の敵味方の優劣、後方にいる知多郡北部の信長勢力などの情報を集約した上で、最も有効な布陣を模索し、桶狭間山で停滞していて、降参という天災に見舞われる。それが命取りになった。

天佑を得た織田信長と兵に見捨てられた今川義元、桶狭間ではそのちがいが決定要因になった。これが本稿の結論である。背景に双方の水軍による海戦の展開があつて、大高城は大野・小川（緒川）の反撃で、けつして磐石ではなかった。鳴海城は緒川水軍・梶川により戦闘機能を失っていた。義元は大高入城ではなく、野戦での信長迎撃を選択した。氣候・天候からの偶然要素は大きかったが、そのみではない。桶狭間合戦の真相、信長の勝因は水軍を含めての緊要した軍事情勢を作り出し、鳴海城を機能させず、義元を桶狭間山から前進させなかったこと、それらにある。

0 藤本正行「桶狭間の戦い」二〇〇〇年「洋泉社は『濃濃で織田軍が表接しにくい時間帯だった』とのみ記述している。桶狭間」信長の『奇蹟神話』は唯だた二〇〇〇年「洋泉社は異説同本」これが通説で海は阻むものであって、逆の、海を利用する視点はない。高田徹「戦場を歩く」、『織田研究』9、二〇〇7。海に言及はするが、やはり否定的である。いっぽう天理本を重視した桐野作人「織田信長戦国最強の軍事カリスマ」新人物往來社二〇一一年、のち新人物文庫二〇一四。には海からの視点がいくぶんあるし、橋場日月「新説桶狭間合戦」(学研新書・二〇〇八)はより積極的、海を論じていて、海と季節風の制約に注目する。しかしながら海からの合戦全体はまだ描写されていない。

1 開保史料に、「愛知集史」資料編11、14「静岡県史」資料編7中世3「中世四」『豊明町誌補遺』など、『信長公記』百巻は角川文庫(陽明文庫本)、『静岡町史』本編では陽明文庫本と天理大学図書館本を対比する上記『愛知集史』資料編14を使用した。天理本は松江堀尾家に伝来した「金子拓編」『信長記』と信長・秀吉の時代「三九頁」『愛知集史』資料編14参照。

2 2014年12月には橋頭壑とされることもあるが、橋頭壑(Shirakawa)は川の対岸、橋を渡った側の基地「拠点」をいう。五世の諸藩の多くも海岸・河口に築城し、船着・船手を置いた。
3 大高の本町水準点は2.8m、東新田はマイナス3m。名古屋港の潮汐上昇レベルは標高1.1m強。伊勢湾白根で長期浸水した区域は中世以前には海だった。大高辺では東海道線より西の天川以南南域は三十日以上浸水した。

中部災害アーカイブス (http://www.cck.chinatsunagi.jp/komen_sajpu/19590926.html)。なお富田五給園も参考に。

4 土佐国鑑編集残稿については森田香司「土佐国鑑編集残稿の史料性格」(『静岡県史研究』11号)。『豊明集』を取録した『高知県史』には県外史料として未収録。

5 三月二十日氏純書状「古文書集」『静岡県史』資料編8中世四「補遺編」三五、四月十二日

水野十郎左衛門宛今川義元書状、別本士証証文、「静岡県史」資料編7中世三三七四〇。大樹寺宛、朝比奈泰朝書状、大樹寺文書、「静岡県史」資料編7中世三二六七八。

6 『寛永重修諸家譜』鶴殿泰氏、巻十八・一六三。「武野昭聞書」(延宝八年・一六八〇)編題にも「義元妹鶴殿長持」。

7 『頼田富士見紀行』に尾張龜崎(半田市)の二里ほど南に、鶴野崎とて、三鷹野に向かへる洲崎がある」と記されている。永禄三年六月二十七日、今川氏真は鶴野那智社安樂院に尾州不慮に関する書状に返書している(『愛知集史』資料編11、二八)。東海海域は鶴野地域とは交通・軍事の上で密接な関係にあった。

8 今川から離れられなかった鶴殿宗家は凋落したが、織田方についた鶴殿氏の後裔は栄えた。桶狭間合戦以降の鶴殿氏、あるいは鶴野の鶴殿氏については『愛知集史』資料編11、一〇八「補上」一八九「日福書状」二二五・二二七「渡辺忠右衛門夏書」鶴殿十郎三郎、同上。資料編14・八「ほか」鶴殿長房の従妹に西ノ郡の局がおり「長持弟長忠女也」。徳川家康の側室となって、督姫を生んだ。督姫は北氏直に嫁ぎ、その死後には池田輝政に再嫁した。その子孫は鳥取藩士となつたから、藩主外戚の家として鳥取藩で存続した。

『鶴殿家史』 蒲郡郷土史研究会、一九八二

『蒲郡市史』本文編1 原始古代編「中世編」蒲郡市史編さん事業実行委員会編、二〇〇六
『鶴殿村史』通史編「中世の鶴殿」執筆藤原良紀、三重県鶴殿村、一九九四。史料編

一九九一。天正九年二月二十九日に織田信長から朱印状を得た鶴野新宮神主(領主)堀内新次郎は同族で(『織田信長文書の研究』下、下記本論考)、元龜三年(一五七二)堀内女子が鶴殿孫十郎に嫁いでいる。

菊地浩之「徳川家臣団の系図」角川新書、二〇一〇

『鳥取藩史』第一巻 海士列伝 鳥取県立鳥取図書館刊、一九六九

平野仁也「十八世紀における家系編纂」鳥取藩家老鶴殿長春と『鶴殿家史』「地方史研究」六五巻五・二〇一五

阪本敏行・藤井寿一「熊野新宮境内一帯にかかわる江戸時代前期の新出史料の紹介と解説」『和歌山地方史研究』第七五号、二〇一八

9「本地・鳴海古城域之図（蓬左文庫蔵228-1）」によれば、鳴海の町は北から丹下町、三日町、根小屋町・広町・相原町、と続き、扇川を渡って中島町になった。三峯市地名である三日町や城下地名である根小屋町は潮汐の利点を活かして立地であったが、大瀬瀨湖内は芳せずて船が上つてくる。中島砦は、小河川の合流地ではあったが、おそらく潮汐利用には制約があり、そこを基地とする以上、潮汐を逆手に取った戦闘技術でカバーする必要があった。

10「種扶間之図」（蓬左文庫蔵602-1）では、合流点から下流を黒末川としている。602絵図は扇川屋敷を中島村民家に記し、「此所中島ノ砦跡ニ」としながら、別位置に中島砦を置いている。これは「屋裏御行間」ほか通説とは異なる。町名は602絵図の方では丹波町・横町・花井町・根小屋町・本町・相原町。

11「寛永諸家系図伝」では梶岡高秀（平左衛門尉）子が一秀（七郎右衛門尉）で、中島城を守り伊丹で戦死した人物だとしている。『信長公記』の記述には合わない。高秀弟秀盛は高麗陽川城で戦死したともある。

12気象庁ウェブサイトで潮位表より作成。

<https://www.takayama.go.jp/kansou/06/index.html>

13版に大高城に八百人の兵士がいて、一人一日精米四合を食べたとすると、一日に必要な米は三百斗で、四斗俵なら精米で八俵、稲つきの穀米なら二倍の十六俵になる。五斗俵であれば精米四俵強穀米なら十三俵弱となる。三百俵は穀米、四斗俵なら八百人の兵士の二十日分の、五斗俵なら二十五日分である。

馬一頭で三俵（左右振り分けに鞍上）を積むとして三百俵には百駄（百駄、一俵を積んだとすれば百五十頭、百五十駄）が必要である。小高砦隊による兵糧入では、那は道を一列縦隊で一頭ずつ進み、両側に弓や鉄砲を持った兵が警護しただろう。長い隊列になる。

敵地である。両側に山が迫り、低地を行くような地形では襲われやすい。いかにも至難である。

久保健一郎「戦国大名の兵糧事情（吉川弘文館・歴史文化ライブラリー、二〇一五）」があげる兵糧入では百四十俵から六百俵まであり、平均して三百五十俵弱である。ほかに（天正九年）五月十九日吉川経家書状（吉川文書）では因幡私邸に「但州兵糧舟」を入れたとあり、出雲新山から高瀬に兵糧を入れた例があるが、羅城時に少分の兵糧を備えるも、却って城が弱ると証言されている。三十は三十俵であろう。この程度だと噂されるものより、失うものが多かった。三十俵は馬十頭だから、通常これよりは長かった。

14後世の史書では松平元康の行軍は陸路が大前説で、『松平記』では島田四郎左衛門、石川十郎左衛門による物見や、山上の敵の記事があり、「三河記大全」では「元康千余騎を率しして」、「松平記」では「敵陣の間を通りて、などとして」、「朝野田圃叢書」二一七四〜一七五五。これらを読めば、陸路であると思うからしれない。しかし「朝野田圃叢書」はこの兵糧入れを永禄二年として編纂した。記述は錯綜しており、杉山博「戦国大名」は大高城兵糧入れは永禄元年、二年、三年説があつて確定できないが、自身の職場である東大史料編纂所が再行している「史料叢書」が三年説を採用しているから仮にそれに従うとしており、定説はないとする。「史料編纂所」の「史料編纂本」は複数説を紹介している。永禄二年に大高口で合戦があつたことは一次史料に明瞭である（前掲、本稿十頁）。史書が種扶間と梅井合戦を併記する例が多いが、『伊東法橋物語』同上、二一七六頁、武辺朝聞書』同上、二一七八頁、梅井合戦は以前にもあつた、種扶間後の永禄三年九月十日にも四年四月にも、くりかえされている（『前掲泉史』資料編中世三二九六〜九七、愛知県史』資料編口一〇〇）。寺部・梅井は種扶間から遠見が効くような場所ではない。「家忠日記増補（家忠曾孫忠志を編纂）」によると、永禄三年五月十七日に元康が阿久比にて生母お大や異母弟に会つたことになっているが、合戦直前に織田方阿久比にて一対敵勢力のもとにいた生母や弟に会うなど、ありえようか。後世の書き足しが多く、混乱を極めるといえる。

15 『信長公記』に、備前川の服部左京助の武者船が千艘計、海上を糺姓の子を散らすが如きであった、と記述しているが、二十挺船の小舟として千艘であれば水手が二万人、兵士が十万人乗るとして五万人で、合計七万人、信長の兵力が千に足らずと記している。千艘という数信じるとはできない。

16 『戦国通』、今川氏編1544、藤枝市郷土博物館所蔵同部文書、ほか、『土佐国書簡集残編』三など、『戦国策』今川氏編1573、1547も同様。

17 合戦の場について、水越三平二日今川氏真判物寄（土佐国書簡集残編、静岡県史）資料編7中世三二八六〇は、『天沢寺殿尾州吟鳴海原一戦』としている。尾州なるみ、おけはさま、という表現は後掲の『水野勝成覚書』にもある（二八頁）。鳴海から桶狭間にかけての広範囲が戦場であった。うち義元本陣は『信長公記』にあるように、『桶狭間山』つまり『桶狭間村』に所在していた山である。桶狭間山の北方、これまでも研究者が推測してきた標高64・9mの山を中心とした標高50m以上のいくつかの高地に比定できるだろう。現在の地図では階層の位置に相当し、宅地開発により山の形は存在せず、かつて存在した三角点（測量基準点）さえも失われている。仮に義元勢が一万人いたのなら、桶狭間山九百人と同程度の山が十ヶ所必要だった。つまり今川勢は桶狭間山以外に十以上あった。桶狭間村周辺の高地である。

18 この蓬左文庫『桶狭間図』(図602-1)、『愛知県史蹟天然記念物調査報告』第四、桶狭間古戦場、大正十五年山梨三郎執筆、名古屋市教育委員会『桶狭間古戦場調査報告』付属地図二同じ。これは桶狭間村長崎寺北東、二ヶ池から東に桶狭間山、その北に松井常信塚、馬立松、義元鞍ノ松、討死ノ跡を記し、屋形旗間を「合戦前八田楽図」と記す。従来の田楽が義元戦死後に屋形旗間と呼んだ、との意である。桶狭間山は有松から桶狭間村に向かう道（通り旗間）沿い、長福寺から北東にある。

天保十二年（一八四一）桶狭間村図面（尾東国町村絵図）
近世村絵図集には、生山（ハエ山）、武路（タケジ）山、高根山など山の名称が記されて

いる。これらの山に今川勢が布陣した。明治の小子を記す『愛知県地名集』桶狭間村、田楽がついた小字名はないが、巻山、草山が見える。延享二年（一七四五）桶狭間郡類大脇村山絵図（国会図書館蔵・簡報報告）には石塚山が見える。

19 蓬左文庫『星崎城図』は二種あって、『愛知郡星崎村古城之図』(図209-1)にみえる星崎城は、西は海、東は田と畑の村への道路、南は地と畑、中心に本丸、二丸、三丸を配する。別の『愛知郡星崎村古城之図』(図209-56)でも、本丸から三之丸、さらに周囲に外郭があつて、周囲には堀道がある。本地村重の宮の北側に城跡を記す。西は海に面する。大きな要害であつた。『日本戦史』村郷地図（二万分の一）には、北から西に水堀の跡と堀切を挟んだ二つの曲輪、そして13・9mの水準点を記している。星崎城の跡である現在の空寺小学校の標高は9mであるから、8mも落差され低くなつている。

20 蓬左文庫『本地・鳴海古城跡之図』(図228-1)によれば、丹下登は東海道（鳴海也）を押さえる位置にあつて、主要な曲輪が三つある。天白川を越えた東海道がほぼ90度に向がった先、街道のすぐ脇に西曲輪が十五間二十七間、その東が三十五間二十八間あつて、さらに六十三間三十五間、三十三間四十三間となつて、広い曲輪があつて、その周囲にも小さな二つの曲輪があつた。規模は鳴海城と同等だった。信長隊はこの東海道、鳴海道（を前進すれば、街道の直上にあつた鳴海城から襲撃されるから、普照寺への別道（裏道）を直進した。

21 <http://www.youthke.com/wmch?v=xhZVZ5S890>

22 気象庁ウェブサイトで長野県上田市の気象データより表を作成。
https://www.data.jma.go.jp/gh/ghd/sts/cmt/view/00mt_at.php?prec_no=88&book_no=04028&var=2020&month=8&day=22&view=

23 関東地方における雹の被害

防災ニュース <http://tokuzuru.frc.coocan.jp/bousai/column/column1/dhyou/na1.html>
24 有松道を寛長初年の新道とすする根拠は寛長十三年、一六〇八の桶はさま村新町設役免許証

状（『有松町史』）だが、新町はできたかもしれないが、もともとの町もあつたはず。鳴海宿から隣の有松村、落合村あるいは桶狭間村の道がなかったということはあり得ない。近世東海道は、道として合理的な地理的写件を選択しており、その条件は永祿段階でもそれ以前でも変わらない。

25 その由来は、『難太平記』である。

〈Title〉

Consideration of Okehazama-no-kassen battle

〈Keyword〉

Beachhead, hail storm, navy, Okehazama-Yama, Oda Nobunaga, Imagawa Yoshimoto, Matsudaira Motoyasu (Tokugawa Ieyasu), Oodaka jyo Castle, Udono Nagateru, Kumano navy, Kajikawa Heizaemon, Narumi jyo Castle, Hyourouire; Entering the provisions food and soldiers, Onosyu, Ogawasyu, Shincho-kouki (Tenri University Library Collection), Mikawa-monogatari

『紀伊中納言(徳川頼宣) 書状尾張中納言(徳川義直) 宛』から読み解く徳川一門の公儀普請

原 史彦

キーワード

紀伊徳川家初代頼宣 尾張徳川家初代義直 紀伊徳川家伏見屋敷 公儀普請 後水尾天皇二条行幸 『台徳院殿御實紀』 『大猷院殿御實紀』 『源教様御代御記録』 『南紀徳川史』 『孝亮宿禰記』 『義演准后日記』 『幸家公記』 伏見城普請 淀城普請 二条城普請 江戸城普請

はじめに

令和二年度の名古屋城新規収蔵品として図1『紀伊中納言(徳川頼宣) 書状 尾張中納言(徳川義直) 宛』(以下、『本史料』と略称する)の購入を行った。本史料は、株式会社思文閣出版古書部発行の『思文閣古書資料目録』第百六十五号(令和二年六月)に掲載された史料で、伝来経緯は未詳である。

現状は掛幅装となっており、本紙縦三・四匁、本紙横四七・三匁、表具縦一・二七・〇匁、表具横四九・七匁、軸長五五・一匁、元は折紙だったのを縦中央で裁断し、掛幅装にする際に表裏の文字が正体するように張り直されている。表面紙(上)と裏面紙(下)の縦は左右で異なるが、表面紙の右側縦が一五・六匁、裏面紙の縦が一五・八匁に対して、左側縦が上下とも一五・七匁で左右惣寸は一致するため、各紙の左右寸法の違いは裁断の際のゆがみによって生じた誤差である。よって、表具の際に縦寸の切り詰めは無かったと思われる。

横寸の場合は、中央の折線が上下で一致せず、約〇・五匁強ずれて表具されている。他の折線は判別しづらいため、元の折れは復元できないが、中央の折れからの左右寸法は上下ともに約〇・五匁強異なることから、少なくとも上下ともに約〇・五匁強は切り詰められている。これは下の裏面紙を正体させた際、上の表面紙との文字配列の均衡を取るために紙のずらしを行ったことで生じたと思われるが、折り込んだ際に外面となる部分の形状からみて、元の外寸はそれほど大きく損なわれていない印象はある。

表具は一文字・風帯が白地茶紋散唐草金襴、中廻しが明窓地唐花文緞子、上下が白茶地平緞で、軸は黒塗撥型である。箱は印籠造藁杉木地箱で、蓋表に墨書で、『紀州黄門南親公消息 尾州黄門教公宛』と記すが、表具・箱は江戸時代後期以降に下る新しい仕立てで、付属品も無いため、形状・付属品から伝来経緯をたどることはできない。

文書内容は、後述するとおり、伏見城下における屋敷拝領と小屋場設定に拘わる内容で、徳川家康十男の紀伊徳川家初代頼宣(一六〇〇〜一五七二)から、同じく家康九男の尾張徳川家初代義直(一六〇〇〜一五〇七)へ送られた札状である。屋敷拝領や「こやば」とする設備の設置にかかわるやりとりが判ると同時に、徳川一門家による公儀普請への拘わりが読み取れる情報を含んでいる。よって、以下に本史料の概略を紹介すると併せて、本史料が製作された背景を、関連する史料との照合を含めて検証する。

一 本史料の記述内容と製作年代比定

本史料は本文十七行（表書九行・裏書八行）、表書冒頭の追而書三行の文章形態で、「卯月十六日」の発給だが発行年は無く、差出人は「紀伊中納言頼宣」で花押を据え、宛先は「尾張中納言様 貴報」とする。

（本文）

御飛札添致拜

見候如御意可致

御目ミへと存候所ニ

先いそぎ罷上り

候故不得其意 拙者

御残多奉存候

將又ふしこやば

ざたまり申満足

仕候ちとめだち

候ていか、なる所と

承候へ共先ふしんを

申付候こやばニ付

御見たての所ヲ

我等ためニ御残之

明やしきを被下

候と存満足仕候

恐置謹言

紀伊中納言

卯月十六日 頼宣（花押）

尾張中納言様 貴報

（追而書）

猶々委細者

頓而京とにて

可申上候以上

（意訳）

お手紙、かたじけなく拝見いたしました。（義直が）お目にかかりたいということ、（私も）お目にかかりたいとは思っていましたが、まず急ぎ上洛をしなければならなかったため、ご意思に沿えず（会う）ことができます。心残りです。さて、伏見の小屋場が決まって満足です。少々目立つ所で、このようなところで良いのかとは思いますが、まずは普請作業を命じました。小屋場は、先に物色していた空き屋敷を我々のために残していた、それを（上様は私に）下されたと思われ、満足をします。

なお、細かな事はやがて（義直が上洛した際に）京都で申し上げます。

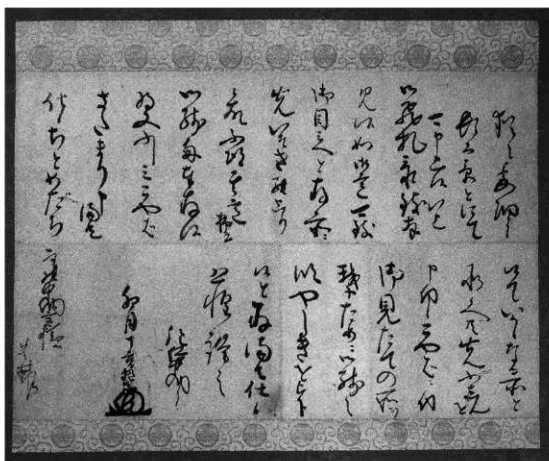


図1「紀伊中納言(徳川頼宣)書状 尾張中納言(徳川義直)宛」 縦31.4 横47.3 名古屋城総合事務所蔵

本史料は年未詳のため、年代比定が必要となる。まず、義直・頼宣が共に「中納言」であることから、二人が権中納言に任官された元和三年(一六一七)七月十九日以降、従二位権大納言に昇叙転任する寛永三年(一六二六)八月十九日の間であることは明らかである。さらに頼宣が「紀伊中納言」を名乗っているため、頼宣が紀伊国和歌山へ転付となった元和五年七月十九日以降の書状となる。日付が「朔月十六日」、すなわち四月十六日のため、文書が製作された時期としては元和六年から寛永三年までの七年間に絞られる。

次に内容から時代を判断する材料として、一つは追而書に「頼宣京にて可申上候」とあるように、書状を出した時点で義直・頼宣は会う機会を得られなかったが、近々京都で会う機会があること、「先いそき罷上り」とあるように、四月の時点で頼宣が上方に居ること、そして、「ふしみこやば」すなわち伏見小屋場がどこかの「明やしき」に定まったこと、の三点が挙げられる。

尾張徳川家・紀伊徳川家ともに慶長から元和・寛永年間に至るまでの記録は少なく、尾張徳川家は『源歌棟御代記録』、紀伊徳川家は『南紀徳川史』に総覧されている以上のまとまった情報を見出すのは難しい。ただし、大坂夏の陣の後、義直・頼宣が共に上洛した機会は「台徳院殿御實紀」「大猷院殿御實紀」との参照も含めてこの四文獻で抽出すると、①元和三年、義直・頼宣の権中納言任官時、②元和五年、二代将軍秀忠上洛時、③元和九年、徳川家光将軍宣下時、④寛永三年、後水尾天皇一条城行幸時、⑤寛永十一年、三代将軍家光上洛時の五回に限られることは判明している。

この内、先の年代比定時に合致するのは、③元和九年か④寛永三年の

みである。元和九年は将軍宣下、寛永三年は後水尾天皇の二宗城行幸という尾張・紀伊両当主の上洛を必然とする機会であり、兩年共に「頼宣」として／可申上候」と義直も上洛することを確定的に言える状況である。本書の製作時期はこの二時期に絞って良いと考える。

ただし、元和九年である可能性は、下記理由により無いと言わざるを得ない。まず、「南紀徳川史」第一巻の元和九年条で頼宣は「六月台徳院院下ニ從テ上洛秋歸國」とあるものの、これはあくまでも頼宣が京都に入つた時期を示しているだけで、どこから京都へ赴いたのかは記されておらず、「台徳院殿御實紀」でも八月六日に行われた参内以前の頼宣の行動は記されていない。しかし、「南紀徳川史」第一巻の元和八年九月条で、頼宣は「紀府」で「御病氣」となった記事がある。「甚シク危篤ニヲヨバハセ玉ヒシニ」と記されているように、この病氣はかなり深刻な状態だったようだが、「正月、公病愈、すなわち翌年正月に回復した」とある。「台徳院殿御實紀」でも一年前の元和八年正月条に義直・頼宣とも元和八年は「在封」と記されており、頼宣は和歌山滞在中に病氣となつて年を越したことは確かである。病後の療養経緯があるため、正月から四月までの間に、江戸へ一度出向いてからすぐに上方へ取つて返したとは思われず、将軍上洛時まで和歌山から移動することは無かつたと考えるのが自然である。

このことにつき及川亘氏より、関白・九条幸家（関白當時は「忠宗」、一五六八〜一六六五）の日記「幸家公記」の六月三日条に、「今日、紀国中納言殿京着也云々、竹田也、但、いまた不例之間、人に面謁成間敷由泉州物語也、内々御理也云々」と、六月五日条に、「今日紀国中納言殿竹田御着云々」とあることをご教示賜つた。「泉州」すなわち、藤

堂高虎からの情報として、頼宣が竹田から上洛したこと、また体調が思わしくなかつたことが記されている。

また、同様左大史・壬生孝亮（一五七五〜一六五二）の日記「孝亮宿禰記」の七月二日条に、「七月小三日、辛卯、雨下、忠利参紀伊中納言殿、持参太刀折紙三百疋」依御所勞無御対面云々」と、頼宣の体調が七月まで思わしくなかつた記事があることも及川亘氏よりご教示賜つた。これらの記事より頼宣は七月まで回復していなかつたことが判る。その間に江戸へ向かうという無理は出来なかつたはずである。また、及川亘氏は、竹田経由の行程であることは、和歌山から大坂もしくは南都経由だったことの傍証になるとし、元和九年の頼宣の上洛は、和歌山からであることを後押しする。

江戸から上方への移動行為がなければ、本史料冒頭での「御目ミへと存候所ニ／先いそぎ罷上り／候故不得其意拙者／御残多奉存候」という文言は成り立たない。この文言は、義直に会う機会があつたのに、急いでいたため会えなくて残念という意味である。お互いがそれぞれ名古屋と和歌山にいて、二人が交錯する機会が無かつたのに、「先いそぎ罷上り」する必要があるため会えなかつたと言いつつ誤る必要は生じないからである。

なお、余だが「台徳院殿御實紀」の元和九年六月廿五日条に秀忠が参内し、後水尾天皇に対面した際、随従して対面した一人に「尾張大納言義直卿」、もしくは「中納言義直卿の名が見える」「源政棟御代御記録」では、まず上洛する秀忠を六月三日に熱田で「御覽應」し、ついで家光を七月七日に熱田で「御覽應」したとの記事があるため、六月二十五日時点で参内することはできないとして、この記事は誤記と考えたが、

及川氏より六月二十五日に義直が参内していることは事実との指摘を賜った。

まず「義直准后日記」の五月二十八日条に「廿八日、(中略)尾州中納言、昨日上洛、蒸笋遣之、廿九日、大雨、從尾州中納言使者、銀子五枚賜之、昨日礼云々」と、五月二十七日に上洛し、種々の贈答を行っている記事があること、「幸家公記」の六月朔日条より六月四日条まで「尾張中納言」ないしは「尾州中納言」名が散見されること、六月二十五日条の参内記事でも「尾張中納言」が参内して「長橋御房」で「休息」した記事によって明らかとする。

「幸家公記」の六月朔日条では、「尾張中納言殿」の「旅宿」へ九条幸家の他、太閤・鷹司信房や二条康道・大覚寺門主尊性法親王・鷹司教平・九条忠家らと盃事となり「乱酒」になったこと、翌六月二日条では昨日の礼として「尾州中納言殿」へ使者を遣わせたこと、六月三日条では九条幸家が「随門主」すなわち、幸家弟の随心院増孝に「尾州中納言殿」の馬代である「馬代銀子吉敷」を貸したこと、六月四日条では随心院増孝と「中納言」が「御対面」し、「中酒時」に「中納言」が「手ヲ取、座敷籠出候也云々」ということを、随心院増孝が幸家に報告していること等は、義直本人がいなければ成り立たない記事である。

『台徳院殿御實紀』の出典は「日野記」「舜舊記」「國師日記」だが、「幸家公記」の記事を加味すれば、六月七日に義直が滞京していたことは間違いない。六月三日時点で熱田において秀忠を「御養應」するのは、無理とみななければならない。六月二十五日に義直のみが参内していることは、先述したとおり頼宣の体調はまだ回復していないため、頼宣が参内を欠礼したとすれば説明がつく。

しかし、「源政棟御代御記録」にはある七月七日に家光を「御養應」して、翌八日に「御上洛二付、今日名古屋、御發駕」とする記事を、これまで義直が家光を「御養應」してから「御上洛」したと解釈してきたが、この「御上洛」は家光のごことで、義直自身は既に五月二十七日に上洛しており、秀忠・家光の尾張国通過時に、義直は固辞にいかなかったと修正する必要がある。ちなみに、「源政棟御代御記録」では五月二十四日から五月晦日までを「記事無之」とするため、五月二十七日の上洛記事は尾張徳川家側には遺されていないことが、従前の誤解を生じた一因であるため、ここに修正を行う。

次に寛永三年の場合の検討に移る。「南紀徳川史」第一巻の寛永三年条では、「二月歸國、五月京都三到是月、台徳殿下上洛、御書付」とするものの、編者の注釈が付記されており、按「三月七日、將軍御成ノ事漢文譜啓ニモ掲ケ前説ト符合ス然ル、三月御歸國ハ疑ナキ能ハスト雖トモ御書付ノ事ユヘ其儘ヲ載ス」として、二月の和歌山帰国を否定している。同年二月二十七日には大御所秀忠が、三月七日には将軍家光が江戸の紀伊徳川家竹橋邸に御成を行っているため、編者の指摘通り、二月に帰国することはあり得ず、頼宣が江戸から移動できるのは、早くても三月中旬以降でなければならない。『大猷院殿御實紀』の六月十一日条で頼宣が「先達て上洛せらる」とあるので、頼宣が江戸から上方に移動したのとは、三月中旬から六月十一日の間である。四月時点で頼宣が伏見に滞在することは、時間的にみて充分に可能である。

ただし、この時義直は前年の寛永二年五月十日より名古屋に滞在しているため、江戸から上方へ向かう頼宣は上洛途上の名古屋で義直に会うことは可能だったはずである。それなのに、会えなかったという状況が

なぜ起きたのかの検証が必要となる。このことについては、あくまで傍証だが、『源教棟御代御記録』の寛永三年三月条の記事が注目される。

この記事によれば、義直は三月三日より十七日まで、「御泊御鹿狩として、池田江被爲成」という状態であったことが判る。つまり、義直は三月に二十五日間も名古屋を不在にし、名古屋より約三十キロメートル離れた現在の岐阜県多治見市池田町近辺で鹿狩りを行っていたのである。義直が名古屋不在のこの時期に、頼宣が名古屋に到着し、義直の名古屋帰城を待たずに進んだとしたら、本史料の託びの文言は成り立つ。ただし、中山道を経由して地理的に名古屋に寄れなかった可能性もあるため、このことは状況証拠として付記するに留める。

以上のように義直と頼宣の行動で検討を行った場合、四月時点で頼宣が上方に滞在できる可能性があるのは寛永三年のみのため、検証材料の物量の制約はあるものの、本史料の製作時期は寛永三年と比定する。

二 「ふしこやば」の意味

本史料の主旨は「ふしこやば」が定まり、「ちとめだち」候ていか、なる所と思うが、まず「ふしんを申付」けたこと、「御見たての所」を紀伊徳川家のために残して、「こやば」となる「明やしき」を拝領したことで「満足」である、とする頼宣の謝辞である。「ふしこやば」は「伏見小屋場」であり、何らかの作業場が紀伊徳川家に与えられたことを意味する。

『南紀徳川史』第十七巻には「寛永二五年月日不知」として、伏見の「豊後橋」に「城州伏見邸」を「御拝領」した記事がある。豊後橋とは伏見城下南端にある橋で、宇治川対岸の伏見城の出城・向島城があった向島

へ通ずる橋として架橋された。現在の親月橋の前身にあたる大橋である。紀伊藩の伏見屋敷は江戸時代後期に至るまでその存在を確認できるが、場所は城下西方の惣堀に架けられた毛利橋南東部。現在の月桂冠昭蔵一帯の場所であるため、豊後橋の地とは異なる。ただし、一般には、毛利橋の屋敷が寛永二年に拝領した屋敷とされており、『南紀徳川史』の「豊後橋」は誤記の可能性がある。

ちなみに、十七世紀にさかのぼる伏見図において、豊後橋近辺にみられる相応の屋敷は、後に伏見奉行所となる屋敷が見られるだけである。その屋敷は名古屋市蓬左文庫蔵の図2「伏見町中絵図」¹⁰⁾では、「水野石見守御屋敷」とされている屋敷である。水野石見守とは、正保四年（一六四七）三月三日より寛文九年（一六六九）四月晦日まで伏見奉行を勤めた旗本・水野忠貞（一五九八～一六七〇）のことで、この図の製作時期も水野の伏見奉行在職時前後とみてよい。伏見奉行は元和六年（一六二〇）に旗本・山口直友（一五四六～一六二二）が伏見城定番兼伏見町奉行になったのを嚆矢とする。おそらく山口の屋敷も、水野の屋敷と同様に後の伏見奉行所となる場所だったと考えられることから、水野が屋敷を構える以前に同所に紀伊徳川家の屋敷が置かれることはなかったはずである。そのため、寛永二年拝領の「明やしき」は、家の格からいっても毛利橋南東部の元毛利家屋敷と推定される屋敷とする蓋然性は高い。

本史料という「明やしき」が毛利橋南東部の屋敷ならば、屋敷南部は旧伏見城の「大手すじ」（伏見町中絵図）の表記による。）に接し、西の惣堀に面して物流の便にも通じた一等地であるため、頼宣が「ちとめだち」たる場所と形容するには相応しい場所といえようか。いずれにせ

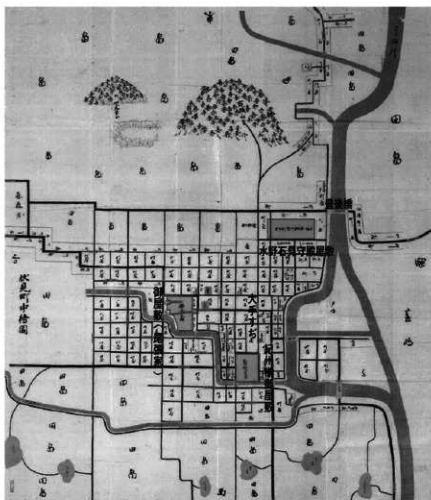


図2 伏見町中絵図 名古屋市造左文庫蔵 縦147.0釐横126.7釐(図中文字、筆者加筆)

この言葉は、何らかの作業を行う場所を意味しており、頼宣自身もその作業状況の視察を兼ねての上洛を匂わせている。「こやば」を上洛に随従する家臣たちの臨時宿泊施設のこととする解釈も成り立つが、わざわざ「御見たての所」の「こやば」と表記しているため、これは作業に都合の良い場所を見立てたと解釈すべきと考ええる。

もとより頼宣の上洛は、来る九月六日から予定される後水尾天皇の二条城行幸に備えることは言うまでもない。同年四月は、行幸を見据えて拡張した二条城の新規殿舎の作事が進められている渦中であり、後述するように淀城の作事も行われていたと考えられる時期でもある。

伏見城自体は、『台徳院御實紀』の元和五年八月条に「今度伏見城を廢し。伏見在番輩直に大坂へまかり勤番すべしと命ぜられ。松平・石見守輝澄。松平豊前守勝政大坂に赴く。伏見の城内吉野の間を城代内藤紀伊守正信に賜ふ。水野隼人正忠清。松平左近將監成重。伏見大坂へ轉換の事を奉行せしむ。伏見の地は山口駿河守直之奉行たらしめらる。」とあるように、元和五年で一旦廃城となつて、殿舎の一部解体も行われた上、当地の支配機能は大坂城へ移された。伏見城代だった内藤信正(二五六八

よ、紀伊徳川家の伏見屋敷が寛永二年(一六二五)の拝領ならば、同三年に比定される本史料の内容とも合致し、同三年四月頃に何らかの普請や作事が行われたとの記述とも矛盾しない。しかし、本史料の表記では「明やしき」を拝領したのに、作業場を意味する「こやば」という文言を用いた意味を考える必要がある。

一六二六)が大坂城代に転任しているため、一応の廃城措置があったことは間違いない。

この後、伏見城の解体は順次行われたようで、「伏見町中絵図」に屋敷の存在が確認できる水野勝成(一五六四〜一六五二)の『寛政重修諸家譜』での来歴には、「(元和)八年八月二十八日功なり、地名を福山と

あらため、西國の鎮衛とす。このとき伏見城の御殿をよび三階櫓、月見櫓、大手門、鍊門等をたすまふ。」とある。伏見廢城の三年後には、水野が備後国福山城を居城とするにあたって、伏見城の建物も福山城へ移設されたことも確認できる。

しかし、この福山城移設記事からも判るように、元和五年時点で完全な廢城になったわけではない。「台徳院殿御實紀」の元和八年九月廿七日条には「伏見城番兼町奉行山口騷河守直友入連應倫卒す。その子勘兵衛直堅家つぎ。父の原職をつがしむ。」とあり、先の「台徳院殿御實紀」元和五年八月条の記事にあるように伏見奉行を勤めた山口直友が廢城後も「伏見城番」を兼ねていたこと、直友歿後も子の直堅に対し奉行職に加えて城番職も引き継がれたことが判るため、廢城後も何らかの管理すべき物件が伏見城にあったことを物語っている。このことは、「台徳院殿御實紀」の元和九年五月条でも「大納言殿には今度伏見城をもて御座とせらるゝにより。城中殿閣構造の事を、五味金右衛門豊直に奉行せしめらるゝ。同年七月十三日条に「伏見城先年破壞残りの殿閣に、今度いさゝか修飾して御座とす。五味金右衛門豊直奉行せり。」とあることでも明白である。

ただ、伏見城の公式利用はこの時、すなわち元和九年七月二十七日の「家光將軍宣下の舞台となったことが最後となる。後水尾天皇が二条城へ行幸した寛永三年時では、將軍である家光は二条城を宿所とし、大御所の秀忠は、家光より先行して上洛したので、一旦二条城に入るもの、家光の上洛に合わせて自分の宿所を淀城とした。伏見城は元和九年時と異なり宿所とされることはなかった。ちなみに上洛した秀忠は六月二十日に二条城に入り、七月二十五日から二十九日まで大阪へ向出した後、一

度二条城へ戻るも、八月二日に家光が上洛して二条城で対面してから、自身は淀城へ移っている。

元和から寛永初年にかけては、江戸城はもとより上方における公儀の城の普請作事が頻出した時期である。二条城は、慶長八年（一六〇三）に家康が築いた時点で単郭だった構造を、寛永三年の行幸に合わせて西側へ拡張し、囲郭構造の二重濠面にすると同時に、慶長年間に竣工した第一次天守に代えて、伏見城から天守が移設されたとされる。「大猷院殿御實紀」の元和九年閏八月廿日条に「松平越中守定綱を召れ。伏見城先年既に廢すべきに定められし事なり。伏見をのぞきては帝都を守護せむ地淀にまされるはなし。汝今より淀に城築くべし。伏見の殿閣天守給はるべしと面命ありて、所領三萬五千石になさる。」とあり、天守を含む伏見城の殿閣が、淀城の築城を任された一門大名の松平定綱（一五九二—一六五二）へ下げ渡された記事があるものの、宮上茂隆氏らの研究により、伏見城の天守が二条城へ、二条城の第一次天守が淀城へ移設されたとき、現在の元離宮二条城事務所もこの見解を踏襲している。

この是非はともかく、元和九年まで残っていた伏見城の建造物は、寛永三年の行幸を見据えた二条城改築・淀城築城時にほぼ全て解体・移設されたと考えられる。「大猷院殿御實紀」の寛永二年是年の条に「伏見城殿閣を淀に移さるゝによ。城番兼町奉行山口勘兵衛直堅は、江戸に歸り寄合となる。」とあり、伏見城番は寛永二年で廃止されたため、この時点で伏見城内の管理すべき物件が消滅したことを確認できる。

しかし、寛永三年に秀忠が淀城に入った際の「大猷院殿御實紀」六月条の後に続く記述には、「此程、大御所淀の城に至らせ給ひ、城郭殿閣

の經營速成し。かつ構造の様悉く思召にかなはせ給ひたり。將軍御入
 洛あらば。此城をもて御座に定むべしと仰出され。松平越中守定綱に御
 刀。帷子。黄金を給ふ。定綱よりも刀并に綿を獻じ奉る。」とあり、秀
 忠が入城した時点で淀城の假令は「速成」されたところから、急こ
 しらえて作事が行われたことが判る。実際は家光ではなく秀忠の御座所
 となつてゐるため、この記事の発言は八月二日に秀忠が淀城に入城する
 以前でなければならないが、いずれにせよ、淀城の作事完了の最終期限
 を六月二十日の秀忠上洛に合わせていたならば、同年四月時点では、淀
 城の作事はまだ進行中だった可能性が高い。

元和十年（寛永元年）二月二十五日に発令された二条城改築の命は、
 使番の中川半左衛門忠勝・野々村四郎右衛門・榑原左衛門佐職直・水野
 河内守信を奉行として、石垣助役に尾張徳川家・紀伊徳川家の他、松
 平定勝・井伊直孝・本多忠政・松平忠明・本多忠刻・小笠原忠真・松平
 定行・水野勝成・本多政朝・松平（奥平）忠隆・松平忠国・松平忠良・
 松平康重・岡部長盛・松平家信・松平成重・普沼定芳の徳川一門・譜代
 大名に下されたことに特徴がある。「寛永元年 甲子五月吉日」の年紀が
 ある二条城拡張普請時図面の図3「二条御城絵図」にも、「紀伊中納言様」
 の「町場」として、本丸戌亥櫓台・堀や外郭北西部堀など、「尾張中納
 言様」と並んで相当空間の普請箇所を請け持ったことが判明しており、
 徳川一門衆といえども大規模に公儀普請を担っていたことが判る。

先述のとおり、本史料が作成されたであろう寛永三年四月時点では、
 淀城の作事はまだ進行中だった可能性があり、その淀城が当初は將軍家
 光の御座所に設定される予定だったことを鑑みれば、伏見に「こやば」
 が設定されたことは、紀伊徳川家が伏見城解体を含む淀城の作事、ない

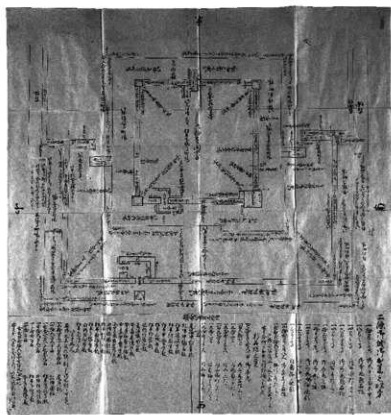


図3 二条御城絵図 名古屋市蓬左文庫蔵 縦110.0釐横104.5釐

しは同時に進行中の二条城の作事に側面的に関与した可能性も考えられ
 る。伏見での小屋場設定を前提とする何らかの工務が城郭普請・作事に
 関することと確定的には言えないものの、行幸が行われる五ヶ月も前、
 秀忠が上洛する二ヶ月も前に、頼宣自らが途中で兄・義直に会う機会を
 作らず急いで上方に赴く理由としては、公が私事かは別に、これらの
 公儀普請・作事に関わる案件だった可能性は指摘できよう。

四 徳川一門による公儀普請

前章において推測した紀伊徳川家による公儀普請・作事への関与は、幕府の公式記録には記されていない。そのため、単なる憶測と切り捨てることも可能だが、紀伊徳川家と同格である尾張徳川家の場合は、幕府の公式記録には記されない夫役負担・用材提供の記事が『源政様御代御記録』に散見される。

古くは元和七年（六一二）十月に三河国の吉田橋修復のために木曾山の材木を「伐出」すことを「公儀」から命じられた記事で、翌八年十一月二十九日には、修復なった吉田橋がこの年の秋に流失したため、改めて木曾山からの「伐出」を「公儀」から命じられていることが記されている。木曾山からの用材確保の記事は、元和九年八月にも見られ、「江戸御作事御用材」として提供することが「仰付」けられている。これらの記事は「大猷院殿御實紀」には見られない。

二条城改築のための石垣普請の発令を、「大猷院殿御實紀」で確認できるのは元和十年二月だが、尾張徳川家にはそれ以前より情報もたらされていたことが『源政様御代御記録』で判明する。同書の元和九年八月十七日の条には「二條 御城御普請二付、手代五人御指登、同年閏八月五日には「一、二條 御城御普請二付、御足輕三百拾人御差登有之」、同年八月十六日には「二條御普請爲御用、御側同心頭・御國奉行兼藤田民部・原田右衛門并手代四人爲御差登有之」、同年九月十四日には「二條御普請二付、井上孫右衛門・山本只助其外同心十貳人御差登」とあり、正式発令の七ヶ月以上前から動き始めていることが判る。なお、「大猷院殿御實紀」では判らない普請発令日も、『源政様御代御記録』で二月

二十五日と判明する。

この時の石垣普請は、同書の寛永元年六月晦日の条に「二條 御城御普請二付、御名代竹腰山城守・惣奉行瀧川豊前守・波辺半藏其外御役人等、先達而爲御差登之處、此節御普請出来二付、大御所様方 御内書被進之、（以下略）」とあるように、二月二十五日の発令日からわずか四ヶ月で完了している。このことは、「御奉書并諸侯方書状寫共四」に「二條御城御普請出来付御内書事/今度二條普請之儀 入念依而被申付早々/出来欣入候 殊炎氣之時節下々苦勞之/程察覚候 謹言/寛永元年六月卅日 御判/尾張中納言殿」とあるように、秀忠より義直に対しての感状が寛永元年六月出されているので、文中にあるように「早々」に完了したことは間違いない。しかし、この期間はあくまでも現地での石積み作業のみの期間であって、用材確保はそれ以前から動く必要があることは言うまでもなく、実際には発令の七ヶ月以上前からの行動が確認できる。

なお、寛永六年（六一九）七月に竣工した江戸城惣構の石垣普請については、事前の発令時期が『大猷院殿御實紀』には記されている。「大猷院殿御實紀」によれば、この時の普請は、総坪数四万四千五百三十三坪二合八夕三才に及び、尾張・紀伊・水戸・駿河の徳川一門家にもとより、仙台伊達家・久保田佐竹家・米沢上杉家・盛岡南部家などの大名、中小的譜代・外様大名が動員される大規模な公儀普請で、寛永五年十一月十八日に関係する諸大名に進達されたことが記される。その後、同書では寛永六年四月の条に「去年命ぜられし諸大名、この月より人夫を出し、江戸城廓石垣等をきづく事七月に至る。」とあるように、現場での石積作業等は寛永六年四月に開始されて同年七月に完了したと記される。現

場での作業はわずか三ヶ月ほどだが、その準備には五ヶ月を要したことが判る。

『源敬様御代御記録』には、この時の事前準備である用材確保の動きが具体的に記されている。その主な動きをたどると、まず寛永五年十一月十八日に、「来年」に「石垣御普請」があるとの老中奉書が附家老の成瀬正虎・竹腰正信に対して下され、「於伊豆石を割御差上被成候様被仰出候旨」が指示された。そのため尾張徳川家では、十一月二十二日に親類の「淺野但馬守」(広島淺野家三代長成)へ瀬川忠征を通じて「石懸」の借用を申し入れた他、名古屋築城の際にも使用した「河湾篠島産の石材を江戸へ送る指示が出されている。

十一月晦日には翌年に普請奉行となる星野又八を伊豆へ派遣することとし、星野は十一月に江戸普請奉行に任じられていた安倍勘兵衛と共に、十二月十三日に江戸を出立して同月十七日に伊豆国岩村(現・神奈川県真鶴町岩か)に着き、紀伊徳川家駿河徳川家の役人との立会の下で、「石場」を受け取る。その間の十二月九日に付家老・成瀬は、大坂御船奉行の小濱民部少輔に大坂で石を購入すること、船を借用すること、江戸へ輸送することを命じている。また、十二月三日には江戸へ派遣する足輕を差配する者五名を選考した他、年内に役人の他「下役醫師等」を「伊豆石場」へ順次派遣している。

年が改まった寛永六年正月十四日には、江戸における石の荷上場である「石揚場」を拝領し、その奉行に倉八左衛門、添役として井上孫右衛門を任命する。また、同月中に同じく江戸城普請を命じられた水戸徳川家から、「こなた御屋敷外長屋」の借用を依頼されたため、その便宜を図る。三月二十五日に付家老・成瀬は江戸からの暇を賜ったが、成瀬

は四月上旬に伊豆へ出向き、石の船積みが終わるまで現地に滞在する旨を願ひ出て認可された。なお、同年三月中旬に「櫓物千本・板子二千・砂利五百俵」が尾張徳川家より献上されているが、この献上は尾張徳川家から自発的に行われたようで、四月一日に大御所・秀忠より尾張徳川家に対して御内書が下されている。また、同日には尾張藩が管理する木曾山に脇坂安元・仙石政俊・戸田康長・保科正光・諏訪頼水ら作事を担ったと思われる諸大名の「袖入足」を入れて材木の「元伐」を認める便宜も図っている。

江戸城での現場普請まで、少なくとも事前作業として前記のように、石切場・石揚場・輸送船・現場責任者及び人足の確保等を必須とし、併せて同一作業に従事する諸大名との連携、自発的な協力要請など、多岐にわたる下作業があったことが判明する。これは江戸城普請での事例だが、他の公儀普請においても同様の手間を履行したのであるように、公儀側の記録には残されない種々雑多な役割を諸大名側で遂行したのであることは想像に難くない。江戸城普請では命じられていない材木献上を尾張藩が行ったように、徳川一門家といえども安穏とはせず、むしろ徳川一門家ゆえの過大な忠節を尽くしていたとも考えられる。これは先行する二条城改築普請でも同様と考えられ、並行して行われた淀城築城普請や伏見城解体普請でも何らかの自発的差配があった可能性を指摘することはできよう。

なお、本史料で「御見たての所ヲ/我等ためニ御残之/明やしきを被下/候」とする文言も徳川一門家関わる公儀普請時の記録には表れないが、義直が「我等ため」、すなわち頼宣のために残しておいてくれ

た空き屋敷を都合つけたと解釈できる文言で、「御見たてを行つたのが、義直が頼宣かと判然としないが、少なくとも頼宣の希望する立地が、紀伊徳川家にもたらされたことは確かである。屋敷地が首尾長く頼宣の希望に添えるよう、義直が大御所・秀忠、もしくは将軍家光に掛け合つた行為を見て取ることができる。

先述したように、江戸城普請の石切場選定において、『源政棟御代御記録』寛永五年十二月十七日の条の「紀州條・駿河様御役人共立合、今日迄石場請取之」、翌寛永六年正月の条の「一、此月、水戸様御普請築方被、仰付候付、こなた御屋敷外長屋御借用有之、御貸被進」のように、徳川一家としての連携事例がみられるため、互いに何らかの便宜を図るといつた行為は、どの普請であつても行われていたのだろう。本史料は、幕府側の記録には表れない公儀普請の実例が判る上でも興味深い史料である。

おわりに

以上、本史料を読み解いた結果、本史料の製作時期は後水尾天皇の二条城行幸が行われた寛永三年四月に比定されること、来る六月以降に予定される大御所・秀忠及び将軍・家光の上洛、九月に予定される行幸に先だち、紀伊徳川家が何らかの作業を行うために、伏見に空き屋敷を拝領して小規模を設定したことを読み取ることができた。その作業とは、普請・作事が進行中の淀城か二条城、あるいは伏見城解体に関わることである可能性を指摘し、屋敷拝領には元である尾張徳川家初代義直の口利きがあつた、といった幕府側の記録には見られない公儀普請時の実例も読み取ることができた。多分に状況証拠からの推測だが、これまで記

録には表れない紀伊徳川家の動きを知る上で有効な史料と考える。

頼宣が兄・義直との会合を後回ししてでも、「先いそぎ罷上り」しなければならなかった理由は判らない。当主自らが出向かなければならない事態が発生したということだが、これもまた普請現場の実態を生々しく伝えている。普請現場では不慮の事態も生じす、寛永六年の江戸城石垣普請では、尾張藩の作事差配を担つた同心頭兼国奉行の原田右衛門による、名古屋城下の材木屋惣兵衛との總着不正が露見して、詮議の上、寛永六年二月八日に原田と原田の六人の子どもは切腹、材木屋惣兵衛は木曾で磔という不祥事が出来た。

原田は関ヶ原合戦後の最初の尾張国主・松平忠吉の家臣で、義直が兄・忠吉歿後に尾張に入府した際、執政として赴任した平岩親吉と連携して、忠吉の家老だつた小笠原吉次ら重臣層を失脚させた人物である。行政的手腕を買われ、以後、国奉行として尾張藩草創期を支えたが、慢心があつたのか、己の不祥事で自滅することとなった。

この不正事件は、義直自筆の書状で幕府へ報告されたようで、寛永六年正月十五日付の書状で土井利勝が付家老・竹腰正信に対して、原田の処分は義直の「御心次第」との家光の言葉を取り次いでいる。原田を処断した直後の三月に尾張藩は「櫓物千本・板子二千・砂利五百俵」を幕府に申し出ており、想像をたくましくするならば、公儀普請での不始末のけじめを、部材献上という形で取つたものと考えられなくもない。

これを紀伊徳川家の場合に当てはめることはできないが、国家的な大事業では利権が動き想定外の事態も起こりやすいのは現代でも同様である。寛永三年六月以前の頼宣の動きが公儀側の記録に見えないため、「先いそぎ罷上り」しなければならぬ事態が何であつたのか判らない。あ

くまでも想像の範疇として、公儀普請・作事に関する不祥事や不慮の事故・不測の事態といった類も選択肢の一つであろうか。この答えを導き出すことは不可能だが、本史料の行間からはこういうた些事も類推できるため、興味深い史料といえよう。

註

- 1 (公記) 徳川参府会 徳川林政史研究所編『源歌様御代御記録』第一、第四、八本番店古書出版部 二〇一五年、二〇一九年。
- 2 堀内信編『南紀徳川史』第一巻、第十七巻・総目録(複製版) 名著出版 昭和四十五年、昭和四十七年。
- 3 関連記事が所収されるのは、里坂勝美編『新訂増補國史体系 徳川實紀』第二篇 吉川弘文館 昭和五年。
- 4 堀内信編『南紀徳川史』第一巻(複製版) 名著出版 昭和四十五年。
- 5 元和六年、寛永元年の自筆日記は宮内庁書陵部蔵。元和九年六月分までは『國史要義刊九条家歴代記』第四巻所収(注釈及び引用は、及川豆)元和九年將軍父子上洛関係記録記事抄『東京大学史料編纂所研究成果報告』二〇一二年、『將軍父子上洛と將軍寛子の政治社会史的研究』二〇〇七、二〇一〇年度科学研究費補助金基盤研究(C)研究成果報告書 山口和夫、研究代巻、東京大学史料編纂所編集・発行 二〇一二年)より引用)
- 6 壬生本は宮内庁書陵部蔵(注釈及び引用は、前掲注⑤参照)
- 7 自筆本、醍醐寺蔵(注釈及び引用は、前掲注⑤参照)
- 8 前掲注①における注釈では、元和九年七月八日の「御發駕」を「義直上洛につき名古屋發駕」とする。
- 9 和歌山県立博物館、和歌山市立博物館編『徳川家入国400年記念特別展 徳川頼宣と紀伊 徳川家の名宝』和歌山県立博物館、和歌山市立博物館 二〇一九年。

『南紀徳川史』には「寛永 四郎年伏見角倉主馬屋敷買入」とする屋敷も存在したことが記されるが、場所の特定はできていない。

- 10 名古屋藩左文庫蔵 図四六。
- 11 「内藤記伊守正信」は「信」。「山口頼河守直之」は「直友」の誤記である。
- 12 『寛政重脩家譜』巻三百二十八(新訂寛政重脩家譜) 第六 続群書類従完成会 昭和三十九年)
- 13 『台徳院殿御實紀』で「慶倫」とする直友の人道号は、『寛政重脩家譜』では「慶倫」とし、『台徳院殿御實紀』で元和五年八月条にみられる伏見番兼伏見御奉行への就任は「寛政重脩家譜」では元和六年とするなど、両書の記載に若干の相違が見られる。
- 14 山口直友・直繁の系歴は、『寛政重脩家譜』巻二百四十六(新訂寛政重脩家譜) 第四 続群書類従完成会 昭和三十九年) 所収。
- 15 宮上茂隆(中井一興)の築城の承諾から採る二度移築された慶長度天守(『歴史群像 名城シリーズ』二条城) 学習研究社 一九九六年)
- 16 東京都江戸東京博物館・元離宮二条城事務所、読売新聞社、博報堂DYメディアパートナーズ編『江戸東京博物館開館20周年記念「二条城展」』(京都市・読売新聞社、博報堂DYメディアパートナーズ 二〇一二年)
- 17 名古屋市蓬左文庫蔵 図三三。
- 18 国立公文書館内閣文庫蔵。この史料は藤井謙治氏よりご教示賜った。文中の「」は改行を表す。筆者加筆。
- 19 新修名古屋市史編纂委員会編『新修名古屋市史』第三巻 名古屋市 平成十一年。
- 20 徳川美濃所蔵「寛永六年正月、原田右衛門の処分」につき土井利勝より竹腰正信宛書状(愛知県史編さん委員会編『愛知県史』資料編21 近世7 領土1 愛知県 平成二十六年 所収)。

本稿執筆にあたり、名古屋城調査研究センター岡倉の木村寛平・堀田祐司・堀内亮介各氏及び、徳川林政史研究所研究員の藤田英昭氏にご助言賜り、東京大学史料編纂所准教授の及川豆氏、石川県立博物館館長（京都大学名誉教授）の藤井譲治氏より、史料の提供及びご教示賜ったこと、厚く御礼申し上げます次第である。

《Title》

An Analysis of the system assigning various daimyo construction tasks without compensation, by the Tokugawa clan on a Letter from Kii Tokugawa 1st Yorinobu to Owari Tokugawa 1st Yoshinao.

《Keyword》

Kii Tokugawa 1st Yorinobu, Owari Tokugawa 1st Yoshinao, Fushimi residence of Kii Tokugawa clan, The system assigning various daimyo construction tasks without compensation, The 108th Emperor Gomizunoo visited Nijo Castle, Records of 2nd Shogun Hidetada, Records of 3rd Shogun Iemitsu, Records of Owari Tokugawa 1st Yoshinao, Records of Kii Tokugawa clan, Diaries of Mibu Takasuke, Diaries of Gien Jugou, Diaries of Kujo Yukiie, Construction of Fushimi Castle, Construction of Yodo Castle, Construction of Nijo Castle, Construction of Edo Castle

『御小納戸日記』にみる名古屋城二之丸御庭の改造

木村 慎平

キーワード

名古屋城二之丸庭園

御小納戸日記

徳川斉朝

はじめに

(一) 課題

名古屋城二之丸御殿は尾張徳川家初代義直が元和六年(一六二〇)に本丸御殿から移徙して以後、幕末に至るまで尾張徳川家当主の居館として利用された。その北側に隣接する広大な御庭も、義直の時代に設けられたとされる。義直の時代の御庭は、儒教聖人を祀る「御祠堂」を中核とする中国風の庭園であった。

だが、この御庭は尾張徳川家十代斉朝の時代(藩主在任、寛政十二年(一八〇〇)〜文政十年(一八二七))に大きく手を加えられた。斉朝による改造を経た御庭の姿を描いたとされるのが、「御城御庭絵図」(名古屋市蓬左文庫蔵)と、「尾二ノ丸御庭之図」(徳川美術館蔵)である。そこには築山や池の間を縫うように園路が通り、四季折々の樹木や草花に彩られ、随所に茶屋が設けられた池泉回遊式の広大な和風庭園が描かれている。義直の時代と斉朝の時代には百五十年以上の開きがあり、その間の変遷については史料が乏しく不明確な点が多いものの、斉朝による

御庭の改造が、この御庭の歴史における大きな画期となったことは疑いない。

この斉朝による御庭の改造については、名勝名古屋城二之丸庭園の整備に関連して、近年「御城御庭絵図」をはじめとする絵図の調査と比較検討が進められ、二之丸御庭に関連する絵図類の所在はほぼ明らかにされた。また、御庭改造後の利用実態についても、白根孝胤氏によって検討が進められている。

しかしながら、斉朝による御庭の改造がいつ、どのように行われたのかは、後年の編纂物である『金城温古録』の記述をもとに推定するのみで、必ずしも明確にはなっていない。各絵図の位置づけをより明確にするためにも、御庭改造のプロセスを、年代の明確な史料に基づいて明らかにする必要があるといえる。以上の課題に応えるため、本稿では「御小納戸日記」に記された二之丸御庭改造に関する記事を紹介し、そこから読みとれる御庭改造のプロセスについて検討する。あわせて御庭改造や維持管理の担い手、御庭の利用実態についても若干の検討を試みたい。なお、「御小納戸日記」から抜粋した史料については、番号を付して「史料編」として翻刻を掲載したので、適宜参照されたい。

(二) 史料

本稿で用いる「御小納戸日記」とは、藩主の側に仕えて雑務を司った尾張藩の御小納戸が、日々の職務を記録した日記である。正確には、

藩主在国中の日記を「尾州御小納戸日記」、在府中の国許での日記を「尾州御留守日記」、在府中の江戸での日記を「江戸御小納戸日記」と称したが、本稿では便宜的に「御小納戸日記」と総称する。

現存するなかでは元文四年（一七五九）正月十三日から始まる「江戸御小納戸日記」が最古である。「尾州御小納戸日記」も元文四年五月四日から始まる冊が現存最古である。一方、現存する最も新しい「御小納戸日記」は、慶応四年（一八六八）の「尾州御小納戸日記」である。この間、一部欠落はあるものの、「御小納戸日記」は途切れることなく書き継がれており、通時的な分析が可能である。また、奥向きの諸事を司る御小納戸は、二之丸御殿の奥に位置する御庭の管理にも関与しており、御庭の改造や利用に関する記事の存在も期待される。

(三) 対象とする年代

もともと、「御小納戸日記」は膨大な量の記録であるため、本稿では「御小納戸日記」のうち文政元年前後の時期に限定して検討したい。斉朝は文化八年（一八一）に尾張に初めて入国し、文政四年には改造後の御庭で菊花御覧を実施するなど、御庭の整備がかなりの程度進んでいたことが判明しているからである。

また、以下にみるように、「金城温古録」の記述からも、斉朝による御庭の改造が文政初年前後に行われたことが推測できる。

『金城温古録』には、斉朝による御庭改造以前における御庭周辺の様子を描いた絵図として、①「北御庭古図」、②「御花島御構大体」、③「二之丸御殿古図」が掲載されている。

①は、「金城温古録」第四十四冊に掲載された御庭の概略図である。

年代の表記はないが、茶屋等のな簡素な造りであり、斉朝による御庭改造以前の姿を描いたと考えられる。一方、②は、御庭の境界を隔てて東側にあたる「御花島御構」を描いた図である。年代は「文政以前」とされ、やはり御庭改造以前の姿を描いたと考えられる。これを見ると、御花島御構には御稽古場・御矢場・御旗・御馬場といった武芸稽古のための施設が並んでいる。この区域は「御城御庭絵図」では御庭の一部となっており、斉朝による御庭改造によって御庭に組み込まれたと考えられる。

さらに②には、「御花島御構」の南側に、「元二ノ丸長局之所／文政以后御築山／南御泉水ト称」と記されている。同じ時期の二之丸御殿を描いた③を見ると、御花島御構の南側に、東西に伸びる長局が二棟ならんでおり、この長局が文政の初めに南へ移され、跡地が「御泉水御庭」となった旨が記されている。

以上を合わせて考えると、文政初めに御庭は東側の御花島御構、さらにその南の長局のあったところまで広げられたと考えられる。この点を踏まえて、次節以降では文政初年前後を中心に、斉朝による御庭改造に関連する「御小納戸日記」の記事を紹介・検討する。

一 斉朝入国時の記事にみる御庭の変遷

まず、御庭の変遷を「御小納戸日記」から大まかに検証するため、斉朝入国時における製斗鮑や床飾りに関する記事を見ていきたい。藩主入国時には御庭内の茶屋を含む二之丸御殿各所に製斗鮑等の床飾りが設けられた。このため「御小納戸日記」にはその計画が詳しく記されており、ここから御庭内の茶屋等の変遷を概観できるからである。

まず、史料①は文化十年に斉朝が入国する際の床飾りや熨斗施に關する記事である。ここには二之丸御庭の茶屋の名はみえない。一方、史料③は文化十四年四月の斉朝入国直前の記事である。ここには史料①にはない「新御席」「多春園」「玉壺亭」「風信」という茶屋の名前がみえる。また、史料②によれば、この直前に江戸から送られてきた八重桜と庭桜を「元御席古場之跡」および「風信御茶屋前」に場所を見立てて植栽するよう江戸表から伝えてきている。さらに斉朝入城後の文化十四年四月十日、年寄衆が斉朝の案内で二之丸御庭を拝見した(史料④)。このとき年寄衆は新御席・御植木屋・玉壺亭・風信等を拝見したのち、多春園の二階で酒食をふるまわれた。これらの史料は、文化十年から十四年のあいだに一連の茶屋が設けられるとともに、御花晶御構にあった御植木屋が撤去(移転)されたことを示唆している。

史料③④にみえる多春園・風信・御植木屋は「御城御庭絵図」にも描かれているが、玉壺亭と新御席は同絵図にはみえない。一方、同絵図にみえる茶屋のうち権現山下御席・霜傑・余芳の名前は、史料③④にはみえない。したがって文化十四年四月には、一部御庭の改造が進められていたものの、「御城御庭絵図」に描かれた状態には至っていないと考えられる。

さらに史料②は文政四年に斉朝が入国した際の記事である。ここには、史料③にみえる茶屋以外に「御庭御教寄屋」「権現山下新御教寄屋」「霜傑御茶屋」の名前がみえる。一方、「御城御庭絵図」にみえる余芳の名前はみえないが、同絵図にはない玉壺亭の名は引き続き記されている。とはいえ、他は「御城御庭絵図」に描かれた茶屋とほぼ一致しており、少なくともも茶屋に関しては、同絵図に近い構成となっていたと考えられ

る。

以上の概観から、まず史料①(文化十年)と史料③(文化十四年)のあいだに、御庭の改造が、定程度進められたことが予想できる(第一段階)。そして史料③から史料②(文政四年)のあいだに、さらなる御庭の改造が進められ、「御城御庭絵図」の姿に近い御庭となったと考えられる(第二段階)。これを踏まえて、他の絵図や「御小納戸日記」の記事から、御庭改造のプロセスをより詳細に検討していきたい。

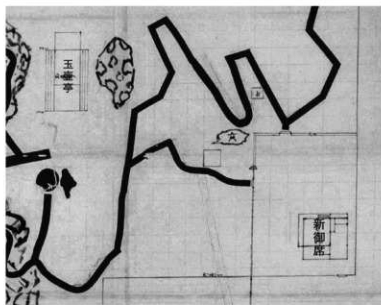


図1 二之丸御庭道及踏石図(部分) 名古屋市蓬左文庫蔵
左上に「玉壺亭」、右下に「新御席」

二 御庭改造の計画と絵図

まず、第一段階の御庭改造について考える手掛かりとなるのが、名古屋市蓬左文庫が所蔵する「御城二之丸之図」（口絵6・7）と「二之丸御庭道及踏石図」である。

「御城二之丸之図」は、御庭全体と御花鳥御構、そしてその南側に位置する御殿の一部が描かれている。線は墨と朱で描き分けられており、墨線が現況を、朱線が計画を示していると考えられる。またいくつかの築山は破線で示されており、これらも計画を示している可能性がある。一方、「二之丸御庭道及踏石図」は、御庭内の道と踏石を黒い貼紙で示している。両図を比較すると描かれた範囲に違いがあり、園路等にも差異があるものの、建物の位置と名称はおおよそ一致する。

そこでまずは両図における御庭の範囲をみると、先にみた「北御庭古図」や「御花鳥御構大図」と比較して、御庭が東側に大きく突出している。そして突出部の東南隅に、「御城二之丸之図」では「御殿」（巻頭図版）、「二之丸御庭道及踏石図」では「新御座」が記されている（図1）。また、両絵図に共通して西南隅に多春園、中央南側に風信、そのやや北東に玉壺亭が記されている。これらの茶屋は、史料③④の記述と一致している。玉壺亭の位置は「御城御庭絵図」における余芳の位置と重なる。

次に、「御城二之丸之図」の朱線部分を見ると、御庭の南側にあった長局を御殿南側の空間に移し、長局の跡地に御庭を広げる計画がみとれる。また、「御城二之丸之図」には、いくつか「尾二ノ丸御庭之図」と同じ名称の築山が記されており、両絵図の関連をうかがわせる。

しかしながら、「御城二之丸之図」と「御城御庭絵図」（「尾二ノ丸御庭之図」）には大きな違いも存在する。まず、「御城二之丸之図」では長

局の跡地に園路のみが描かれているが、「御城御庭絵図」では同じ場所
に池が描かれている（口絵6・7、図2）。また「御城御庭絵図」ではこの
池の周囲に築山が描かれるが、「御城二之丸之図」では築山の名前が
列記されるのみである。次に、「御城御庭絵図」では北東方面にも御庭
を広げて「霜傑」が設けられているが、「御城二之丸之図」には北東方
面に御庭を広げる計画はみえず、霜傑も描かれていない。西側に目を向
けると、「御城御庭絵図」にある栄蝶山が、「御城二之丸之図」には描か



図2 御城御庭絵図（部分）名古屋市蓬左文庫蔵
御庭の東側。南に池、北東に「霜傑」が見える。

れていない。

以上を踏まえると、「御城二之丸之図」と「二之丸御庭道及踏石図」は、
文化十四年以降における御庭拡張と築山整備の初期段階における計画を

記した絵図だと考えられる。

三 文政元年の長局移転と御庭の拡大

ここまでの検討によつて、御殿長局の移転をともなう御庭の改造が文化十四年三月以降に進められたことが明らかとなった。この作事が行われた時期を具体的に裏付ける記事が史料⑧である。この記事は文政元年（二八一八）七月十七日に、側用人の小瀬新右衛門が御小納戸に申し渡した事項を記したものである。

この史料から、二之丸御殿（御城）の広敷長局を大奥対面所南の御庭広場へ引き移し、その跡を御庭とする旨が、江戸表から命じられ、早速作事に取り掛かうとしたことがわかる。当時斉朝は江戸におり、「江戸表」からの指示は斉朝の指示を意味すると考えてよいだろう。

ここにもえる「御廣敷長局」は、先にみたとおり御花畑御構の南隣に建てていた。史料⑧で長局の移築先とされる「大奥御対面所南御庭廣場」は、史料②では「金之御門前御庭」と呼ばれている。「御城二之丸之図」（口絵6・7）をみるとわかるように、金之御門の南側は開けた空間になっており、ここに長局を移して、長局跡を御庭にしようとしたのである。この記述は「御城二之丸之図」と符合しており、「御城二之丸之図」はこのときに作成された計画図と考えられる。

これと前後して、五月二十九日には、御小納戸が「御庭御手入御用二付御屋形内土為堀取候旨」である旨を作事奉行にかけあっている（史料⑧）。「御屋形」とは、二之丸東大手を出てすぐにある三之丸内の屋敷である。ここには尾張徳川家九代宗睦の養子・治行の正室である聖聡院が文化元年七月に亡くなるまで居住していたが、以後は空き家になって

いた。¹⁴このため御庭手入れに必要な土砂をここから掘り出したのであろう。さらに六月十一日・二十七日（史料⑨⑩）にも御屋形から御庭への土砂搬入に関する記事がみえ、長局移転を命じられる以前から、築山の造成などが進められていた可能性が高い。

四 作事の担い手への褒賞と手入れの多忙化

この御庭の作事に関する記事は途切れるが、文政二年正月に「局跡新御庭御用御築山御用等引請骨折相勤候」という名目で、御庭預の谷次郎助に金壹分が下賜されたことは注目される（史料⑪）。「局跡新御庭」とは長局を移転した跡地に新たに設けられた御庭を指すと考えられ、「御築山御用」も二之丸御庭における築山の造成を指していると思われる。要するに、谷次郎助は文政元年に行われた二之丸御庭の改造における功績を認められて褒賞を受けたのである。とすれば、この時点までには御庭の作事がかなりの程度進展していたと考えられる。

また、この記事は御庭改造の担い手を手具体的に記した史料としても貴重である。¹⁵谷次郎助は文政元年四月に江戸から尾張へ、配下の者二名を引き連れて到着している（史料⑫⑬）。时期的にみて、おそらく二之丸御庭の改造を見据えた異動であろう。

谷次郎助は文化六年十二月二十八日、御庭預並として召し抱えられ、同九年十二月朝日に御庭預本役となった。次郎助の父寛兵衛も安永十年（一七八一）四月に御庭之者頭並として切米七石を与えられ、寛政八年（二七九六）二月には御庭預となっている。さらに寛兵衛の父（次郎助の祖父）文右衛門（のち寛兵衛）も、宝暦四年（一七五四）二月に御庭足輕から御庭之者頭となっている。つまり、谷家は遅くとも次郎助の

祖父文右衛門の代から、尾張藩において代々御庭に関わる役目を果たしてきた家系である。

また先にみたように、谷次郎助が江戸詰めを体験していた点も注目される。尾張藩では上原敷である市谷邸に菜々園、下屋敷である戸山邸に戸山荘という広大な御庭を整備しており、将軍や諸大名との饗宴の場としても用いられた。谷が江戸でどのような役目を与えられていたのかは今のところ不明だが、尾張藩邸における御庭の管理を行っていたとすれば、その経験が、文政二年正月にも活かされた可能性がある。

史料書に戻ると、文政二年正月には、谷だけでなく御庭の手入れに関わる人々が広く褒賞を受けていたことがわかる。具体的には「御庭預支配之者」のうち組頭三人が「御庭御用常・骨折」を理由に、「御庭御掃除之者」のうち「御植木懸」三人が「御植木御鉢物御手入方等骨折」を理由に、さらに「御庭御掃除之者」十六人が「八少二候廻」御慰御用并御掃除等骨折」を理由に褒賞金を下賜されている。前年中に行われた御庭の改造を担った人々に対して広く褒賞が行われたと考えられる。

そして「御庭御掃除之者」の褒賞理由に「八少二候廻」とあることからわかるように、手入れの人員には不足が生じていた。史料書によれば文政二年三月朔日、御小納戸は御用人に対して御庭を手入れする中間の増員を要求した。斉朝の留守中には中間五人で掃除等を行っていたが、斉朝の帰国が四月二日に迫り、その「待請御用」のため人数が不足し、在国中と同じく十人体制とするよう要望したのである。

だが、それでも御庭の手入れは追いつかなかったようで、御小納戸は三月十三日に再度中間三十人の増員を要望した（史料書）。その理由は第一に、去年以来御庭が広げられ築山や植え込みが多くなり、掃除に手

間取つていることが指摘されている。そして第二に、「御庭向御手入方」について江戸表から頻繁に指示がくるため、その対応にかなりきりになり、掃除に手が回らなくなっていることが指摘されている。江戸にいる間も斉朝が二之丸御庭について頻繁に指示を出していた様子うかがえる。

こうした状況は、斉朝入国後も継続していた。史料書によれば、文政四年七月、御小納戸は、「近年御庭向御物好等」により御庭御掃除之者が多忙になっているため、御用人に対して中間六人の受け取りを要望した。斉朝の「御庭向御物好」によって御庭の手入れが多忙化したことがはっきりと指摘されている点は興味深い。

五 馬場の移転

御庭を御花島御構の方面に拡大したことにより、もともとここにあった稽古場・矢場・馬場も撤去（移転）されたと考えられる。このうち稽古場と矢場については「御城御庭絵図」をみると東側の外縁土居線に描かれている（図2）。「御小納戸日記」には、先にみた史料書の後段に、「御稽古場所替」について江戸表から申し伝えてくるはずである旨が記されているが、その後の動向に関する記事はみつからなかった。一方、馬場については「金城温古録」および「御小納戸日記」に関連する記述が多く残されている。

『金城温古録』二之丸編四「御花島御構部」によれば、馬場は文政三年に「下御深井松山の西」へ移され、跡地は「此頃、此辺に御築山御庭作の御事あるに因て此所御植溜と成」という。たしかに「御城御庭絵図」では、もともと馬場のあった場所は東側外縁部分の通路となっており、

土居際には北側から順に植栽のある築山・榕古場・矢場が描かれている。

同時期の『御小納戸日記』をみると、文政三年六月二十四日には、すでに馬場は撤去されて馬場御殿（御立間）「馬見所」も解体され、下御深井御庭（下御庭）への移築に向けた準備が進められていた（史料⑥）。同年七月二十三日には普請奉行と作事奉行による移転先の見分が行われた（史料⑦）。そして同年十一月三日から馬場の移転に取り掛かることとなり、移転先は「桜花壇之内」とされた（史料⑧）。同月五日には馬場の普請に用いる砂や芝の運搬に関する記事がみえ、予定通り移転が進められたことがわかる（史料⑨）。

『金城温古録』「御深井御庭編」にも、この馬場についての記述があり、¹⁰⁾移転先を「桜花壇」としている。同書の挿図「御深井御庭大體」によれば、桜花壇の場所は蓮池の北西辺りである。以上のように、馬場は文政三年中頃までに撤去され、同年中には下御深井御庭に移転されたと考えられる。

なお、『金城温古録』「御深井御庭編」は、この馬場は斉朝没後、すなわち嘉永三年（一八五〇）に廃止されて元の場所に復旧したとする。だが、同じ『金城温古録』「二之丸編四 御花島御構部」には「天保十四年卯春、松山西を止められて又爰に御役衆仰付らると聞えし」とあり、下御深井御庭に移転した馬場（松山西）は天保十四年（一八四三）に廃止されて、二之丸に再建されたとある。『金城温古録』の記述は矛盾しているが、天保十四年の「尾州御留守日記」には「向御屋敷御殿御取建召合御門内御馬場御築立等一巻」が含まれており、「召合御門内御馬場」の再建について詳述している。したがって天保十四年に馬場が二之丸御庭東側に再建されたことは確かであろう。¹¹⁾

六 二之丸御庭の利用

最後に、斉朝による二之丸御庭の利用に関する史料をみていきたい。この点についてはすでに白根孝胤氏の研究が存在するが、ここでは新たに発見した御庭改造前後の時期の事例を中心に紹介したい。

先にみたように文化十四年四月十日には、年寄衆が斉朝の御前へ召され、梅之間から御庭に入りつて新御座・御植木屋・玉蓮亭・風信等を拝見し、多春園二階で酒食の饗宴を受けた（史料④）。翌文政元年二月には御用人衆もこれに準じて同様の饗宴を受けた（史料⑤）。ただし雨天につき御庭拝見は延期となった。

白根孝胤氏によれば、文政四年十月には奥向きの家臣や年寄衆を招いて菊花御覧が催され、菊花壇を眺望できる霜隈御茶屋において饗宴が催された。さらに文政六年には同様に桜の花見が行われ、多春園で饗宴が催された。これらの機会には家臣・植木の下賜も行われたという。

上記の饗宴は霜隈と多春園で行われたが、史料⑫は権現山下御席（「権現山下新御敷寄屋」）を利用した茶事に関する記事である。これによれば、文政四年七月、権現山下御席において茶事を催すため準備するよう御小納戸から奥坊主組頭などへ申し伝えている。「如例申談」とあるので、茶事は頻繁に行われていた可能性もある。

一方、こうした催しの機会以外でも、斉朝が日常的に御庭を回遊していた様子がかがえるのが史料⑬である。これによれば、夕刻に斉朝が御庭を廻る時間と、日雇の者が引き上げる時間とが重なるため、斉朝が権現山奥や赤松山から見下したとき目障りになるので、そのようなことが無いよう日雇共へ申し聞かせるようにと、御小納戸から日雇頭と黒鉄頭に申し伝えたという。これは斉朝が毎夕のように御庭を回遊していた

からこそ生じた問題であったといえる。

『御小納戸日記』には下御深井御庭への御成についてはたびたび記される一方、二之丸御庭への御成の様子は、家臣や女中を招くような催しを除き、ほとんど記されていない。下御深井御庭への御成は、埋門を通して石垣を下り、水堀を舟で渡す必要があり、しばしば鷹狩りも行われるため、水主や鷹匠の手配など種々の下準備を要したと考えられる。これに対して、二之丸御庭へは御殿からすぐに足を運ぶため、日常的な御庭の回遊は日記に記されることもなかったであろう。その意味で、史料例は齊朝が頻繁に御庭へ足を運んでいた様子をうかがわせる貴重な史料であるといえる。

おわりに

本稿の検討により、齊朝による御庭改造のプロセスはかなりの程度明確になったと考える。まず、文化十年から十四年のあいだに第一段階の改造が行われ、御庭が北東方面にやや拡張されるとともに、多春園・玉壺亭・新御席・風信・御植木屋などが設けられた。さらに文政元年から第二段階の改造が進められ、長局を移転して跡地を含む東側に御庭が拡張され、『御城御庭絵図』の姿に近い御庭となったと考えられる。特に史料①によって、文政元年七月に長局の移転と御庭造成が、江戸表（在府中の齊朝）から命じられたことが明確になり、『御城二之丸之図』はこのときに作成された計画図であることが推定できた。

一方で、文政四年の段階でも余芳が存在せず、いまだ玉壺亭が存在しており、『御城御庭絵図』のおりの姿にはなっていないことも確認できた。馬場の移転が確認できるのも文政三年であり、部分的には御

庭の改造は、文政元年以降の数年にわたって行われ続けたと思われる。今後は文政四年以降の状況についても検討を進める必要がある。

加えて、本稿では御庭改造や手入れの実態についても検討した。これによって御庭改造の担い手として御庭預谷次郎助の存在が明らかになった。また、御庭の拡張にもなつて手入れの負担が増加し、御小納戸が中間の増員などの対応に追われる様子も明らかとなった。御庭預をはじめとする作庭や御庭管理に関わる人々についてはこれまでほとんど検討されておらず、本稿でも端緒となる情報を得たに過ぎない。この点は今後の課題としたい。

また、御庭の手入れが多忙化したのは、単に御庭の面積が広がったためではなく、齊朝の「御庭向御物好」によるものであった。齊朝は毎日のように御庭を廻っており、日雇が築山からの眺望の妨げになることが問題になるなど、二之丸御庭に強いこだわりをもっていたことも確認された。齊朝の園芸や本草学に対する嗜好はすでに指摘されているが、本稿でもこの点を御庭の手入れに関する史料から裏付けることができたといえる。

齊朝は文政十年に隠居したのちも下御深井御庭西側に新御殿を設けて嘉永三年に歿するまで名古屋に居り、その間の藩主は江戸在府の期間が長かった。このため名古屋城における御庭の変遷を明らかにするには、隠居後の時期も含め、下御深井御庭をも視野に入れて、齊朝と御庭との関わりをさらに検討する必要があるだろう。

- 1 二之丸御殿の起源については井上光夫「中御座之間北御庭惣略考 名古屋城二之丸創建期における庭園の変遷」(名古屋市教育委員会、二〇一三年)を参照。
- 2 「中御座之間御庭惣略」(名古屋市蓬左文庫蔵、二〇一三年)を参照。
- 3 この庭の旧跡は現在「名古屋城二之丸庭園」として国の名勝に指定されているが、指定範囲には流石の作庭部分を含むため、「二之丸庭園」の呼称を江戸期の庭を指して用いると誤解を招く恐れがある。一方、江戸期の史料では「北御庭」「御城御庭」「上御庭」などの呼称がみられる。それぞれ「御殿(あるいは二之丸)の名の御庭」「御城」「二之丸御殿の御庭」「下御庭」下御庭御殿に対する上御庭」という意味で用いられたと思われる。それぞれにこの御庭の歴史的な位置づけを反映した呼称ではあるが、その前提を置きにしてそのまま用いることや分かりにくい。そこで本稿では便宜的に「江戸期の庭を」「二之丸御庭」、あるいは文脈上明らかな場合は単に「御庭」と呼称する。
- 4 その成果は、名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画書(名古屋市長官舎経済局文化観光部名古屋城総合事務所、二〇一三年)、「巨大城郭 名古屋城」(名古屋城特別展開催委員会、二〇一三年)などに反映されている。
- 5 白根孝胤「近世後期における尾張家の植栽空間と大名庭園」(徳川林史研究所「研究紀要」第四号、二〇一〇年)、同「名古屋城庭園の植栽空間と徳川斉朝」(徳川林史研究所「研究紀要」第四号、二〇一四年)。
- 6 「名古屋史 政治編二」(名古屋市役所、一九一五年)一五頁、御小納戸は約七十名、御小納戸を擁護する御小納戸頭取は寛延元年(一七四八)十月に設置され、総員十名で役高は三百丁であったとさる。
- 7 なお、藩主在任中の江戸での日記は存在しない。また、藩主在任中にもかかわらず標題が「尾州御留守日記」となっている場合もある。
- 8 井上光夫氏は「朝が庭園の大改造に着手するのは早くても斉朝が成人する文化五年(井上簡親没、九四頁)としているが、斉朝が御庭を実際に見る以前に改造に着手したとは考えにくい。斉朝が初めて八城した文化八年以降と推測した。
- 9 『金城温古録』(三)二七六頁「名古屋教育委員会、以下、『金城温古録』を引用、参照す

る場合は、名古屋藩書総編の第十三巻(第十七巻として、一九六五年から六七七年にかけて、名古屋市教育委員会から刊行された活字本の巻次、二〇四と頁数を示す)。

- 10 『金城温古録』(三)六八頁。
- 11 『金城温古録』(三)六一頁。
- 12 『金城温古録』(四)二二五頁、二二七頁、二二八頁、二二九頁、三三六頁、三三七頁。
- 13 『金城温古録』(四)二二五頁、聖職院については、『名古屋藩書三編』第一巻 尾張徳川家系譜(名古屋市教育委員会、一九八八年)一九一五〇頁。
- 14 このほか、「御城二之丸之因」には、築山や茶亭に二人名持というような注記がされており、おそらく担当した職人を記したものと推される。
- 15 『藩主等』(名古屋市蓬左文庫・徳川林史研究所蔵)。
- 16 『名古屋藩書』第十四巻 金明寺(名古屋教育委員会、一九八六年)三九四頁。
- 17 文政四年七月十八日には、百合御門内の御庭と外縁を区画する高塙にてた三ツ所の窓について、外縁を藩主が通行する際や櫓占場への御成の際には意に蓋をするよう御庭預らに御小納戸頭取が命じており、史料(※)、このときまでには二之丸御庭の東外縁に新たな高塙高塙が設けられていたと考えられる。
- 18 『金城温古録』(四)三五五頁、三七頁。
- 19 『金城温古録』(三)七一頁。
- 20 『金城温古録』(四)六六七頁。
- 21 『金城温古録』(三)七一頁。
- 22 再建された馬場の様子は「御城図面(二之丸御殿)」(名古屋市長官舎蓬左文庫蔵)に描かれている。この絵図は御殿長巻の位置と形状から保十三年の成立を推定されるが、二之丸御庭の東側外縁部分を見ると、貼紙で南北に長い馬場の姿が描かれ、その中央西側に「御駕所」が設けられている。
- 23 白根前掲「名古屋城庭園の植栽空間と徳川斉朝」。
- 24 『金城温古録』(三)二八四頁、一八五頁には御庭にあった「聖堂」を文政六年に撤去・移転したことが記されている。「御城御庭絵図」には「聖堂」が描かれていないことを踏まえると、文政六年時点でもまだ「御城御庭絵図」のとおりの変にはなっていなかった可能性がある。この点の検討も今後の課題とした。

史料編

凡例

- ・「尾州御小納戸日記」「尾州御留守日記」（徳川林政史研究所蔵）のうち、文化十年（文政四年（請求番号…尾二・五四〇五八）の間における名古屋城二之丸御庭に関連する記事を抜粋し、翻刻した。
- ・各記事の冒頭に、通番と記事の年月日を付した。
- ・用字、行送りは原則原本の表記にしたがった。
- ・頭注は該当箇所の後ろに（頭注）と記して「」内に記した。
- ・人物のうち当時の役職がわかる者はルビで（ ）内に注記した。

①「尾州御小納戸日記」文化十年四月十三日条

一 左之通御賄方江申談候

中御座之面

御射斗鮑 式飾

但

御着座之上指上候御のし巻飾

御射斗七手添巻飾

御焼火之面

御射斗鮑

但御手のし式手添巻飾外二

指上候御のし無之

桜之御間 御床飾

梅之御間 同断

御湯殿

御舩

御射斗鮑 四飾

御敷寄屋

御射斗鮑

式筋巻飾

②「尾州御留守日記」文化十四年三月六日条

一 左之通江戸表方申来候

八重桜 一鉢

庭桜 二本

右三元御櫓古場之跡風信

御茶屋前御場所見立為植

候様杖山源六郎方申来候

但此外二も相廻候御植木之儀ハ

江戸表御庭預方此表同役へ

委細申越候筈

③「尾州御留守日記」文化十四年三月二十八日条

一 左之通御所頭江申談置候処今朝

相廻候

中興所之節

御射斗匏 二飾

但

御着座之上指上候御射斗一飾

御手射斗五手添志飾

御焼火之節

御射斗匏 一飾

但 御手射斗三手添

桜之御間 御床飾

梅之御間 同断

新御席 同断

多春園 同断

玉壺亭 同断

風信

但 御射斗二筋結び御祝蓋二載

桜之御間南御庭御腰懸

但 同断

御船 一飾

但 御瓶子一對添

御植木屋

但 御射斗二筋結び御祝蓋二載御床江上置

御湯殿 一飾

×拾三飾

但 御祝蓋ハ役所方出ス

一 御間々御飾之儀ハ左之御間計

役所方御懸物取扱候

桜之御間御床表

新御席

御植木屋

×三ヶ所

④「尾州御留守日記」文化十四年四月十日条

一 九半時過御年寄衆一統

御前立被為

召御庭拝見いたし候様

御意ニ直ニ御次方梅之御間江懸り

御庭江案内新御席御植木屋

玉壺亭風信等拝見夫方多春園へ

⑨ 尾州御留守日記 文政元年六月十一日条

一 御庭御手入御用ニ付御屋形

内より土御取寄相成候處右土

車江々東鉄御門方召合御門

内江為曳込候筈ニ付東鉄御門

右車出入之儀

御在國之通札ニ通用不指支

様致度旨御目付江相達合札

一枚差出候処今一枚指出候様申来候

且幾日方幾日迄等申境申達候様

申越候付其段相達候附御屋形

内口々車通用之儀御作事

奉行ニ懸合候事

⑩ 尾州御留守日記 文政元年六月二十七日

一 東鉄御門車通行方之儀御脚

御用人小瀬新右衛門方江先達而

演説ニ而申達置候處今日左之通

申越候

追々及示談候東鉄御門車

通行之儀御目付江申談

候處右車通行中立番

同心附置管候右役相達

候付通行指支無之候仍為

御承知申入候以上

六月廿七日

⑪ 尾州御留守日記 文政元年七月十七日条

一 左之通小瀬新右衛門方申越候

御城御廣敷長局之儀大奥御對

面所南御庭廣場江御引移

右跡御庭ニ相成管之旨江戸

表より申来候付長局早速

取拂御場所各江可引渡旨

御作事奉行江申談之義其筋江

相達候間猶更右奉行江御引合

御請取可有之候

一 御稽古場御場所替之儀

江戸表御同役方各江申来

管之旨其地方申越候間右

申来候ハ、御申聞可有之候

⑫ 尾州御留守日記 文政元年八月二十五日条

一 御廣鋪長局式棟共金之御間前

御庭内江御引建之管候処右御庭

手狭ニ付表御臺所前東之方江附

四間程御庭内江囲ひ込相成候付

御臺所脇御風呂屋口并筋違口共

御緋明候様致度旨且右口ニ御作事
方ニ請取切ニ相成同所北之方ニ二枚
開ルテ御ペリ附候様致度旨御作事
奉行方申越候付同心組頭江申談候

⑬ 尾州御留守日記 文政二年二月六日案

一 左之通今日申渡候

金志分 御庭預之者 伊藤弥平

右者惣人ニ而久々致日勤

格別骨折相勤候付被下之

正月

金志分 御庭預之者 谷次郎助

右者局跡新御庭御用御築山

御用等引請骨折相勤候付

被下之

正月

御庭預之者

銀志兩宛

右者御庭御用常々骨折

相勤候付被下之

正月

御庭預之者

御植木箱

金式朱ツ、

三人

右者御植木御鉢物御手入
方等骨折相勤候付被下之

正月

御庭御掃除之者

銀三匁六步ツ、拾六人

右者人少ニ候処

御慰御用并御掃除等骨折

相勤候付被下之

正月

⑭ 尾州御留守日記 文政二年三月朔日案

一 左之通御用人江申渡候

去々丑年

御在國中御庭御掃除

人数少ニ付出人御中間

拾人請取申候付而ハ去寅年

御發駕境不残引揚候筈

之処御留守中御庭御掃除

人数少ニ相成候而ハ不行届

候付右之内五人引揚残五人ハ

御留守中引続受取所也

為御間合申候然処此節御待請

御用御庭御掃除為取懸

申候付而ハ人数少ニ而ハ右

御掃除雜御間合候間去寅年
御發覺境引揚候出人
御中間五人此節方當
御在國中引続受取申度候
仍之中達候

三月 御小納戸頭取

15 尾州御留守日記 文政二年三月十三日案

一 左之通御用人江申達候

頃日出人御中間五人申達
請取御庭御掃除御用向專
糺合為相勤申候然処去年
以來御庭御圍込出来御築山
御植込等多御掃除之外
手間取甚以手後相成其上
御庭向御手入方等之儀ニ付
追々江戸表方被
仰付之儀も相増右御用向
此節一時相成申候全株
頃日請取申候出人御中間
外而糺合為相勤申候而も御庭
御掃除之着勤向手取候処其上
前箇之通手後之場所并
御待請御用御掃除方雜御間合

相見申候付^三八明後十五日方
御着城御當日迄之内猶又
御中間出入三十人請取申度候
仍之中達候

三月十三日 御小納戸頭取

16 尾州御留守日記 文政三年六月二十四日案

一 左之書付御側大寄合江差出候

袖書畧

上御庭御馬場先達而御取致相成
御馬場御殿豊ニ相成居申候右ハ
下御庭之内江御引建ニ相成管ニ付
右御場所等御普請方并御作事方
見分之上取計有之候様致度
仍之根之義申達候

六月 御小納戸頭取

17 尾州御留守日記 文政三年七月二十三日案

一 上御庭御馬場今般下御庭之内江

御引建相成候付右御場所見分
として今日御普請奉行御作事
奉行同道并御普請方之輩も
相越候付御門々出入之断昨日御普請奉行

相達候付夫、申談候

其段御庭預_江申談候

18 尾州御留守日記、文政三年十月二十九日案

一 下御庭之内御馬場御取立、付御入用

調御普請奉行方御側大奇合_江達

濟之由、_三來月三日方御場所為

取懸桜花壇之内御馬場地_面、

抱候樹木伐採候上、_二仕立方為

取計候積委細之儀、_配下向_江為

引合候旨申越候付承知之趣及返

報候

但御普請中御普請奉行初配

下等御門々、出入之儀申達候付

其段同心組頭_江為申談候

一御小納戸詰役懸_江も本文之趣申

談候

19 尾州御留守日記、文政三年十一月五日案

一 下御庭御馬場御用砂等_等為

模通為曳届候由、而御普請中

兩御門出入之儀御普請奉行より

相断候付如例夫、_江申談さセ候

但右御庭内通行、付車曳刻等

出来候ハ、入念為取替候旨申越

20 尾州御留守日記、文政四年四月一日案

一 御射斗鮑之儀兼、御貽頭_江

申談置候處左之通今朝相

廻候仍御間向を初御茶屋々、

其外とも廻し方之儀等筆役、_二而

為取扱候

御三方懸敷

中御座之間、御射斗鮑二飾

但

御着座之上差上候御射斗一飾

六手御用懸

御射斗七手添、一飾

〔頭注〕

〔本文御射斗之儀

兩家御年寄衆初其

節々御居合候人数

吟味之上御貽頭へ前廣、為進給候事、候處猶又御當日朝、_三至り

御貽頭手前於いて取訂シ御出勤候人数之ケ相廻候事

御三方懸敷

御焼火之間、御射斗鮑一飾

御射斗五手添

〔頭注〕

「本文御焼火之間

御熨斗鮑之儀

追振役所へ受取候儀も相見候付今般も為進給候処

右御間之儀ハ全表ニ附

候事付御次第前御貳頭方

直ニ御小性へ相渡調之由

右頭申聞候付役所^江ハ不

請取候

桜之御間 同断 六飾

但

御三方紙敷

御床 一飾

居蓋

御床裏 一飾 二筋結心

同

御二階 一飾 同断

同

同所下御二畳 一飾 同断

同

御張出 一飾 同断

同

南御庭御腰掛 一飾 同断

御三方紙敷

御床飾

梅之御間 御熨斗鮑一飾

居蓋

多春園 同断 一飾 二筋結心

同

玉壺亭 同断 一飾 同断

同

御庭御数寄屋 同断 一飾 同断

同

風信 同断 一飾 同断

同

御植木屋 同断 一飾 同断

同

権現山下新御数寄屋 同断 一飾 同断

同

霜傑御茶屋 同断 一飾 同断

御三方紙敷

御湯殿 同断 一飾

同断

御舩 同断 一飾

但瓶子一對添御三方共

上御庭御泉水

居蓋

御舩 御熨斗鮑一飾 二筋結心

以上

①「尾州御留守日記」文政四年七月十五日条

一 明十六日權現山下新御教寄屋於みて
御茶事有之筈ニ付奥坊主組頭
初ニ如例申談候

但

召上り物持運ひ之儀ハ同心ニ為取扱候

事ニ付其段をも申談させ候

一 右ニ付左之輩御庭通用所有之夫ニ

申談候

（御台所御一
大橋七之丞）

御臺所人組頭貳人

御臺人 三人

御賄人 貳人

已上

②「尾州御留守日記」文政四年七月十八日条

一 左之通御庭預同心与頭上申談候

召合御門内御庭境御高舞今度

出来之御窓ニヶ所右御窓下

御通行之節并御稽古場上被為

成候節共外方御窓蓋懸候管候間而役

於るて心得罷在節ニ不洩様可取計候

但本文懸戸枋方申談候付出来之上

常ニ者御稽古場ニ差置可申候

七月

③「尾州御留守日記」文政四年七月晦日条

一 左之通御用人上申談候

出入御中間

六人

右者近年御庭向御物好等ニ御庭御掃除

之者甚事多相勤候此節別日御用多ニ

日ニ之難御間合候間當分之内頭書之通

受取日ニ三人ツ、罷出為相勤候様致度

申談候

七月

御小箱戸頭取

〔本文達之通

八月七日方請取

候事

④「尾州御留守日記」文政四年八月六日条

一 左之經日雇頭黒歇頭ニ役懸り方

為申渡候付同心組頭上裁許之儀

申談候

夕御庭

御廻之節日雇之者引拂候時刻
付權現山裏并赤松山御越

之節者

御見下しニ相成右之者共通行

御目障ニ相成候而ハ不可然候已来

業醫御門辺正同心罷出及裁許

候得共日雇共正之常々心得申聞

置

御目障ニ不相成様可致候尤新規

罷出候者等正者執其更入念導置

可申候

巳八月

{Title}

Remodel of Nagoya Castle Ninomaru Garden during the early nineteenth century, based on "Okonando-nikki"

{Keyword}

Nagoya Castle Ninomaru Garden, Okonando-nikki, Tokugawa Naritomo

開天閣の誕生、焼失、保存

小西 恒典

キーワード

近代和風建築

戦災焼失

近現代における城郭の役割

はじめに

明治四十三年（一九一〇）、第十回関西府県連合共進会が、名古屋市の鶴舞公園で開催された。この時、名古屋市によって「記念館」が公園内の吉田山に建設された。外観は「金閣」を模した大規模な木造建築であり、のちに「貴賓館」、「九草閣」、「開天閣」と呼ばれた。同時期に建設された噴水塔、泰葉堂とともに「永久的建築物」とされ、共進会が終了した後も現地で保存、利用されていた。ところが、アジア太平洋戦争の最中に解体され、昭和二十年（一九四五）の空襲で焼失したとされている。

開天閣は多くの文献で紹介されているが、その建築的特徴や使われ方については、ほとんど触れられてこなかった。また戦災よりも前に、防火訓練中に火災に遭っていることが、複数の文献から知られるが、その時期や損害の程度、修理がされたのかも、明らかではなかった。

そして不思議なのは、解体されたうえで戦災焼失したという経過であ

る。この問題について論じたのが、水谷盛光『開天閣の最後』追跡覚え書である。ここでは時期は不明確としつつも、鶴舞公園南部に高射砲陣地が設けられた時に、開天閣が取り壊されたことを立証しようとした。また、解体された木材は、名古屋市公会堂付近に置かれていたが、昭和二十年三月十九日の空襲で焼失したと推定している。一方で、『名古屋の公園一〇〇年のあゆみ』は、「開天閣は東山の忠霊塔泰安殿移築するため昭和十七年八月二十七日解体された」とし、昭和二十年三月十二日の空襲で、木材が焼失したとしている。開天閣はどのような理由で解体され、いつ焼失したのであろうか。

そしてこれまでは、開天閣は部材もすべて焼失したとされてきたが、最近の調査により、屋根に上げられていた風風や、建具の一部は現存し、名古屋城で保存されていることが明らかになった。

本稿では、開天閣の歴史を振り返り、①その建築的特徴や使われ方、②昭和十五年に部分焼した実態、③建物は昭和十七年に解体されたが、それは陸軍の指示によるもので、名古屋市は移築保存を計画していたことを明らかにしていきたい。その上で、建具類がいつの時期から、どのような目的で名古屋城に保管されたのかを検討してみた。

一 開天閣の誕生

(一) 第十回関西府県連合共進会の開催



図1 南東から望んだ間天閣（手前が本館、奥が玄関） 大正7年～昭和7年ごろ撮影 個人蔵

明治四十三年（一九一〇）三月十六日から六月十三日まで、鶴舞公園において第十回関西府県連合共進会が開催された。入場者数は二百六十三万人以上に及んだ。明治期の国内博覧会としては、同四十年の東京勸業博覧会、同三十六年の第五回内国勸業博覧会に次ぐ集客規模であった。

共進会の主催は愛知県であり、誘致や会場運営は県の主導で行われた。名古屋市は、

その年が開府三百年にあたるというところで、明治四十年に「名古屋開府三百年記念会」を結成していた。同会の事務所は名古屋市役所内に置か

れていたが、共進会の会場内にも出張所を設け、さまざまな記念事業を行った。会則の第八条では、「本会ノ營造物ニシテ永久保存スヘキモノハ本会ノ使用ヲ終リタル後之ヲ名古屋市ニ寄附スルモノトス」とされていた。この時に奏楽堂、噴水塔が同会により建設された。計画通りに名古屋市へ寄付され、現存している。

(二) 記念館の建設

この時、「記念館」が公園の南東隅の丘陵、標高約十五メートルの吉田山に建てられた。この地名は、初代名古屋区長 吉田緑在の所有であった土地が、共進会開催に当たって、名古屋市へ土地が寄付されたこと由来する。それより前は「碧山」と呼ばれていた。

現在の鶴舞公園は、敷地の大部分が、東西を熱田台地にはさまれた沖積低地の北東端、あるいは大曾根最南端の谷・低地に当たり、ほぼ平坦である。吉田山は、東側の熱田台地から舌状に突き出した丘陵で、公園内で一番の高所であった。記念館の建築は名古屋市内、内部装飾は名古屋開府三百年記念会が行った。起工は明治四十二年六月四日、竣工は翌年二月五日、設計施工は鈴木幸右衛門であった。建築面積は六九三平方メートル、延床面積七七・五平方メートルであった。

(三) 本館

記念館の本館は木造二階建て、「金閣」(鹿苑寺舍利殿)を模した外観であった。一階は八間四方で、幅四尺五寸の濡縁、高欄がめぐっていた。二階は三間四方で、幅三尺五寸の濡縁、高欄がめぐっていた。一間は八尺で、モデルの金閣よりも、かなり大きな建物であった。屋根は宝形

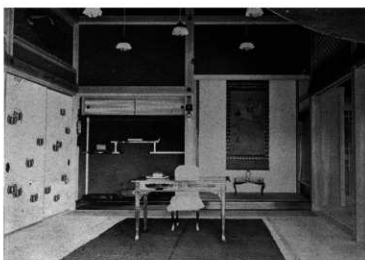


図2 貴賓館内部 『第十回関西府県連合共進会記念写真展』より転載

造銅板葺きで、上層の中央には青銅製の鳳凰が上げられていた。外壁は肉色の南蛮漆喰塗、内壁は錆工塗り上げであった。木材はすべて木曾御料林の檜、椈等が用いられた。

一階には、折上小組格天井の客室が二室、合わせて三十五畳、猿類天井の予備室が二室、各十六畳あり、北を除く三方に、五十一畳の入側がめぐっていた。客室には、書院造の座敷飾が施されていた。図2は、「第十回関西府県連合共進会記念写真展」に掲載された写真「貴賓館内部」である。これは一階東側の客室内を南側から撮影したものである。

真の正面右側には床と付書院、その左側に透棚、天袋戸棚が見えている。写真では見えないが、右側の小壁の向こう側、床の上には独立した折上格天井が備えられていた。

写真の左側は、西側の客室（次の間）との境で、菱織の襦紙に桐文様を散らした襖が四本、花菱形の透彫が施された欄間があった。長押の釘隠には煮黒目の六葉、花菱形の金具

が、下長押には二重渦形の金具が用いられていた。西側の客室にも座敷飾はあったが、北側に階段室があったため、床の奥行が狭く、簡略化されたものだったと考えられる。

写真の右側は、客室と東側入側との境で、菱格子欄間があった。写真では外されているが、普段は腰障子が嵌められていた。その右奥に見えるのは、入側と予備室を隔てる引戸で、細い木による直線的な装飾が施されていた。

入側と濡縁の境には、比較的大きな菱組格子の付いた、磨りガラス腰障子が嵌められ、その外側には半部が付けられていた。予備室の北側の壁には、彫刻が施された引戸（舞良戸か）があったとされる。

二階には三十二畳の遠望室があり、天井には「古代模様」をあらわす装飾があったとされる（辻金具などがあつたか）。四方の壁には、中央間に濡縁への出入口、その左右に花頭窓があつた。これらには比較的小さな菱組格子が付いた、磨りガラス腰障子が嵌められていた。

(四) 玄関と大廊下

別棟として北側にあつた玄関は木造平屋建て、梁間四間、桁行五間、入母屋造銅板葺きであつた。外観は名古屋城本丸御殿の玄関とよく似ているので、それを参考にしたと考えられる。内壁・外壁とも、肉色の南蛮漆喰塗であつた（大廊下、脇安間、側、貴賓館もこれに同じ）。

内部は、東側に東西三間、南北四間、二十四畳の部屋があり、その西側に東西二間、南北四間、三和土の間があつた。ともに格天井であつた。外廻りには花頭窓が付けられていた。十間の西側には東西二間、南北二間、唐破風銅板葺きの車寄が続いていた。その入口には両開きの戸

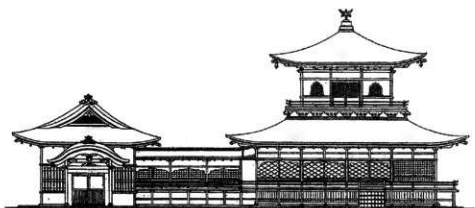


図3 貴賓館正面図 左が北側、『第十回関西府県連合共進会事務報告』より転載

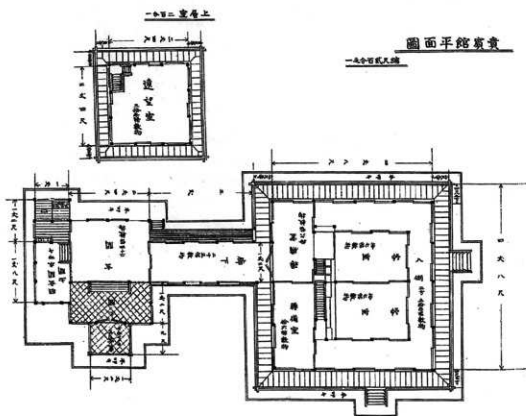


図4 貴賓館平面図 左が北側、『第十回関西府県連合共進会事務報告』より転載

があり、欄文の彫刻が施されていた。

本館と玄関は、大廊下で結ばれていた。大廊下は内室造で梁間二間、桁行五間七分五厘、兩下造銅板葺き、二十三畳であった。大きな花頭窓には格子の磨りガラス腰障子が、その外には高欄が付けられていた。本館との境には両折面開きの扉があり、八双金物で飾られていた。その上には幕股が入れられていた。内部には絨毯が敷かれていた。

玄関の北側には、梁間一〇尺、桁行五間、入母屋造柿葺きの脇玄関と副が接続していた。

本館と玄関の間には、縁石がめぐらされ、その内側には幅二尺の雨落溝が設けられていた。底は三和土で、その上に勝川小石が敷き詰められていた。

(五) 貴賓側、吉田庵、土間廊下

本館・玄関の東側に、独立棟として建てられた貴賓側は、面積五十一・二五平方メートル、寄棟造瓦葺きだが一方は切妻破風で、懸魚や幕股が付けられていた。三畳の脱衣所、二畳の用所が二部屋、流し場、廊下があった。猿類天井と化粧屋根裏が組み合わされ、格子窓には磨りガラス障子が嵌められていた。図5には、その平面形が書き込まれている。

玄関の北側には吉田庵があり、土間廊下で接続していた。これは吉田緑在が所有していた茶席で、共進会の開催前からこの地にあったとされる。名古屋開府三百年記念会が購入し、共進会の会期中は休憩所として使用された。土間廊下は本館・玄関と同時に建てられた。梁間一間、桁行十七間、屋根は両下造で、杉赤身を大和打ちしていた。柱は錆丸

太造で、土間は三和土、腰壁は吉野杉皮の網代張りであった。

本館の南側には、松尾宗見作の庭園が広がっていた。

(六) 共進会開催中の運営

会期中、記念館は「貴賓館」と呼ばれ、一階の客室二室、二階の遠望室が来賓の休憩所とされた。二階からは会場のみならず、南に高座結御子神社（現在の名古屋市中熱田区高蔵町）の森、北に名古屋城の眺望を楽しむことができた。¹⁴⁾

貴賓館の運営は、第十回関西府県連合共進会愛知県協賛会と名古屋開府三百年記念会の共同で行われた。絵はがきなど記念印刷物の贈呈・呈茶が行われ、重要な来賓には昼食が提供された。皇太子（のちの大正天皇）をはじめ、一万二千人余りの賓客をもてなした。¹⁵⁾

名古屋市は、この記念館と噴水塔、奏楽堂の三つを「永久的建築物」として、共進会終了後も保存、活用する計画であった。¹⁶⁾

二 共進会終了後から大正期まで

(一) 九單閣から聞天閣へ

共進会終了後もなく、記念館は「九單閣」と命名された。これは「詩經」所収の詩、「鶴鳴于九臯 声聞于天（鶴九臯に鳴きて声天に聞こゆ）」からの引用であり、名古屋市長であった阪本彰之助が命名したとされる。大正五年（一九一六）刊の『名古屋市史 政治編 第三』では、「聞天閣」と呼ばれているので、この年までにもう一度改称したことになる。これも同じ漢詩からの引用である。短期間に二度も改称した経緯は不明



図5 鶴舞公園平面図(開天閣) 名古屋市緑政土木局蔵

であるが、阪本は頼園（たのぞん）と号する漢詩人であり、その関与が想像される。「九
 阜閣」と命名してはみたものの、あまりにも難読で、変更せざるを得な
 かったのではないかと推察する。阪本の市長在任は、明治四十四年
 (一九一一年)七月四日から、大正六年一月二十三日までである。

(二) ささまざまな行事での利用

大正四年十一月は大正天皇の御大典奉祝のため、鶴舞公園でさまざま
 な記念行事が行われた。

同月六日から二十八日まで、名古屋市奉祝会の主催による菊花展覧会
 が、公園内の竜ヶ池畔で開催された。開天閣ではこれと同時に、名
 古屋市の主催による生花・盆栽の陳列展が開催された。十三日には、
 菊花展覧会の褒賞授与式が、開天閣の庭園で行われた。十七日には、
 県奉祝会の主催による大典奉祝宴が、公園内の賜儀場跡(運動場内に設
 けられていた)で六百人以上を集めて行われた。この終了後に、参加者
 は菊花展覧会と開天閣での展示を観覧し、茶菓で接待された。二十七
 日には盛花倶楽部の主催による大典奉祝盛花会が、開天閣で開催された。

大正七年四月二十日に、鶴舞公園附属動物園が開園した。開園式は開
 天閣で行われ、多くの来賓が出席した。名古屋市長の佐藤孝三郎の案内
 により、動物園を巡覧した後、開天閣へ戻って祝宴が開かれた。

同年四月一日、鶴舞公園管理事務所が設置された。場所は吉田山にあっ
 たと考えられる。大正十二年四月一日に、名古屋市土木課の組織改編に
 より、事務所は廃止された。代わって係員詰所が置かれたが、敷地・建
 物はそのまま利用された。一、〇四一平方メートルの敷地に作業倉、人
 夫詰所、倉庫、材料置場二棟があった。

開天閣の屋根は、当初は銅板葺きであったが、大正十五年に榆皮葺き
 に改められた。図5は昭和二年(一九二七年)作成と考えられる、吉田
 山付近の平面図である。

三 昭和初期

(一) 御大典奉祝名古屋博覧会

昭和三年（一九二八）九月十五日から十一月三十日まで、鶴舞公園において、御大典奉祝名古屋博覧会が開催された。主催は名古屋勸業協会であったが、実質的には名古屋市が主催した、初の大規模な博覧会であった。会期中には、百九十四万人以上の入場者を集めた。³¹⁾

この博覧会でも、開天閣は貴賓館として使用された。³²⁾ 重要来賓は開天閣と鶴々亭、一般来賓は、迎賓館と、建物の役割分担がなされた。鶴々亭はこの博覧会で、名古屋材木商工同業組合が参考出品として、会場内に建てた茶席である。「迎賓館」は、会場西端の鯉ヶ池（現在のペビィゴルフ場付近）に面して建てられた、フランク・ロイド・ライト風の洋風建築であった。³³⁾

開天閣の室内には、伊藤次郎左衛門、岡谷惣助、瀧定助ら、名古屋の財界人から借出した美術品が飾られた。はじめは名古屋ホテルによってコーヒー、紅茶が提供されたが、十月からは抹茶が呈された。金城女学校茶道教師であった岡崎たまをはじめ五人に委嘱し、毎日一名が交代で呈茶を行った。会期中の呈茶数は、開天閣で二百二十六人、迎賓館で一〇、一〇九人であった。食事提供数は合わせて千二百四十人であった。³⁴⁾

(二) 美術館の建設

この博覧会に際して、開天閣の東隣に、美術館が建設された。木造平屋建て、スレート葺き、床面積一、三二二・三平方メートルの建物であった。半永久的な建築物として、博覧会終了後も美術館として使用する計画であった。当初は東海美術協会、名古屋勸業協会の所有であったが、

昭和五年十二月に名古屋市へ寄付された。³⁵⁾

(三) 猿面茶屋、松月齋の移築

昭和四年十月、それまで愛知県商品陳列館の敷地内にあった、猿面茶屋と松月齋が、県からの寄付を受け、開天閣の北側、吉田庵の西隣に移築された。³⁶⁾

猿面茶屋は、織田信長の命により、古田織部正重然が清須城内に建てたとされ、慶長十五年（一六〇）の名古屋城築城に際しては、形態を改めずに移築されたという。木造平屋建て、入母屋造茅葺き、面積三三・八平方メートルであった。昭和十二年七月二十九日に国宝に指定された。³⁷⁾

松月齋は尾張徳川家十二代、齊社が、名古屋城三之丸の御屋形内に建てた数寄屋風書院であった。木造平屋建て、入母屋造茅葺き、面積八・九平方メートルであった。³⁸⁾

昭和八年八月八日には、公園事務所（係員詰所）が改築された。この時点で、総面積一七、〇六四平方メートルの吉田山には、開天閣、吉田庵、美術館、猿面茶屋、松月齋、係員詰所と、多くの建物が建てられていた。樹木が鬱蒼とし、公園内で最も深い森となっていた。³⁹⁾

(四) 鶴舞公園の有料利用施設

昭和九年時点の鶴舞公園内では、普選記念壇、奏楽堂、鶴々亭、美術館、テニスコートが有料貸出施設（名古屋土木部管轄）となっていた。このほかの貸出施設としては市公会堂（同市庶務部管轄）、運動場（同市教育部が管轄）があった。⁴⁰⁾

昭和四年十二月十日施行、同七年四月二十九日改正の公園使用条例の

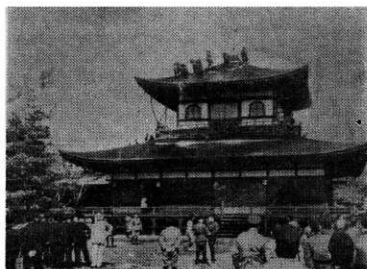


図6 火災実験で被災した開天閣 『木造家屋火災実験報告』より転載

第五條には、公園地、中村公園運動場、テニスコート、美術館、普通記念墳、記念館、鶴々亭、売店の使用料の上限額が定められていた。この「記念館」は開天閣ではなく、中村公園の記念館を指すと考えられる。開天閣が使用されるのは、特別な事情があった時に限られていた。

(五) 一般公開

昭和九年六月ごろに猿面茶屋、松月齋、開天閣が一般公開されたようである。それまでの猿面茶屋は、名古屋の富裕層が構成する猿面会が、年に一、二度使用するだけであった。「建築保存の上からその開放は茶どころ名古屋として意義深いもの」という同会からの進言により、名古屋市が公開することを決めた。この時に、隣接する開天閣、松月齋も公開されることになった。ただし会期や観覧者数などの詳細は不明である。

また同年九月二十二日、この地方を襲った歪戸台風により、開天閣の

屋根が損傷し、檜皮の大部分が葺き替えられた。

四 木造家屋火災実験での被災と修理

(一) 実験の概要

開天閣は戦災よりも前に、防火訓練中に火災に遭っていた。これは昭和十五年（一九四〇）四月二十二日に、鶴舞公園運動場（公園内の南西端にある。現在のテラスボ鶴舞の場所、田陸上競技場）で、「木造家屋火災実験」が行われた時のことである。

この実験は、前年四月一日に施行され、八月に名古屋市に適用された、防空建築規則の趣旨に基づくものであった。この規則で定められた「防火改修」が、木造家屋の延焼防止・遅延に高い効果を発揮することを公開し、規則の周知徹底と、「防火改修」事業の促進を目的に行われた。主催は愛知県、名古屋市、大日本防空協会、同協会愛知支部であった。効果を明確にするため、「防火改修」を施した木造家屋二棟、通常の木造家屋四棟が、「供試家屋」として運動場の中央、約十二メートル四方に密集して建てられた。ここでいう「防火改修」とは、壁面を漆喰塗りにする、ワイヤラス張り・モルタル塗りにする、耐火木材を使用するといったものであった。これらに同時に点火し、公衆の面前で効果を実証しようとした。

(二) 飛び火による焼損

映画館、市内電車・バス広告などで大々的に宣伝を行った結果、実験の当日は、主催者発表で八万人もの観衆が集まった。点火が開始された

午後二時には、強い西風が吹いていた。点火してすぐに、無数の火の粉が飛散し始めた。供試家屋から西へ六七〇メートル離れた地点でも、灰が盛んに降り、一〇センチ四方ほどの薄片が落下した。

供試家屋から西へ二八二メートル離れた開天閣付近では、公園職員など十数名が待機していた。点火して十分後には、火の粉が一階の屋根上に落ち始め、もみ消しにかかった。二十分後には二階の屋根から黒煙が上がり、消火が開始された。大事には至らなかったが、二階屋根の露盤、椽皮、小屋組などが損傷した。消火水のため、建物や内装が汚損し、被害額は一千二百円になった。

この火災発生を、新聞は肯定的に報じた。四月二十三日付の『名古屋新聞』朝刊は、「猛火防ぐ『裾壁』の威力 ラスモルタル塗料 耐火木材も好成績 火災実験は救へる」の見出しで、以下のように報じている。

開天閣の火事騒ぎを生じ、参加の係員も観衆も演習気分をかなぐり捨てて戦調横溢 思いがけぬこの災厄にかへつて、防火は平常に備えよ⁵⁴の教訓をヒシヒシと脳裏に焼き込む結果となつて、実験効果はひとしほあがつた

同日付の『新愛知』朝刊では、「防火改修の必要 市民らわが眼で実験」の見出しで、以下のように報じている。

意外にも、実験火災の飛火が三丁程離れた同公園内開天閣に燃え移り屋根の一部を焼くの椿事まで惹起したが、その結果思い設けぬ実地経験を生み、参加した関係者皿に参観の市民に多大の感銘を与え

百パーセントの効果を取めた

いずれも「防火改修」の効果は「絶大」で、開天閣が被災したことも含めて、実験は「大成功」であったと報じている。この時期には、政府や官庁に対する批判的な報道は、できなくなっていた。

(三) 修理

開天閣の「災害復旧」工事は、すぐに開始された。昭和十五年五月十五日には「アク」洗土、屋根鉄板仮覆、階段室絨毯取り外し工事が完成した。⁴⁷六月十一日には電灯の修理工事が完成した。七月二日には二階と大廊下の屋根葺き工事が、同日に畳縁破損箇所の修繕・畳表の掃除・敷き込み、一階の畳床の修理・敷き込み、二階の畳縁の取り直し・洗い張り・取り付け・敷き込み工事が、五日には大廊下の濡縁・玄関の板敷（両面袋板張り）の修理工事が、九日には砂壁、黄大津壁、紙貼壁の工事が完成した。⁵⁵九月十六日には絨毯敷き込み工事が、二十二日には避雷針改修工事が完成した。これで一連の「災害復旧」工事は完了した。

遅くとも同年十一月二十三日には、開天閣の供用が再開された。この日には名古屋市長務部が、内務省行財政監査一行を接遇するために使用している。⁵⁶

五 開天閣の解体と焼失

(一) 市公会堂に防空隊本部設置、運動場が高射砲陣地に
昭和十六年（一九四一）八月、陸軍名古屋防空隊が編成され、中部軍



図7 聞天閣附近高射砲陣地所要地域要図 名古屋市政資料館蔵

部隊が市公会堂に入ったのは、同年八月十四、十五日の両日であった。市公会堂は、鶴舞公園の北西端に現存している。昭和五年に完成した、鉄骨鉄筋コンクリート造。地上四階・地下一階建ての建物である。當時は珍しかった高層建築が、防空指揮に最適とされた。この四階に部隊本部、屋上に戦闘指揮所が置かれた。

同時に運動場に、鶴舞公園陣地（高射砲陣地）が構築された。グラウ

に編入された。名古屋近辺の軍事施設、軍需工場、官庁などを空襲から援護し、高射砲と照明により、敵機が爆撃を開始する前に、撃墜することが主任務とされた。本部は鶴舞公園内の名古屋市公会堂（以下、市公会堂）内に置かれた。

ンドの東南隅に八八式七・五輦高射砲四門が設置された。吉田山の周囲の桜は、砲撃の「邪魔」になるため、上半分が剪定された。

この翌月には、名古屋から五〇、八〇キロメートル離れた地点十六か所に、前進監視哨（対空監視哨）が設置された。その中心に位置したのが、市公会堂の屋上に建てられた本部監視哨であった。友軍機、敵軍機の行動情報をすべて集め、直通の電話回線で、麾下の各隊に情報を発していた。

以後、部隊組織の改編・移動や、陣地の新設が繰り返されたが、昭和二十年の終戦まで、市公会堂には高射砲隊の司令部が置かれ続けた。

(二) ドーリットル空襲

昭和十七年四月十八日のドーリットル空襲では、十六機の米軍機が日本の主要都市を爆撃した。この時に多くの死傷者、家屋の損害を出したが、高射砲隊による砲撃は、米軍機を一機も撃墜できずに終わった。

名古屋には二機が飛来した。うち一機が、名古屋城内に駐屯していた陸軍第三師団兵営を目標に、焼夷弾二発を投下した。やや東にそれて、三之丸の第三師団馬糧倉庫（現在の名古屋法務合同庁舎の場所）、第二陸軍病院（現在の名古屋医療センターの場所）に命中し、これらは全焼した。

これによって、陸海軍は大きな危機感と焦りを持つことになった。

(三) 陸軍からの「照会」文書

「永久的建築物」とされていた聞天閣の運命は、一通の文書によって変わってしまった。昭和十七年五月四日付で、名古屋師団（陸軍第三師

【団】参謀長名で、名古屋市長宛に「鶴舞公園高射砲陣地移動ノ件 照会」が出された。この文書は丸移抜いであった。

首題ノ件戦闘ノ経験ニヨリ運動場陣地ヲ開天閣ノ台地上ニ変換致度
ニ付配慮相度右及照会候也

高所用地域別紙要図ノ如ク此ノ地域内ノ樹木及家屋ハ中央ヨリ遮蔽
角ヲ五十密位以下トスル如ク清掃又ハ除去セラレ度

別紙の「開天閣附近高射砲陣地所要地域要図」(図7)に、その区域が示され、左端に備考が記されている。

備考

1. 本地域内ノ家屋ハ中央カラ全周ニ対シ五〇密位以内ニナル迄取除
クヲ要ス

2. 樹木ハ地域内外共ニ前項遮蔽角以下トナル迄高所ヲ伐ルカ他ニ移
植ヲ要ス

それまで運動場にあった高射砲陣地を、吉田山に移転するので、要
図に記された区域において、中央から遮蔽角五〇ミル(一ミル)〇・
〇(五七三度)よりも高い建物は取り壊すこと、樹木はそれ以下となるよ
うに剪定するか、区域外に移植すること、という命令であった。

(四) 市参事会での解体決定

同年六月三日の市参事会で、八六号議案「不動産解体の件(鶴舞公

園開天閣・美術館・公園事務所、軍事上必要のため)」が承認された。⁸¹⁾
ここで解体するとされた建物は、開天閣、美術館、公園事務所(係員話
所・付属の温室であった。提案の理由は、「軍事上取毀シノ必要生ジタ
ルニ由ル」と説明されただけであった。この議案は、七月二十三日に
開かれた市会本会議には語られなかった。解体は、市参事会が代決権を
持つ、「軽易な事件の範囲」内と判断されたのであろう。

(五) 新聞報道

ところが同年五月十九日付の『読売新聞』には、「鶴舞公園から消え
る名物二つ 開天閣と塙面茶屋 市参事会で撤去決まる」の見出しで、
解体が報じられた。開天閣が「都合」により撤去されること、市参事
会で承認され、六月の市会で確定する、という内容であった。実際に市
参事会で承認されるよりも十五日早く、新聞報道がされた。

この理由は不明であるが、名古屋市からすれば、情報をリークして全
国紙に報道されることにより、陸軍の命令とはいえ国宝の塙面茶屋まで
解体していいのか、文部省などの動向を見る狙いがあったのだろうか。
この記事では、撤去後に開天閣をどうするかは未定だが、「国宝的建築
物」として移転保存されるだろう、同じ敷地にある管理事務所(係員話
所)は撤去し、国宝の塙面茶屋も移転を余儀なくされるだろうという見
方が示されている。これに関して、「保存に善処」の見出しで、名古屋
市土木局公園課長・野間守人の談話が掲載されている。開天閣は撤去す
るが、移築・保存する方向性を述べている。

『この由緒ある建築物を撤去するのは萬やむを得ない結果でありま

す、まだ正式に決定した議ではありませんが、参事会の内諾は得ましたから何れ正式に発表されることになりませう、私としましては開天閣の如き国宝的建築物は最も市民の親しみ易い場所に移転し永久に保存して行くやう考慮したいと工夫をいたしてゐる様な議です」

(六) 開天閣、美術館の解体

実際には、開天閣の解体工事は、同年五月三十日に契約・着工された。市参事会での承認よりも前に、解体され始めていたのである。

この少し前、同年三月十二日から、開天閣の本館と大廊下の屋根を、榆皮葺きからスレート葺きに改める工事が開始されていた。前年の木造家屋火災実験の結果、「開天閣の飛火に徴し市街地では可燃物で覆葺せる屋根は極力避く可である」と指摘されたことに、対処しようとしたのであろう。

ところが翌十三日に工事は中止された。この日までに、陸軍から「照会」文書が出される見通しが明らかになり、工事をストップさせたと考えられる。名古屋市民局防衛部防衛課との合議のうえ、工事は五月二十一日に再開され、その日のうちに完成した。行政文書上では、この工事が完了し、名古屋土木大局建築課から同局公園課へ引き渡されたのは、七月一日であった。これは解体工事が開始されてから、一か月以上が経過した後であった。解体工事は八月二十七日に完了した。

隣接する美術館の解体工事は七月八日に開始され、九月五日に完了した。この工事を完了の引継文書は、市防衛部防衛課に回議された。建物が中川運河堤に防衛課倉庫として、移築されるためであった。公園事務所（係員詰所）の移転工事は七月六日に開始され、十二月十五日に完

了した。事務所は公園北端の、「秋の池」畔に移転した。猿面茶屋、松月齋は解体されず、そのまま現地に残された。吉田庵も残されていた可能性が高い。

(七) 八幡山古墳の樹木伐採

鶴舞公園陣地から西へ約四〇〇メートルのところに、東西径約八三メートル、南北径約七九メートル、高約一〇メートルの円墳、八幡山古墳があった。これは昭和六年五月十一日に国史跡に指定されていた。

この古墳は「高射砲陣地とするために樹木が伐採された」と、よく紹介されるが、それは誤りである。ここに陣地は置かれていない。公園内にあった陣地から見、砲撃・観測の「邪魔」であったので、陸軍からの指示で樹木が伐採されたのである。

加藤金逸「大空に祈る」に、当時の陸軍と文化財保護行政との関係を、よく示す記述がある。

とりわけ八幡山に密生する樹木は射撃に対し邪魔になっていた。

松本中隊長やその後中隊長になられた皆川中隊長は、しばしば作戦司令部に伐採方を要請していた。作戦部は部隊長に進言し折毎に市に要求していたが、市は文化財に指定されていると言う理由で、仲々聞き入れてもらえなかった。

その後、名古屋防空隊を視察に来られた旅団長（伊藤範治少将）がこれを知り、防空の重要性を重視せられ、たまたま旅団長の教育機会を利用し、巡視に來名せられた中部軍司令官後宮大將に進言したところ。

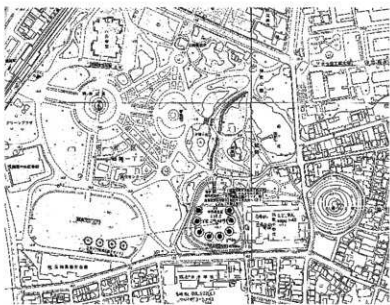


図8 鶴舞陣地要図 (田村栄吉郎作図)

司令官は、「困らばて史跡が何になる。切れ。」と市側に要請された。

鶴の一声であった。八幡山古墳の樹木が市側により、二、三日後に伐採されたのだ。この「鶴の一声」の名言は、当部隊内でも有名になっていた。市の教育委員会も一の句が出なかったということである。

この「鶴の一声」を発した司令官は、後宮淳である。八幡山の樹木が、付近住民の手によって伐採されたのは、昭和十七年十一月八日であった。

時系列から考えて、①同年五月四日に、名古屋師団参謀長名で名古屋市長宛に、「鶴舞公園高射砲陣地移動

ノ件 照会」が出され、吉田山へ陣地が移転することが事実上決定した。②開天閣、美術館、公園事務所(係員詰所)の解体は、同年9月上旬ころまでに完了した。③そのころに、八幡山の樹木が吉田山からの視界を遮っていることが、陸軍内で問題視され始めた。④その後、名古屋市教育委員会とのやりとりがあり、十一月八日に伐採されたというのが、実際の経過ではないだろうか。

(八) 吉田山が高射砲陣地

吉田山に高射砲陣地が置かれたのは、昭和十八年八月であった。当初は八八式七・五厘高射砲六門が設置され、のちに八門に改められた。初めは木製砲床上に高射砲が置かれたが、その後一門ずつ、コンクリート砲台に換えられていった。東側の民家があったところ(現在の名古屋市立鶴舞小学校の場所)に、兵舎が建てられた。図8の下部に、運動場と吉田山に置かれていた、砲庫の位置が示されている。右端の丘陵が八幡山古墳、左上の建物が、防空隊本部が置かれていた市公会堂である。前掲の「大空に祈る」に、陣地移転に当たって、陸軍内部の動向についての記述がある。

市の中心部に位置し、且広範囲な空域を援護する中隊はかくあるべきだと、もがみ隊を八門(普通は四門昭和十八年八月より六門)の編成に改編するよう進言したのである。

昭和十八年八月部隊大改編が命ぜられ、一躍今までの四門編成から八門編成の中隊になり(他の中隊もこの時機に、六門編成に改編したのである)。連隊唯一のマンモス中隊が出来上がったのだ。

したがって、今までの既設陣地では狭い。同陣地東方にあった開天閣・猿面茶屋も移転し、ここに六千坪の陣地ができた。

部隊改編が下達されるや、この陣地の拡張が急がれて、大マンモス中隊が日を通して完成していった。

「もがみ隊」とは、鶴舞高射砲陣地に配備されていた中隊に、昭和十八年八月に付けられた通称である。この時に鶴舞陣地の高射砲は六門、その後八門に増強されたが、運動場では狭く、吉田山への移転が必要になったというのである。

六 木材の保管と戦災焼失

(一) 工事名「解体及整理工事」

ここで注目したいのは、昭和十七年（一九四二）八月二十七日に完了した解体工事の名称が、行政文書上では「市立開天閣解体及整理工事」とされている点である。この「整理」が何を指すのか、文書からはわからない。しかし、工期が九十日間にも及んでいることから、単なる取り壊しではなく、移築を前提とした解体工事であったことは確実である。美術館は、解体だけが六十日間を要して移築され、公園事務所は移転も合わせて、百六十三日間の工期を要している。

(二) 忠霊塔への移築計画

『鶴舞公園案内』、『名古屋公園一〇〇年のあゆみ』³¹は、高射砲陣地との直接的な関連には触れず、名古屋東部丘陵地の東山に「建設中」の「忠

霊塔奉安殿」へ移築するために、開天閣は解体された、と説明している。この解体は移築先を決めて、計画性をもって行われたのだろうか。

昭和十八年五月二十七日、東山公園の北側に接する場所（現在の名古屋千種区星が丘山手の新池、千種スポーツセンターの場所）が公園区画に編入された。そこに「三三ヘクタールの防空緑地公園を整備することが、名古屋市の事業として決定告示され、その中に忠霊塔の建設が計画された。昭和十九年一月二十六日には、十一・四四ヘクタールの区域が、同年五月十三日には一六・五六ヘクタールの区域が、北側に追加された。名古屋市によって整備計画図（図9-1）が作成され、内務省と県に提出された。しかし、戦局の悪化により、工事は開始されなかつたと見られる。

図9-1を見て気づくのは、池の東畔に書き込まれた、長方形の枠内にある、三棟の建物である（図9-2）。図の下部にある他の建物には、名称や用途が記されているが、これには何も書かれていない。

この平面形が開天閣のそれと非常によく似ていることに注目したい。南側にほぼ正方形の建物があり、渡廊下で北側の建物とつながる。北側の建物は複雑な形をしているが、東側に車寄を思わせる突出がある。この建物から西側に渡廊下が鍵形に延び、小規模な長方形の建物とつながっている。

開天閣の本館・大廊下はそのままとし、文閣を東西へ一八〇度回転させ、脇文閣・副もそのままとし、その西側に眞寶閣を配置すれば、ほぼ同じ平面形となる（図4、5参照）。南側の建物は、東西長が約一五・六メートルで、開天閣本館のそれとほぼ一致する。また北側の建物は、南北長

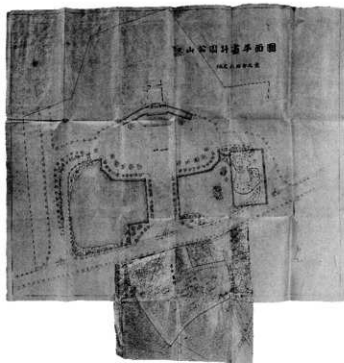


図9-1 東山公園計画平面図 愛知県公文書館蔵

が約一〇・八メートルで、同文閣のそれとほぼ一致する。聞天閣を東山へ移築させる計画が存在したことは確実である。

この計画は、昭和十七年四月二十二日付の内務省告示三三四号を受けて発案された。⁶⁶この告示の内容は確認できなかったが、その後名古屋市が実施した公園整備事業から考えて、防空緑地公園の整備奨励か、その国庫補助についてであったと考えられる。

聞天閣の撤去命令が出されることを、名古屋市が知ったのは、同年三月十三日ごろ、解体工事が始まったのが同年五月二十日である。時系列

で考えて、実際には解体工事が先に行われ、その後に移転計画が考案されたと考えられる。

なお当時の行政文書には、「忠霊塔」の表現は複数か所に見られるが、「奉安殿」は見当たらない。聞天閣をここに移転させて、「奉安殿」として利用する計画があったのかもしれない。

(三) 木材の保管場所

『聞天閣の最後』追跡覚え書⁶⁷には、鶴舞公園内の萩乃茶屋（公園の北端に、現在もある）の前店主・小川国一からの聞き書きが紹介されている。それによると、解体された聞天閣の木材は、市公会堂東側のテニスコートの横に積まれ、トタン板で覆ってあったという。⁶⁷『鶴舞公園案

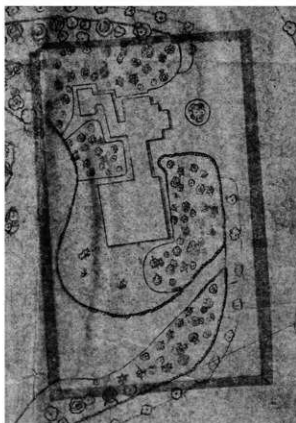


図9-2 東山公園計画平面図（部分）

内」は、市公会堂西側の広場に積んであったとしている。⁸⁰⁾
木材の保管場所は、市公会堂付近であったことは共通している。この西側・東側の広場は、現在は公園駐車場となっている。テニスコートも当時と同じ位置にある。

(四) 猿面茶屋、松月齋、聞天閣木材の焼失

昭和二十年一月三日、名古屋の市街地を目標とした初の空襲が行われ、吉田山の高射砲陣地に、焼夷弾が落下した。彈薬庫が大火災となり、国宝であった猿面茶屋、松月齋が焼失した。⁸¹⁾

続いてこの付近が空襲を受けたのは、同年三月十二日である。公園の北隣にあった名古屋帝大医学部・同附属病院（現在の名古屋大学医学部・同附属病院）が焼失し、公園東端の竜ヶ池にあった浮御堂が爆風で倒壊した。⁸²⁾十九日にも空襲を受け、公園の北東隣にあった名古屋工業専門学校（現在の名古屋工業大学）、公園の西端にあった市立名古屋図書館（現在の名古屋市鶴舞中央図書館）が焼失した。⁸³⁾日付は不明だが、市公会堂にも、多くの焼夷弾と一発の大型爆弾が命中した。カーテンに火が着いたが、高射砲隊がすぐに消し止めて、大きな被害には至らなかった。⁸⁴⁾解体保管中であった聞天閣の木材は、三月十二日から十九日のいずれかに、焼夷弾爆撃で焼失したと考えられる。どちらの日であったかは、決め手に欠ける。
「聞天閣の最後、追跡覚え書」での、小川からの聞き書きには、こう記されている。

聞天閣は取り壊され、古材は公会堂の東のテニスコートの横に積ま

れ、トタン板でおおってあった。この辺り一帯が焼けたとき、そこへ焼夷弾が落ちて焼失した。⁸⁵⁾

『鶴舞公園案内』も、焼夷弾の落下を記している。

昭和十九年当時東山に建設中の忠霊塔奉安殿へ移築するために解体して公会堂西広場に積んでありましたが焼夷弾の直げきを受けて焼失しました。この建物の建具の一部が名古屋城に保存されています。⁸⁶⁾

名古屋を代表する近代和風建築であった聞天閣は、昭和十五年以後は戦争や国の施策に翻弄され続け、誕生から二十五年で姿を消した。

(五) 戦後の吉田山

昭和二十年十一月二十七日から、鶴舞公園の大部分は占領軍に接取された。吉田山は接取されなかったが、戦前からあった建物はすべて失われていた。

昭和二十四年九月七日、聞天閣の跡地に拳闘競技台が、翌年九月には、それを取り囲むように、一万二千収容の鶴舞スタジアムが建設された。ステージ、半円形の屋根、スタンドを備えたロシアム風の施設であった。昭和二十五年に開催された愛知国体では、ボクシング競技の会場となった。その後は格闘技、音楽会、舞踏公演など、多目的に利用された。公園の接取が一部を除いて解除されたのは、昭和二十七年四月一日であった。

ところが昭和三十四年の伊勢湾台風、昭和三十六年の第二室戸台風で、

鶴舞スタジアムは半壊してしまい、昭和三十七年に解体された。同年に、吉田山の中心部が削平され、昭和三十九年に、跡地に野球場が整備された。こうして現在に至っている。

現在でも周囲を歩くと、野球場は一段高い位置にあることがわかる。球場内には土堤状の高みがほぼ一周し、フィールドを形づくっている。これは盛り土ではなく、丘陵を削り残した痕である。西側の「子どもの広場」との間、南側の道路との間は、現在でも急斜面になっていて、かつては小高い丘であったことを示している。

七 開天閣の鳳凰、建具、金具の現存

(一) 鳳凰の現存

ここで気になるのは、前掲『鶴舞公園案内』の、この建物の建具の一部が名古屋城に保存されています」という記述である。これが確かであれば、建具の一部は木材と別の場所に保管され、戦災を免れていたことになる。

また名古屋城には、青銅製の鳳凰一体が保管されているが、その来歴は不明であった。この鳳凰が、同書でいう「建具の一部」に含まれるのかと予想し、調査をしたところ、足指の下面に刻銘が見つかった。

左足

(第4趾) 名古屋市

(第3趾) 前津小林

(第2趾) (銘なし)

右足

(第2趾) 明治四十二年

(第3趾) 樋口藤之□

(第4趾) 造

「前津小林」は明治四十二年(一九〇九)の時点で、名古屋市中区にあった地名で、「樋口藤之□」は不明である。産地と制作年から見ても、同年に起工され、翌年に完成した開天閣の屋根に上げられていたものと考えて、間違いない。

(二) 建具、金具の現存

現在、名古屋城調査研究センターでは、城内で保管されている建具類の調査が行われている。現在までに作成された調査票を見ると、本稿七二、七三ページで紹介した建具類と、特徴が一致するものが、複数存在していることが確認できる。



図10 鳳凰の刻銘(右足)



(左足) ※写真は階調を反転。

これらが開天閣の建具であることは確実である。

また、黒書や貼紙で番付けされたものも含まれている。建物内のどの位置にあったかも、ある程度まで特定できる可能性が出てきた。

風凰と一緒に金具、釘、照明器具なども保管されているが、これらも同じ部材である可能性が高い。「鶴舞公園案内」の記述は事実であり、風凰や金具類も、名古屋城で保管されていたことになる。

(三) 名古屋城に運ばれた時期と目的

金具・建具の現状を見る限り、これらが短期間でも屋外に置かれていたとは考えられない。市公会堂の横に置かれた木材とは別に、どこかの建物内に保管されていたはずである。

これらはいつの時点で、名古屋城内に運び込まれたのであろうか。開天閣が解体された昭和十七年（一九四二）当時、名古屋城では建物二十四棟、本丸御殿障壁画のうち三百四十五面が国宝に指定されていた。戦局の悪化に伴い、昭和十八年十二月十四日に、「国宝、美術品ノ防空施設整備要綱」が閣議決定された。ここで国宝等の建造物は「偽装、貯水池、防火防弾壁ノ築造等防護設備ヲ施スコト」、宝物類は「安全ナル地帯ニ分割疎開セシメ收藏庫等ニ厳重保管スルコト」とされた。続いて昭和十九年十一月三十日には、障壁画の一部を取りはずし、疎開させようとする通達で、文部省教学課長から出された。しかし、移転作業はなかなか実施されず、その開始は昭和二十年三月末まで遅れた。そして同年五月十四日の空襲で、多くの国宝建造物が焼失してしまい、障壁画はやっと難を逃れた。

当時の名古屋城管理事務所に、開天閣の風凰や建具の保管場所を提供

する余裕があったとすれば、「国宝、美術品ノ防空施設整備要綱」が決定された昭和十八年十二月十四日より前と考えられる。この時期は、名古屋城が戦災に遭うかもしれないという危機感はまだそれほど高くなく、保管庫として使える建物も、数多く残っていたからである。だとすれば、解体と同時に、城内に運ばれた可能性が高くなる。閣議決定後は、このような余裕は失われていったと考えられる。

名古屋城に移された目的は、「東山の忠霊塔」が整備されるまでの数年間、風雨による劣化から守るためであったと考えられる。木材や瓦は、鶴舞公園内に仮置きされ、そのまま戦災焼失した。この時期に運び込まれたのであれば、保管庫とされた建物も戦災を免れたのであり、いくつもの幸運が重なって、今に伝わったことになる。

これより後に運び込まれたのであれば、その時期は戦後のどこか、「鶴舞公園案内」が刊行された、昭和二十七年六月十日より前ということになる。ただし、それまでの期間は、別の保管場所が必要となる。また建物が再建される目途がなくなった以後に、名古屋城へ移した理由も不明確である。それを考えると、解体と同時に運び込まれたという説明が、現時点では合理的であると考える。

おわりに

ここまで見てきたように、開天閣は名古屋市の迎賓館として機能してきた。昭和十五年（一九四〇）に木造家屋火災実験が行われた時に、飛び火により屋根などが部分焼した。しかし、その年のうちに修理は完了し、再び機能し始めていた。

ところが昭和十七年五月四日付で出された陸軍の命令によって、またたく間に解体が決まった。この命令の背景には、同年四月十八日のドーリットル空襲で、高射砲隊が戦果を挙げられなかったため、陸軍が急いでその増強に乗り出そうとしていたことがあったのではないかと。

解体は同年五月三十日に着工され、八月二十七日に完了した。木材は移築再建が可能状態では、鶴舞公園内に保管された。これと同時に、鳳凰・建具・金具が取りはずされ、一時的に保管するために、名古屋城に運び込まれたと考えられる。東山の忠霊塔への移転計画があったが、具体化される前に、木材は戦災焼失した。この結果、鳳凰などは戦災を免れ、今に伝わることとなった。

本稿で明らかにできたのは、ここまでである。残された部材の詳細については、名古屋城調査研究センターによる、調査の進展が期待されることである。現存する建具の「一部」が、どの程度の割合なのかなど、明らかにできることは多い。

江戸時代までの城は、防衛、政治、行政、居館、迎賓館、武器、武具、食糧などの保管が主たる機能であった。明治初期に、多くの城が失われた。この時に存続した城は、近世以来の機能は大きく変更され、新しく軍用地、公園、観光施設などといった「近代」的な役割が与えられていった。

近代の名古屋城に与えられた、新たな機能の一つとして、本丸御殿障壁画の保存が挙げられる。名古屋城は戦災で大きな痛手を受けたが、建物や焼失する直前に障壁画を疎開させ、保存したという歴史を持つていた。築後三百年以上が経過し、国宝に指定されていた本丸御殿と、築

三十二年で解体された開天閣の歴史を、単純に比較することはできない。しかし、ともに建物は戦災で焼失したが、建具は移動されて被災を免れ、名古屋城内で保存されたという、運命の一致が見られることは注目したい。

名古屋城が、近世以来持ち続けた「保管機能」と、近代的な「文化財の保存機能」を、今日まで発揮し続けていたことは、驚くべき事実である。

(名古屋市秀吉清正記念館 学芸員)

注

- 1 水谷盛光「開天閣の最後、追跡覚書」(『郷土文化』第四四巻、第二号)所収、名古屋郷土文化会、一九八九年。
- 2 名古屋の公園二〇〇年のあゆみ編集委員会「名古屋公園二〇〇年のあゆみ」八〇～一八七頁、名古屋市・名古屋市みどりの協会、二〇一〇年。
- 3 第十回関西府県連合共進会事務報告「一九一一年、これによると、記念事業の一つとして、会期中の火、木、土、日曜日、記念会員などを対象に、名古屋城天守の内蔵公園が、宮内省の許可を得て行われた。拝観者は二、九〇〇人に及んだ。
- 4 熊母証(三)二〇三頁。
- 5 崇徳堂は明治四十三年(一九一〇)の建築。設計は鈴木楳次・鈴木孫三氏、施工は清水組。昭和九年(一九三四年)九月二十二日の空襲で上屋は倒壊したが、平成九年(一九九七年)に復元された。噴水塔は明治四十三年の建築。設計は鈴木楳次・鈴木孫三氏、施工は(株)田村組。昭和六十二年五月二十七日に市の文化財に指定された。
- 6 名古屋市土木部「名古屋の公園(昭和九年六月号)」八頁、一九三四年。
- 7 「新修名古屋市史」第八巻、自然、三〇三頁、一九九七年。「新修名古屋市史」資料編、自然。

五八頁 二〇〇八年

8 前掲註(6) 八頁、二〇世紀の建築文化運動発展、建築展図録、鈴木清水生蔵、二〇〇一年記念展、鈴木清次及び后時代の建築家たち、三二頁、二〇〇一年

9 前掲註(2) 一一一頁、同書に掲載の正面図、平面図、第十回関西府県連合共進会愛知県協賛会第十回関西府県連合共進会記念写真誌、九七頁をもとにした。以下第五節まで同じ。オリジナルの金額は一層目・二層目が築四四間、軒行五間、三層目が三間四方、一間は七尺二分である。

11 第十回関西府県連合共進会愛知県協賛会「第十回関西府県連合共進会記念写真誌」九七頁 一九二〇年

12 前掲註(3) 一一九頁には、「屋根唐破風形両流レ一ト軒造り」とある。

13 『名古屋市史 政治編 第三』五八四頁 一九一六年

14 前掲註(6) 八頁

15 前掲註(3) 三三七、一二六頁

16 前掲註(13) 五八四頁

17 「鶴は深い谷底で鳴いても、その声は天に届く。つまり賢人は身を隠しても、その名声は広く世間に知れ渡る」というたとえ。九章とは、幾重にも曲がって続く奥深い谷のこと。

18 前掲註(13) 五八四頁、なお、関天園には「もてんか〜」と「ぶてんか〜」の二通りの読み方があった。水谷盛光は前掲註(1)三三頁で、「出典から考えて、『関』は呉音の『もん』ではなく、漢音の『ぶん』と発音すべき」という澤田天瑞の説を紹介し、慣用的には「もてんか〜」と呼ばれることが多いと思われる。また吉田山の北面には、弥生時代の遺跡「関天園貝塚」があるが、遺跡名の読みは「もてんか〜」である。

19 大正四年十月六日、二十日付『名古屋新聞』(栄の日に聞く野花展覧会・菊花展覧会日誌)、二十一日付『新愛知』(菊花展覧会延期)

20 大正四年十一月十八日付『名古屋新聞』(公園の祭奉祝会祝賀式)

21 大正四年十一月十二日付『名古屋新聞』(菊展の受賞、十三日舉行、十三日付『新愛知』(菊

展受賞者決定)

22 大正四年十一月十八日付『新愛知』(県奉祝会祝賀、前掲註(20))

23 大正四年十一月一日付『名古屋新聞』(大典奉祝盛花)

24 大正七年四月二十一日付『新愛知』(動物園改園式、名古屋新聞「遊を開けた動物園」)。この動物園は昭和十二年二月十二日に閉園し、同年三月二十四日に東山動物園として開園した。

25 前掲註(6) 十三頁

26 愛知県・名古屋市・大日本防恐協会・同愛知県支部編「水造家屋火災実験報告」四一頁 本造家屋火災実験委員会 一九四一年

27 名古屋勤業協会「御大典奉祝名古屋博覧会総覧」九四頁 一九二九年

28 前掲註(27) 九八頁、鶴々亭は昭和四年に名古屋市に寄付され、現存している。

29 前掲註(27) 九四頁

30 前掲註(27) 六三頁、(6) 八頁

31 前掲註(6) 九頁

32 前掲註(27) 三六三頁

33 文化庁『新編』戦災等による焼失文化財「四六八頁、戎光祥出版 二〇〇三年

34 前掲註(6) 一〇頁

35 前掲註(2) 一八五頁

36 前掲註(6) 五頁

37 前掲註(6) 一三頁

38 前掲註(6) 五六頁

39 中村公園記念館は明治四十三年の建築、平成二十九年六月二十八日に国の登録有形文化財となつた。

40 『築面茶屋・松月斎・関天園を公開』(建築世界 一九三四年五月号)所収、五三頁、建築世界社 一九三四年

41 前掲註(26) 四一頁

- 42 前掲註(一)・三〇頁
- 43 田村栄吉郎・名古屋城築高射砲陣地 東海軍管区司令部「防空庁舎」について、四一頁
一九五五年
- 44 前掲註(26)
- 45 前掲註(26) 四〇頁によると、実験家屋から西へ四六〇メートル離れた藁葺きの民家では、「家火総出で警戒した」事である。気流の関係から火の粉は屋上を通ずるので遂に降下しなかった事である」と報告している。同書ではこれを、「茲に面白く感ぜられる」と他人事のように記し、付近の住民に相当な警戒、不安を強いたことを、何とも考ええなかったと吐露している。
- 46 前掲註(26) 四一頁では、これに対して「飛火の北の境界線が丁度開天閣と其の玄関との間を通過して居て、今少しの事で此の災難から免れる所であったが生憎の事であった。玄関の直ぐ北に国室になって居る藁葺家屋があり、之は茅葺であるが何の被害も受けて居ない」と、悪びれることなく記している。また十三頁では「不幸の疾風の為公園内の開天閣に実験中飛火し思はざる実験項目を追加することになった事等は亦本実験の特色とよふ事が出来るであろう」、四十三頁では「開天閣の飛火に徴して市街地では可燃物・電線等を屋根は極力避く可である」と、予想外の実験結果を得たと強調している。
- 47 昭和十五年七月七日付・名古屋市(以下註(54)まで)市・土木局建築課から同局公園課の引継文書「市立開天閣災害復旧「ア」洗工事成功引継ノ件」名古屋市政資料館蔵(以下註(54)まで同じ)
- 48 昭和十五年八月十三日付・土木局建築課から同局公園課の引継文書「開天閣災害復旧修理工事成功引継ノ件」
- 49 昭和十五年七月二日付・土木局建築課から同局公園課の引継文書「鶴舞公園開天閣災害復旧工事成功引継ノ件」
- 50 昭和十五年八月十五日付・土木局建築課から同局公園課の引継文書「鶴舞公園開天閣災害復旧工事成功引継ノ件」
- 51 昭和十五年八月十五日付・土木局建築課から同局公園課の引継文書「鶴舞公園開天閣
- 52 昭和十五年七月九日付・土木局建築課から同局公園課の引継文書「鶴舞公園開天閣災害復旧工事成功引継ノ件」
- 53 昭和十五年九月十六日付・土木局建築課から同局公園課の引継文書「鶴舞公園内開天閣災害復旧工事成功引継ノ件」
- 54 昭和十五年十月三十日付・土木局建築課から同局公園課の引継文書「鶴舞公園開天閣災害復旧工事成功引継ノ件」
- 55 昭和十五年十一月十八日付・市総務部長から土木局長宛の依頼文書「徳川園英書院並開天閣使用二間スル件」徳川園英書院は昭和六年に、尾張徳川家から名古屋市に寄付された邸宅の一棟であったが、昭和二十年五月十四日の空襲で焼失した。
- 56 加藤金造「大空に祈る 名古屋防空隊(高射砲隊)の足跡」三二頁「大空に祈る」刊行委員会 一九五五年
- 57 設計は名古屋市建築課(顧問は武田五、佐野利綱、鈴木清次、土屋純一)、施工は大森組、大阪鉄工、清水組、令和二年(二〇二〇)八月十七日に開の登録有形文化財となった。
- 58 陣地の施工は戸田組名古屋支店、前掲註(43) 四一頁。
- 59 名古屋空襲誌編集委員会「名古屋空襲誌」第七号、十三頁 名古屋空襲を記録する会 一九七九年
- 60 柴田武彦・原 勝洋「日米全調査 ドリーツトル空襲秘録」一一二頁 アリアドネ企画 二〇〇三年
- 61 昭和十七年五月四日付・名古屋師範附属長から名古屋市長宛の照会文書「鶴舞公園高射砲陣地移動ノ件照会」付図「開天閣附近高射砲陣地所要地域愛図」名古屋市政資料館蔵
- 62 名古屋市中会事務局「名古屋市史」第九巻、一〇一頁 一九五五年
- 63 決裁日未記入(昭和十七年五月二十七日立案・名古屋市長長次「鶴舞公園開天閣及美術館並同公園事務所建物解体ノ件」、昭和十七年五月十九日付・土木局長から市総務部長宛の通知文書「鶴舞公園開天閣及美術館並同公園事務所建物解体ノ件」名古屋市政資料館蔵

- 64 昭和十七年十月三日付・名古屋都市土木局建築課から同局公園課宛の引継文書「市立開天園解体及管理工事竣功引継ノ件」 名古屋市政資料館蔵
- 65 前掲註(26) 四四頁
- 66 昭和十七年七月一日付・名古屋都市土木局建築課から同市局公園課宛の引継文書「開天園本館屋敷スレート葺工事竣功引継ノ件」 名古屋市政資料館蔵
- 67 前掲註(64)
- 68 昭和十七年十月十九日付・名古屋都市土木局建築課から同局公園課宛の引継文書「在来美術館移転概観普及解体其他工事竣功引継ノ件」 名古屋市政資料館蔵
- 69 前掲註(2) 一八六頁
- 70 昭和十七年十二月十六日付・名古屋都市土木局建築課から同局公園課宛の引継文書「市立鶴舞公園事務所其他移転工事竣功引継ノ件」 名古屋市政資料館蔵
- 71 名古屋市中区鶴舞公園振興協会・中部庭園同好会『鶴舞公園案内』五頁 一九六二年。この実質的な筆者は、中部庭園同好会の横井時興、澤田天瑞である。なお公園管理事務所は、現在も同じ位置にある。
- 72 名古屋市役所『昭和十八年五月 名古屋の公園』二二頁 一九四三年
- 73 前掲註(72) 一九頁
- 74 伊藤厚史氏のご教示による。
- 75 前掲註(56) 一五六頁
- 76 泰徳彦『日本陸海軍総合事典(第二版)』二七頁 東京大学出版会 二〇〇五年
- 77 昭和区制施行五〇周年記念事業委員会『昭和区誌』二〇四頁 一九八七年
- 78 前掲註(56) 一五九頁
- 79 前掲註(43) 四一頁 清水啓介『東海軍管区の防空陣地』二四頁 二〇一七年。施工は戸田根名古屋支店。
- 80 前掲註(56) 一五九頁
- 81 前掲註(64)
- 82 前掲註(7) 十二頁

- 83 前掲註(2) 一八六頁
- 84 昭和十八年六月九日付・名古屋市長から都市計画愛知地方委員会会長宛の申請文書「名古屋都市計画公園新設協議ノ部中変更ノ件」 愛知県公文書館蔵
- 85 昭和十九年二月二十六日付・内務省告示第二二号、同年五月十三日付・内務省告示第二六三三号 愛知県公文書館蔵
- 86 昭和十八年六月二十二日付・都市計画愛知地方委員会会長から愛知県知事宛の依頼文書「都市計画愛知地方委員会付議事項発案方依頼ノ件」 愛知県公文書館蔵
- 87 前掲註(1) 三〇頁
- 88 前掲註(1) 三〇頁
- 89 前掲註(56) 一八〇頁
- 90 名古屋空襲誌編集委員会『名古屋空襲誌 第三号』三九、五六頁 名古屋空襲を記録する会 一九七七年。前掲註(7) 二頁
- 91 名古屋空襲誌編集委員会『名古屋空襲誌 第四号』一一〇頁 名古屋空襲を記録する会 一九七八年。前掲註(7) 二頁
- 92 名古屋市公会堂管理事務所『名古屋市公会堂 半世紀の歩み』四五頁 名古屋市民局 一九八〇年
- 93 前掲註(1) 三〇頁
- 94 前掲註(7) 十一頁
- 95 前掲註(2) 七九、一八八頁 ウェブサイト「写真でひもとく開のなりたち。このまもア！カイブス」(<https://smtc/own/archives/city/sakurayama/pdf.html>)
- 96 朝日美砂子「永遠なれ 本丸御殿」名古屋特別展図録『失われた国宝 名古屋城本丸御殿』創建・戦火・そして復讐 所収 一三八頁 二〇〇八年

(Title)
History and Preservation of Montenkaku

(Keyword)
Modern Japanese architecture, Burned down by war damage, Role of castles in modern and contemporary times

名古屋城本丸石垣考・内堀はなぜ空堀なのか

木村有作（1章）
服部英雄（はじめに・2章）

キーワード

「総合・統合」遺跡学 石垣 『金城温古録』 水堀 序数数字の刻字
丁場割 刻印 合印 根石 根敷之（隅石 孕み 足石 副木（根固ノ丸太、敷松） 埋土は最良の保全法 敷葉工法 敷粗架 敷菌架

要旨

名古屋城研究に不足していたものは学際的協業である。これからは文献史学と考古学からなる「総合・統合」遺跡学が必要である。

『金城温古録』は、名古屋城天守台土台石は四尺（1・2m）埋めてあるとする。埋土保全と考えられる。本丸石垣には、「二」、「三」の文字、つまり基礎から三番石までの序数字が刻字され、『金城温古録』も埋土の記録であるとしていた。今次の発掘調査によって、天守台一番石（根石）底は南西が標高（T. P. II 東京湾平均海面）4・7mと確定、北東も番号刻字から4・7m、4・8mと推定でき、発掘状況から北西も同じと見ることができ、戦前の堀底表土は5・8m、5・9mであるから、埋土は1~1・1m強で、『金城温古録』の記述「四尺」に近い。

五層天守という超重量構造物で、微細な不均等沈下も嫌う建物を載せる。いかなる地震にも耐える必要がある。基礎を堅牢にするため、通常にはないような細心の施工がなされた。天守（大小）周り全域で検出される埋土・盛土がそれに該当する。発掘調査で天守台周りに9調査区が

連続して設定され、ほぼ18面の断面図が得られた。歴史的経緯を共有するから、土層の基本層序は一致する。天守台内堀堀底が地山で、上に慶長盛土層がある。宝暦修理時にその石垣きわを切り込んだ。小天守西方（具足多聞西）堀底に慶長盛土上端の版築が残されている。宝暦に石垣基礎まで修理した天守台北と西では慶長盛土上面版築は掘削により消失したが、概して慶長盛土は固い。

天守台北西隅では宝暦に「根固メ丸太」（副木）が確認されている。宝暦二年（一七五二）から同五年（一七五五）にかけての宝暦修理の記録は「石垣起指図」、「仕様之大法」、「国秘録」があって、副木の構造、解体範囲、交換石の数がわかる。宝暦修理では「根固メ丸太」（副木）は、目視・点検（吟味）の上で、保存された。

目視調査・発掘成果と文献をつき合わせて総合的に判断する。文献については記述内容の確認が必要で、『国秘録』に記された隅石の足石（新石）の大きさと数は、注文規格であり、実際に積まれた石垣の大きさはそれに一致せず、長さ一丈ないし九尺を必要としている。最長で八尺だった。北西隅石は文献では根石まで取り外している。このとき取り替えた隅石足石は新石はすべて岩崎山石（花崗岩）である。根石は砂岩（河戸石）であった。もとの慶長石のまま据え置いたのではなく、別位置にあった慶長石を加工して置いた。つまり転石だったとすれば、文献の記述に整合する。この石は形状も当初の算木積みだったとはなく、整形された。宝暦改修時に慶長石を残した範囲は、立体模型である。「石垣起

「指図」に示されている。具体的な数字や範囲も「仕様之大法」、「国秘録」に記載されている。現在提示されている目視で推定した境目(目地)線と、史料記述は一致が多いが、ちがいもある。宝曆改修地区では全体の七割ほどの慶長石・刻印のある石・刻印のない石が再利用されている。目地判断の根拠は1が石の大きさ・質の違い、2は横み方、割り方の技術差、3が目地の連続だが、いったん外し置いた慶長石を境目近くにて再利用した場合、1、2からの絶対判断はむずかしいし、3も主観的になる。内堀と本丸石垣築造過程、および宝曆修理過程と、その内堀土層への現れ方を、

- 1 堀底までの掘削(底面は地山)熱田層、4・7 m)
- 2 排土の搬出と台形成(天守・櫓台・本丸地盤)
- 3 胴木・枕木埋設のための地形(地盤) ↓堀底より地形面(床廻)への切り込み(根切) Root cutting、4・3 m (石垣積み上げの開始)
- 4 石垣完成後、保護のための埋土、5・9 m (慶長期盛土)
- 5 宝曆修理工事 ↓石垣の基部を覆う慶長期盛土への切り込み (Recutting)
- 6 宝曆工事後の埋土(廃棄物処理も兼ねる) ↓(瓦を含む盛土)と考えた。十層・扇序はこの状況を忠実に反映する。

埋土(盛土)保存は、規模の大小はあるが、各地の城に見られ、平地地が少ない急峻な山城でも厚くはないが施行される例が多い。名古屋城本丸石垣は台地上の平地地に築城されて、深い空堀に隣接する。水位の維持を優先し、深さを志向する水堀では施行しづらい。理想的なこの保

全法により、根石は胴木を損傷しない限り、動かない。天守の安全性を最優先させ、巨大な重量が載る天守台を保全する上で、きわめて有効といえる空堀を採用した、と仮説をたてた。

石垣構築技術にはハード面とソフト面がある。先人は低湿地での地盤沈下や石垣崩壊の主要因である地震時のグリ石の乱れ(暴れ)の抑制を最大の課題とした。ハード面には裏石垣や埧頭形並行グリ石列、ソフト面には敷き崩架工法(敷架工法)がある。先人の問題意識や技法・知恵は視認不可能なため、忘れられがちだが、忘れてはならない。(服部)

目次

はじめに

一章 本丸内堀の「序数刻印」について

一 はじめに「石垣観察からの疑問」

二 「序数刻印」の実態

(一) 序数刻印の位置

(二) 序数刻印の特徴

(三) 序数刻印の意義

三 小結「考古学の可能性を求めて」

二章 名古屋城の石垣保全

(一) 天守台と根固め丸太(胴木)

(二) 「金城温古録」と発掘成果から推定できる根石の標高

(三) 昭和三十一年三月の断面図

(四) 「石垣起指図」および「仕様之大法」「国秘録」にみる解体過

程で確認された石垣の構成

二 相互の史料批判・複数視点

- (一) 宝曆修理の足石(新石材)と供給地―『国秘録』と現状
- (二) 北西隅根石は慶長のままの石なのか
- (三) 目視調査による目地線を文獻により検証する

三 土層(層序)の再確認

- 四 本丸堀はなぜ空堀になったのか
- 五 ハードとソフト 石垣技術・敷築工法

図版目録

口絵 8・9 2点(北西隅石下部)

○序数刻字石

表 1 序数刻印一覧表

図 1 序数刻印

序数刻字石写真 1\18

○各調査区

- 1 図版 I 調査区
 - 2 図版 I 調査区
 - 3 図版 C 調査区
 - 4 図版 F 調査区
- 掘削調査断面図

5 試錐および石垣根掘削図

○土層断面

6 図版 H 調査区

○嗣木

7 図版 二之丸東門石垣で検出された嗣木

○目地線

- 8-1 図版 北面石垣U 61目地線
- 8-2 図版 西面石垣U 60目地線
- 8-3 図版 北面南面U 59目地線
- 8-4 図版 北面東面U 62目地線

○調査区層序

- 9 G区北壁
- 10 I区北壁・I区南壁
- 11 D区
- 12 C区北壁
- 13 N区北壁

はじめに

名古屋城研究は学際的な視点・方法で行われる。城郭学では文献史学・考古学・庭園学・土木工学・地学・鉱物(山石)学・林学ほかが要求される。総合的な遺跡学である。一つの分野のみでは視角・知見が不足する。分業よりも協業が必要で、名古屋城研究者個人個人に、単眼視ではなく

復眼視、そして複数のスキル・ディシプリン・視点が要求される。どの研究分野にも史料(資料)批判・テキストクリティクは不可欠だ。文献史学でも考古学でも、方法論に応じた資料・分析へのたえずの批判的視点が求められる。

本稿は本丸内堀・天守台石垣を文献・考古両側面から分析する。一章においては、現在表面に出ている本丸・序数数字石垣の所在と意味について、木村が考察する。

二章においてはこの間、継続されている調査成果に関して、服部が基本文献(『金城温古録』ほか)を踏まえて考察する。学際的視点に立ち、作業を通じて、多様な史料批判、また新視点の創出を試みる。(服部)

一章 本丸内堀の「序数刻印」について

一 はじめに―石垣観察からの疑問―

紀要1号に引き続き、石垣カルテ作成をはじめとする観察から生まれる課題について検討してみたい。

名古屋城石垣は、いわゆる「天下普請」により、慶長十五年(一六一〇)のうちにほぼ完成を見たといわれている。すなわち、北国・西国の外様20大名により石垣構築を分担する「割普請」であり、名古屋城の石垣を分析・研究する上で、不可避な課題の一つである。割普請がもたらした石垣への痕跡として、最も目を引くのが、「刻印」であることは、江戸城・大坂城の類例から見ても首肯される。割普請が行われた名古屋城の石垣の「刻印」は、多種多様にわたり、またほとんどの石垣で観察される。

名古屋城の刻印は、文字・数字・紋様がみられ、刻まれた位置や状況から、その目的が推測されることが、高田祐吉によって指摘されている。

文様の多くは、家紋などの伝統的または世間に流布した紋様を、刻みやすいようにデフォルメした、採石時を含め、移動・集積・保管に必要な「合印」であった可能性が高い。他方、文字や数字については、もちろん合印的な役割が推測される例のほかに、明らかに石垣構築時または構築後に刻まれたと推測されるのがみられる。

膨大なデータの蓄積と分析が必要な、刻印の詳細分類については、本稿では追及しない。数字を使う刻印のうち、複数の数字が順列するものを「序数刻印」と呼称し、その位置的特徴や気付きべき傾向を提示することを目的とする。その先に、文献資料との共通検討課題があり、さらに名古屋城築城期の様々な問題点に迫る端緒となればと思う。

二 「序数刻印」の実態

(一) 序数刻印の位置

現在、序数刻印が確認されているのは、本丸を囲む空堀(現在、「内堀」と通称される)に築かれた石垣にほぼ限られる(表1)。

本丸を囲む石垣の屈曲部のうち、出角は全部で17か所を数える。現在、序数刻印が確認できるのは、そのうち7か所であり、確認できない出角のうち、3か所は後世の改修により築城時石垣が失われている。

また、出角以外の築石部においても、2か所で序数刻印が認められる(表1・図1)。

(二) 序数刻印の特徴

現在、本丸を囲む石垣の出角で確認される序数刻印には、いくつかの

名古屋城石垣 本丸周辺の「序数刻印」集成表

刻印 番号	刻印 数字	場所	平面位置	算本 長短	刻印 方法	向き	丁場担持大名 (推定)	備考	立地
1	二	大天守北壁(0.61)	左端・出角	長	普通	正	加藤清正		内堀
	短								
2	二	大天守南壁(0.58)	左端・出角	長	普通	正	加藤清正	同面に「加藤肥後守内中川太良平」	内堀
	短								
3	三	小天守南壁(0.62)	左端・出角	長	普通	正	加藤清正		本丸
4	三	本丸東南隅南面 02210	左端・出角	短	角彫	正	加藤高明		内堀
5	二	本丸東南隅東面 02210	左端・出角	短	普通	正	池田輝政		内堀
	長								
6	二	本丸東門側南東面 02410	左端・出角	長		正	黒田長政	文字または記号が付く	内堀
	短			角彫		内堀			
	長			横・右		内堀			
7	二目	本丸北壁 03410	左端・出角	長	角彫	正	浅野幸長	「結び帯金釘」と組合わせ 長辺側に「乾目紋」(角彫)	内堀
	三目			短					
8	三～五	本丸西壁(0.56)	築石部	一	普通	正	寺澤広高	寺澤丁堀北端か、藤川丁堀との境。	内堀
9	三～十三	本丸西壁(0.56)	築石部	一	普通	正	寺澤広高	「十一」が欠 寺澤丁堀南端か、鍋島 丁堀との境。	内堀
10	二	三之丸南下門北石垣 (0.56)	左端・出角	長	普通	横・右	不明		三之丸

表1 名古屋城 序数刻印一覧表

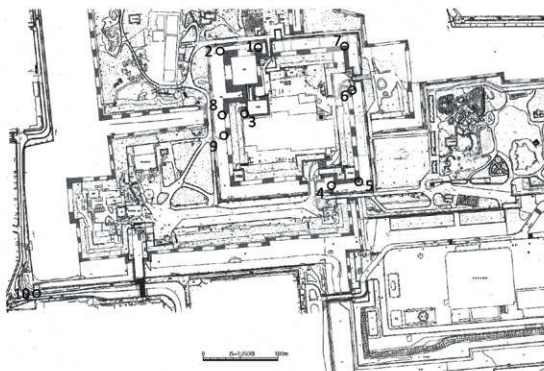


図1 名古屋城 序数刻印の位置

特徴がある。

① 一面の石垣に正対したときに、石垣に正対して左側の出角に印されている。

② 堀底から立ち上がる角石に、「二」の数字が印され、その直上の角石に「三」が刻まれるものがほとんどである。

③ 「一」の刻印は、現在のところ見つかっていない。地中部分の石材に、刻印されている可能性が高い。

④ 序数刻印は、例えば浅野丁場にみられるような個性的な刻紋も含まれる。したがって、丁場ごとに刻まれた可能性が高い。

⑤ 本丸西側にある築石に印された序数刻印は、現在のところ城内で他の類例を見ない。2か所のみで、おそらく同目的で記された大名丁場の境界に印されたと思定され、「名古屋城丁場諸取絵図」からみて、肥前唐津藩主寺澤広高の担当丁場の両境でないかと推察する(表1・図1・註2)。

(三) 序数刻印の意義

まず、出角部の刻印について考えてみると、前項①③の特徴から、何か一定のルールが石垣築造に際し定められていたことが想起される。その場合、幕府役人による元工確認などの符号であるという推測が浮かぶ。ただし、④のような状況を考えて、各大名の丁場ごとの行為とも受け取れる。

また、②③の特徴から、刻印が行われたタイミングは、堀が完全に埋まる前、つまり石垣築造直後と考えるのが妥当であろう。

⑤のおそらく寺澤丁場の境界を示す序数刻印は、北側は「三」、「四」、

「五」までが確認され、「六」以降は、おそらく濃尾震災後の修理により失われている。南側については、現在「十一」の刻印が確認されていないものの、「三」から「十三」までの数字が、おそらく段ごとに付されていたものと推測する。「十」の段の上には水平方向の目地が観察され、例えば積み替えなどにより、「十一」以降の石材は移動している可能性も否定できない。

三 小結―考古学的研究の可能性を求めて―

今回、序数刻印としたものは、おそらく根石からの順序を示す個数刻印であり、大坂城石垣研究という構築番号である可能性が高い。

名古屋城の石垣については、現在「石垣カルテ」を作成し、まずその現状と概観を把握する段階にある。残念ながら、いまだ考古学研究対象として石垣を詳細に語る機会を作れていないのが現状である。とはいえ、石垣の観察を日々の調査や安全管理の中で、気づくことを埋もれさせず、最初にも触れたように、文献資料をはじめとする、総合的な名古屋城については近世城郭研究につなげていけるものと考えている。(木村有)

序数刻字石写真 1～18



写真1 大天守台北東角／北から



写真2 大天守台南西角／南から



写真3 小天守台南西角/南から



写真5 本丸南東角/東から



写真4 本丸南東「左袖」出角/南西から



写真6 本丸東二之門樹形張出南東角／東から



←写真7 本丸北東角 「二目」・「三目」
「雁金紋」／北から

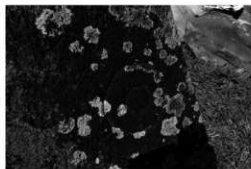


写真8 本丸北東角 「蛇の目紋」
(写真7の東面)／北から

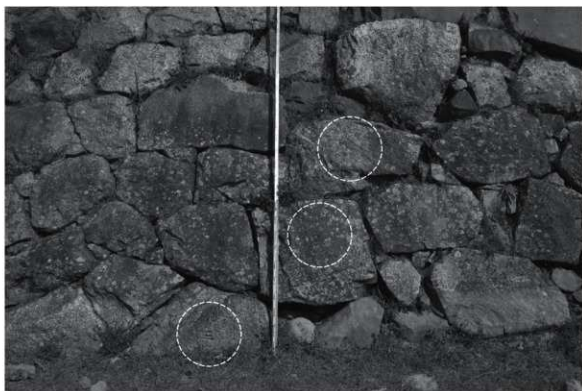


写真9 本丸西壁 地点8 「三」・「四」・「五」

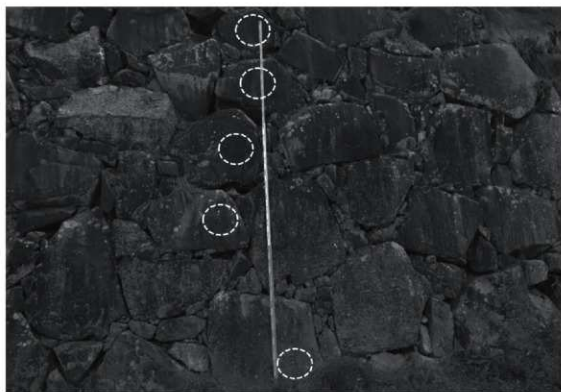


写真10 本丸西壁 地点9 「三」・「四」・「五」・「六」・「七」

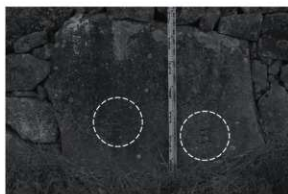


写真11 本丸西壁 地点9「三」



写真12 本丸西壁 地点9「四」



写真13 本丸西壁 地点9「五」



写真14 本丸西壁 地点9「六」・「七」

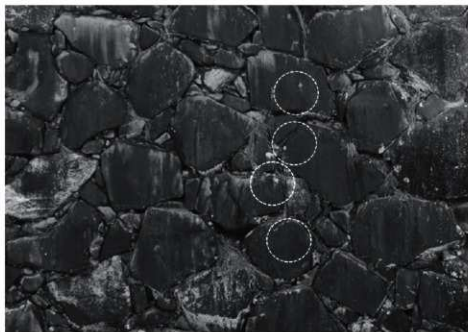


写真15 本丸西壁 地点9「七」・「八」・「九」・「十」



写真 16 本丸西壁 地点9「十二」



写真 17 本丸西壁 地点9「十三」



写真 18 本丸西壁 地点9
「三」から「十三」の位置

二章 名古屋城の石垣保全

一 天守台と根固め丸太（胴木）

名古屋城はどのようにして築かれたのだろうか。

徳川家康による名古屋城の築城にあたっては、熱田台地の不陸を均し、縁辺部の凹凸を直線に区画化し、本丸では最初に井戸を掘った。つぎに堀（本丸内堀ほか）を掘削し、その排土を本丸地面（熱田台地）にあげ、大小天守台、隅櫓台、多聞櫓台（土居）を構築していった。「掻き上げ土居」（排土の盛土）である。排土を高い本丸にまであげるためには通路（運搬・作業路）が必要である。堀を掘削する工事過程では、地山を全て掘削せずに、通路（斜路）として敷力所を削り残した。また石垣を積む場合は、足場として土による斜路（工事用盛土）が段階的に設定されたか、あるいは井楼（大型足場）を建て、車知（ろくろ）、滑車を使用して上にあげたか、いずれか、または両方の方法が想定される（前者は「築城図屏風」、後者は「宮内庁工務課アルバム（宝暦）」「御天守修復見渡之図」）。工事中には削り残されていた斜路分の土は、堀が完成する段階で崩されるが、その土が堀底内部の盛土に利用されたと推定する（本稿は、崩された地山の土が石垣保護用の盛土に使用され、慶長盛土になつたと考える）。

機能上、堀は「いつそう深く」をめざして掘られ、本丸および台は「いつそう高く」をめざして盛られた。天守台は本丸レベルから上は盛土で、下部（内堀レベル）は地山（熱田層）である。「仕様之大法」に「砂交り築土ニハ候得共」と記述があり、「砂交りの土」つまり熱田層砂質土の盛り上げ、と証言される。内堀掘削時の排土である。現在のコンクリート天守建築直前の斜めボーリング調査でも、ローム砂（ローム交じり砂）、

小石、ガラ、砂利などが報告されている（後述一〇一頁）。15万年から4万年前より堆積し形成されてきた土と、直前に攪乱された土とは、強度に差があるから、基礎地盤としては狂いの生じない地山が選択される。

天守台下部の地山（熱田層）は堀の掘削で急傾斜になる。床掘り根切地形（地業）によって、地山前面に「根固め丸太」（敷松・胴木）を据えるための長細い平坦地が造成され（床掘り根切＝Root cutting）、そこに胴木を入れ、継手や杭、さらに石や土で固定した。

石垣は天守台として巨大な天守の基礎になった。同時に盛土で構成される天守台上部の内部からの土庄・水庄に耐えうる擁壁でもあった。石垣は扇の勾配を持つ。個々の築石は外（表）が上、奥（下）になる。この角度があるから土庄・水庄が石垣築石を押しやしても、角度を持つ石に阻止される。物理的抑制で、水平移動しなかった。この角度と勾配が強さの根拠で、それを失えば擁壁機能を喪失する（いわゆる「逆石」、Stones piled up at an angle that slides down）。

天守台石垣は天守の基礎である。胴木を入れずに根石（一番石）を均一に並べることは技術的に難しいし、非効率のだった。なにより地盤の強弱による不陸沈下を恐れた。内堀は地山を根石底まで掘削した。根石底はI調査区から4・7mと判明しており、堀底はこの高さで平坦地化し、さらにここから地山（石垣）側に、胴木と枕木分の深さを掘削した。胴木と枕木を置く平面が床掘り地形（じぎょう、その肩が根切Root cutting）になる。地山熱田層が最強の地盤でそこに胴木・石垣を置く。慶長盛土は石垣完成後に、保全のために行われた。

築城時、天守台盛土を行うよりも前、最初に黄金水ほか複数井戸の掘

削を行った。地下水位も把握し、水堀にするのか空堀にするのかを比較検討し、堀の深さを決定していった。

黄金水については、『金城温古録』は「深き曲尺十二間(21.6m)とし、『名古屋城史』は「天守地階床から20・37m下り、水位から1・38m下に(井戸底)があった」として、両者の記述は一致する(二・三六頁)。現コンクリート天守建設時のデータから、ケーソン工事時の井戸底は3.62m(以下、いずれもT. P.)、水位3.77mで、『金城温古録』からだ、井戸底は1・62m、水位4・62mとなる。前者の地下水位は、現状の御深井外堀水位3・8mにほぼ同じである(本丸搦手馬出石垣断面図による)。

本稿は考古学の成果を踏まえつつ、築かれた石垣を文献史料によって考察し、名古屋城築城過程・宝暦修理過程を示す。

名古屋城石垣に関する基本文献は、まず『金城温古録』(奥村得義・奥村定、著)と、丁場堀り図などがある(一章に既述)。さらに宝暦修理に関する、2『石垣起指図』、3『仕様之大法』(御天守御修復)、4『国秘録』御天守御修復留(奥村得義)がある。

1『金城温古録』は名古屋叢書(二九六五)として刊行されている。名古屋城研究者にとっては辞書的な存在である。

2『石垣起指図』は正確には『金城温古録』付属「御天守御石垣取解築方起指図」である。「巨大城郭 名古屋城」(二〇一三)に収録されている。

3『仕様之大法』(御天守御修復取掛りより惣出来迄仕様之大法)

の略)は、龍和善・加藤由香「名古屋城大天守宝暦大修理における石垣工事について」(『日本建築学会計画系論文集』七四巻・六四五号、二〇〇九)にて紹介されている。

4『国秘録』(御天守御修復留)は城戸久「名古屋城寶暦大修理考」(『建築学会論文集』22、昭和十六年、四〇五頁)、あるいは「名古屋城既往の修理に就て」(『名古屋高等工業学校 學術報告』8、昭和十七年に引用されている)。

名古屋城研究者にはこれら史料は周知の存在であった。また当研究センターでは史料の翻刻と考察を進めてきた。3については二〇一九年六月の石垣部会(準備会)で配布され、二〇二〇年三月、「紀要」創刊号で翻刻、史料紹介した。4も同上石垣部会(準備会)で関係部分が配布されており、「紀要」にて暫時、公開していく予定である。「紀要」は名古屋城調査研究センターのホームページにて電子公開される。

名古屋城天守周辺では発掘調査が進められ、石垣部会(現在は石垣埋蔵文化財部会)・有識者の強い指導のもと、AからZまでアルファベットの全てを使った二十六本ものトレンチ(試掘坑)が掘られた。特別史跡指定地として厳重に保護されていること、また石垣が埋土・盛土によって保全されていることを勘案すると、今後これほどの箇所・面積が掘削されることはないだろう。得られた情報は多いけれど、調査研究センター発足以前であって、文献班もいまだ十分に機能を果たせていなかった。以下は本来なら発掘報告書に記述すべき内容だが、本年度は報告書刊行年度ではないし、緊急性があるから、上記報告書の補遺として、文献から考察を踏まえた見解を述べる。

(一) 『金城温古録』と発掘成果から推定できる根石の標高

一章の序数詞刻字に関して、『金城温古録』に以下のようにある。

石垣

大凡廻り角の根石三つ程は地中へ埋める定格のよし。故に名府御大城廻り角石に、下より一二三などの印見ゆる事、そのかみの通法にや。

其根石の下に先づ松材を敷入る、是を敷松といふ。此松、百年に一分減り、千年に一寸やせるといへり。其敷松の上に石垣組上る、其組石の内表に小石を詰、或人の曰、石垣の法は格別大石は申に不及、大抵之石垣は直高六七尺程迄組上る時は、如何様に組とても子細なし。夫より上は、石垣の面一坪程之間に、必ず根入長き石を組交る心持肝要也。

根石は三つほどを地中に埋めて、一二三の数字刻字がある。その下には敷松(嗣木)がある。石垣上部には一坪ごとに根に長い石が入れている。

石垣基礎については以下のようにある。

土台石垣

此地下に敷松を入れて、其上に石を載て組登る。地中に石垣の脚埋り入事、凡そ四尺程、其下に松有り、是慶長の時之儘にて伝はれり。宝曆御修復の時、これを検るに、右敷松厳然として不朽、依之、其儘

埋置れし由、彼御修復目録に見えき。但、石垣は右御修復の時、過半組直しに成しかば、今の形を以て慶長の古体を論じ難し。昔、四隅の石に清正家臣の名を彫り附しも、一隅は宝暦の度散失して、今、三隅のみに其石残り、惜哉。

まず敷松(嗣木・松材)を入れて、その上に石を載せていく。地中に四尺、石垣の足が埋まっていて、その下に松がある。慶長のままで、宝暦に点検したが松は厳然として朽ちてはいなかった。しかし石は過半を組み直したから、慶長の古体は現状からは論議できない。四隅にあった清正家臣の名前も一つは失われた。惜しいことである。

『金城温古録』は本丸や天守台の石垣下部は四尺、地中に埋まっており、序数詞刻字は目安を後世に伝える目的であると記述する。「一番石(根石)」は土中にあるから、これまでも「一」の字は検出されていない。高田祐吉「名古屋城天守臺石垣の刻数」では「一」、「二」、「三」の数字は石横みの順序を示すとしているが、墨書ではなく刻字により、積んだ後将来に字を残す目的があった。「廻り角の根石三つ程は地中へ埋める定格のよし」とあった通りで、序数は石垣の保全に関わる。「一番石、二番石の字は後世人が読めるように、また根石の位置がわかるように」、「二」石は頭が出、文字を出して埋めた。そうでなければ刻字の意味がない。

一番石の大きさは規格に揃えて切り出し、加工されれば、二番石に同じになるが、実測データ(二之丸東門石垣)では一番石の方がやや大きくなる傾向がある。唯一根石の標高が確認されている内堀一調査区の数

値に基づき、「二」、「三」の刻字から、他の根石底のレベルも推測できる。

〔南西隅〕 J・I調査区

トレンチは天守台の四隅全て、またその中間に設定された。ただし全
体26トレンチのうち天守台の根石にまで達したものは天守南西隅のI
調査区トレンチのみである。ここで確認された根石底のレベルは4.7
mである。「加藤肥後守内中川太良平」の刻字石には「二」の字がある
し、その上には「三」の字がある（報告書図面に表記なし、本稿写真真2、
九九頁）。この二番石の隅角底部（そのうち最高部）はJ・I調査区域
外になるが、調査区内の底部の線を延長すれば5.9mと推定できる。

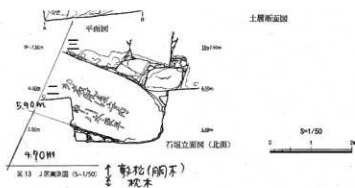
後述二之丸東門副木二本が枕木の上に置かれているように、一番石（根
石）の底面はおおよそ水平に加工されている。横からの断面は二番石以
上が長方形（四隅が直角）であるのに対し、前面が長く、奥が短い不
辺四角形の断面になる。

南西隅の根石底は4.7mとわかっているから、この数字により他の
北東、北西隅にても二番石底の、垂直の高さで1.2m下、斜めの長さ
で1.3m下に底があると想定できる。1.2mというのは『金城温古録』
という埋土「四尺」に一致する。また5.9mは戦前の表土にほぼ一致
する。『金城温古録』記述の正確さが確認できた。

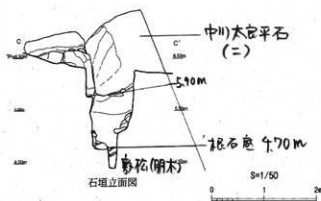
〔北東隅〕 B、C調査区（Bは訂正プリント・挿入分による）

天守台北東、その下部の二石には、「二」と「三」の字が掘られている（こ
の刻字も報告書図面に表記がなく、報告書写真11、12、本稿写真1に「三」
の字がみえる）。二番石隅角の下（底面）は高いところで5.9mである。1.

2m下に根石底があるとすると、4.7mと推定される。



図版1 J調査区



図版2 I調査区

〔北西隅〕 F調査区

北西隅は宝暦修理で積み替えられた部分である。根石の上、二番相当の石(ただし現在の石に「二」の文字はない)の隅角底部の高い側の標高(レベル)は5.9mで根石底部の推定レベルは4.7mほどとなる。以上から、堀に面した天守台根石底3地点は、4.7mで同じレベルであることを確認および推定した。

〔天守台以外の根石〕

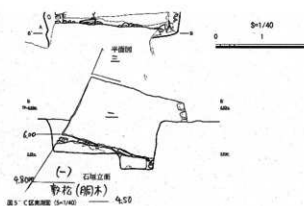
天守台以外では根石の標高はまちまちに報告されている。橋台・K調査区では根石下端は5.60mとされている。天守台の4.7mより相対的に高い。なおこの5.60mより下にも小さな石は続いていて、図化されている。

小天守台北面L調査区では、東壁(図版のA1・A')・西壁(図版のA1・A')はB1・B'の誤植か)ともに4.9mまで掘られ、その下が確認されていない。築城時盛土とされる11、12層(および説明を欠く13層)まで80cmの厚さの盛土がある。

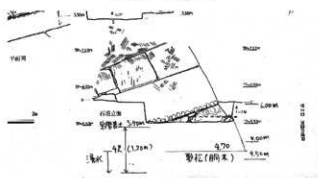
M調査区においては、御深井丸側の石垣らしきものが検出されたと報告されている(五三頁)。5.45mであるから本丸石垣根石よりも70cmほど高い。また築城時盛土より上層にあるとされている。天守台側では築城時盛土の上に置かれた根石は確認されていないし、今後とも検出されないだろう。御深井丸側石垣は丁場割図では松茸筑前守(前田利常)・稲葉彦六(典通、白杵)となっている。この上に建物はなく、石垣に建築物の荷重がかからなかったから、現在残る御深井丸側内堀石垣は構造、あるいは時期なども天守台側とはかなり異なる可能性がある。

考えられる。

以上から天守台石垣には極端に巨大な荷重がかかること、わずかな不陸でも建物に甚大な悪影響、たとえ窓や戸の開閉ができなくなるなどから、根石を深い位置に置き、前面を厚く盛土・埋土し、他の石垣にはない特別な保護措置をとって、地震など災害に備えたと推定できる。これはつぎに見える昭和三十一年(一九五〇)の調査結果でも確認できる(盛土については三、土層(層序)の再確認・一二二頁にて確認する)。



図版3 C調査区



図版4 F調査区

(二) 昭和三十一年三月の断面図

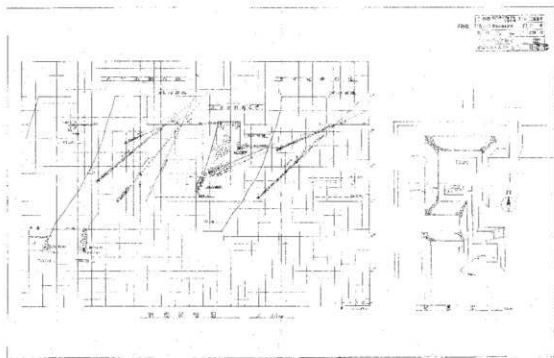
焼失国宝天守をコンクリートで建設する過程での斜めボーリング調査および掘削調査の記録（名古屋城基盤調査試報告書「昭和三十一年二月」六月・興亜開発工業株式会社）が残されており、やはり埋土と天守台の松丸太が記録されている。

天守台西面の北からおよそ4分1の地点にNo 17調査区、および4分3の地点にNo 18調査区がある。今回の天守台調査では西面両隅（F、I、J調査区）と中央（G調査区）を調査しているため、北南それぞれ中間2地点のデータとなる。

この断面図はどのような方法で調査し作成したのか、詳細がわからない。地中を調査しているのでトレンチ発掘による石垣表面調査であることがわかる。石垣内部は読み取れなかったはずなので、断面図は表面観察からの推測であろう。

(No 17)

当時の地表面から「6尺5寸」下に底面があつて、「無」と注記がある。底面から上に三段の栗（グリ）石がある。その上に「4尺」とされた大きな築石が一つある。三つの栗石に「1.85尺」と注記がある（一目盛り1mの罫線があり、比較すると「1.85尺」は2.85尺が正しい）。ここには桐木がないが、北側にも、南側にもあったわけだから、奥側に隠れていたのではないかと推測する。



図版5 試錐および石垣根掘（斜めボーリング図・掘削調査断面図・位置図）

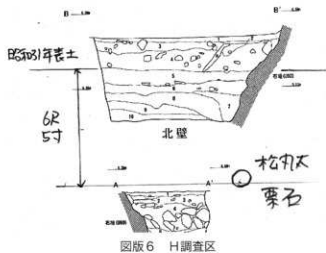
〔No 18〕

石垣沿いに地上部分は築石ひとつ「2・4尺」、小ぶりの石が「0・8尺」、そこまですり地土、そこから地中になり、小ぶりの石が5つで「5・5尺」、その下が「松丸太」で「径1・3尺」、さらにその下が横に並んだ「栗石」3個で「径5寸」とある。

ここには松丸太があった。その上が小ぶりの石というのはいくぶん理解に苦しむが、前面の置き石、捨て石か（E・I・K・N調査区の写真に類似のものがみえる）。名古屋城ではかなり頻繁に最下部に小さめの石が検出される。

今次のトレンチとの位置の対比では、G調査区が（No 17）と（No 18）の中間、H調査区が（No 18）の南になる。昭和三十一年段階の旧表土にあたるのは、G調査区では標高5・9 m（図9北壁図の17層直上、一・二頁）、H調査区では標高5・7 m（図6北壁5層の直上）となる。図では天守台石垣天端がゼロでそこから20 m下がったところがG Lになつている。天守台天端の標高は25・5 mから26 m前後であるから、数値は一致する。松丸太は目盛線二つ分2 mのわずかに上にあるから、3・7 mほどと推定される。ここでの松丸太は北西隅（F調査区）で確認した4・4 m（4・7 mマイナス0・3 m）よりもかなり低い。

この天守再建時の斜ボリリング・掘削調査で、（No 19）すなわち小天守台南石垣では本丸G Lの6尺下に根石があるとされていて、一尺四寸、一尺（二石）、一尺、二尺の石があり、その下に0・5の石か何かの丸いものが描かれている。本丸G Lは御殿が建設された面であるから、築城時からそのままで変化はない。



対して小天守石垣上部穴蔵通路の石垣（No 20）根石はわずかに一石しか埋められていない。この石は昭和二十九年以降に降に積み替えられた箇所であるが、焼損が原因であるから、地中にあった部分の変更はなかったであろう。一尺三寸、下に小さな丸いものが描かれている。

小天守外側石垣（南）を六尺ほど埋めていたのに対し、上部穴蔵では一石分一尺三寸だけの埋土しか、しなかつた。荷重の負担が大ききところでは根石を深く埋めて盛土することで保全をするが、内側ではそこまでの荷重がないとして、一石の盛土に留めたものらしい。

（三）「石垣起指図」および「仕様之法」『国秘録』にみる解体過程で確認された石垣の構成

宝暦解体時の詳細な記録に「石垣起指図」（御天守御石垣起指図）、「御天守御石垣取毀方（取解方）築方起指図」、伊藤家文書」と「仕様之法」、「国秘録」がある。注目すべき記事ばかりだが、とりわけ「根固メ丸太（根

固之丸太、いわゆる胴木の記述は最重要であろう。「根固メ丸太」は「石垣起指図」にも見えているし、先に見たように『金城温吉録』では「敷松」と呼んでいた。

「石垣起指図」

まず「起指図」は解体順序を立体的に図示したものである。最初に戊亥（北西）のところから石垣をほぐし取って（ばらばらにし・固まつていたものを解体し）、地形を確認し、また北西の石を解体したところ、根固めの丸太を吟味し、次に東北の解体を行った。

この絵図には石の数や積み直した場所の間数が書かれている。北東隅は「九間残」とある。また上から七つの石が描かれており、この分が外されたということがわかる。それより下は慶長石垣が残された。

南西隅は十四個の石が描かれている。この分が外されて、それより下の慶長石垣が残された。

「仕様之大法」

「仕様之大法」には、より詳しい記述がある。以下に現代文をあげる。原文全文は紀要前号を参照されたい。

（現代文）

一 天守台北側の石垣の解体はほぐし方は戊亥隅（北西）にて、石垣の上端部（天地）で折回し（鍵の手に曲がっていること）八間ほど、下に向かって二間あまり、御土蔵土台（穴蔵平面）下まで、内側も外側も、石垣を取り外した。本側通り（内側）地形を検分したとこ

ろ、砂混じりの築土ではあったけれど（地山ではなく、築土）、欠損とか痛みはなく丈夫（健全）に見えたから、そこからまっすぐ掘底・隅石まで双方雁木（二方向の階段で、石垣を取り外して行った。根敷きの石垣（根石）は、外面にて、北の方を二ヶ所、西の方を二ヶ所、深さ四尺余りに掘り込んでみたところ、二尺ばかり、水が湧いてきた。根固めの丸太を吟味したところ、木の性はよかつた（しっかりしていた）。

石の面から一尺ほどあと（跡Ⅱ後）に一本。中程にも一本。都合（合計）二本、いずれも丸太だった。それで木（胴木）は使えろと判断して指示した。御国御用人衆が検分し、元の通りに築き固めておいた。

一 戊亥隅より根敷きで東へ十六間余り、同じく丑寅隅石、上より七つ目の石まで、雁木でとりほぐしていった。築石大小から石とも、上御深井丸内同心番所、裏手方へ取り除けた。右の築石をとりほぐした後には、地形の手当として、関板を当て、鳥居を立て、松丸太より切バリを入れ、筋交に結んでるところ、かすがいを掛けた。

ただし石の切り張りの上に歩み板を置き（載せて）、ほぐす時、積むときには、シャヤ、猫棒を巻き上げに使った。

『国秘録』では「乾隅石下シ、北側道々取ほぐし、并丑寅隅石七ツ下シ、東江折廻四間半筋違二ほぐし、但北側之内東江付根敷二而拾間余有来御石垣筋違二残シ置」とある。

丑寅隅に関して七つの石を外したことは他の文献記述とおなじ。東へ四間半斜めに解体して行ったとある。丑寅・北東から「東江折廻」は南

の意味と解する。四間半は解体の手順で、不明門への塀の上側石垣を解体して行ったという意味であろう。北(面)の東側を「捨間余」有来を残したという点は「仕様之大法」に同じ。解体過程と範圍の詳細については、のちほど「二七頁にて再考する」。

胴木の確認法

これら三つの書物の記述のうち「仕様之大法」がもっとも詳細だったが、北西隅基礎に使用された敷松、すなわち根固めの(松)丸太(胴木)があったことは三書に共通する。石の面から一尺ほど後に一本、中程にも一本、都合(合計)二本の丸太だったとある。

名古屋城の胴木は御深井丸北側や二之丸東門北の石垣で検出されているし、現在調査中の本丸搦手馬出でも見つかっている。

二之丸東門北石垣実測図面によれば、胴木は二本並行であった。その下に枕木がある(後述)。二本の胴木、そして根石は水平に置かれた。

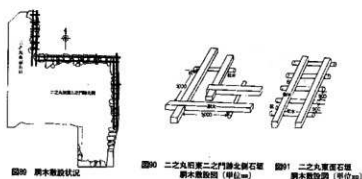
天守台北西隅の場合、丸太二本のうち一本は前面の石のへりに、もう一本は後方におかれた。大きな石だから、中心が胴木に乗る。こうした状況を示しているのではないかと。形状は天守台も二之丸東門も同じである。

胴木の深さ

先に二番石底辺(その頂部から、垂直なら1.2m下、斜め長さなら1.3m下)に根石(一番石)の底があるとした。北西隅・F区(二番石底(頂部)は5.9m、よって根石底は4.7mであることを想定した。胴木はこのさらに下になる。

「北の方を一ヶ所、西の方を一ヶ所、深さ四尺余りに掘り込んでみたところ、二尺ばかり、水が湧いてきた」とあったけれど、慶長盛土面は発掘調査の結果で5.4mから、宝暦時点で四尺掘り込めば4.2m、そこに湧水が二尺(60cm)ばかりあったことになる。これは天守台黄金水の推定水位3.8mよりも0.4mほど高い。「金城温古録」の水位4.62mという記述にはあう。

これまでに検出された胴木



図版7 二之丸東門石垣で検出された胴木

城内で検出された他の胴木と比較しておきたい。

二之丸東門北石垣の図では現地盤層GLから1.5m下に胴木、水位(V水位)とある)は胴木の下端でGL1.2.5mと図示されている(名古屋城二之丸東門石垣調査報告書)二七・九五・一五三頁。GL7.4mとある(一四八頁)。地形図(名古屋城平面図H13名城平面1000、編集素図)では7.3mとなっている。現地盤層の1.5m下、5.9mが二之丸根石底・胴木上端と想定される。その横に杭が、下に枕木がある。これは天守台で想定した根石底の数値4.7

m (嗣木上堀) よりも1.2mも高い。水位表記の意味がよくわからないが、上記では4.9mになる。黄金水で想定した水位3.77mより1m以上高い。二之丸堀は、本来水堀であり、清水があったことが『金城温古録』に記されている。

本丸搦手馬出ではDL(=T. P.) 0.6mおよび0.8mに嗣木がある。水堀であり、水面下に嗣木がある。他の空堀での例と比較しても、かなり低い(御深井外堀の水位は3.8m前後)。

御深井丸嗣木配置の実測図面はないもよう(現物は御深井丸戌亥櫓II 清須櫓に保管中)。

二 相互の史料批判・複数視点

文献史料調査と目視調査・発掘調査の結果との間に齟齬が見られることがある。再吟味したい。

(一) 宝暦修理の足石と供給地——『国秘録』と現状

修理までの経緯

天守の建物はいくどとなく修理されてきた。宝永六年(一七〇九)修理は「御天守大破損」に対応する規模の大きなもので、おそらく宝永四年十月の宝永地震の修理であった(『国秘録』上)。長崎から関東まで津波が押し寄せ、余震が長く続いたから、石垣にも影響があった。ただし天守台石垣は宝暦工事(宝暦二年・一七五二から同五年・一七五五)まで、大きな修理はされていなかった。宝暦修理の原因となったのは、北と西の石垣のすみである(『国秘録 御天守御修復 中』に、御天守台石垣、

西北折廻し孕)。孕んだ原因は不明で、先学・城戸久は宝永地震が原因と想定しているが、孕みが顕著になって、対策が議論されたのは、記録上では寛延三年(一七五〇)である。四十年が経過していた。天守は戌亥隅で本水(本来の水平位置)より一尺二寸三分も下がっていた。徐々に進行というよりは急に劣化したらしい。孕み箇所を一旦埋めて保全対処しようと思案されたが、その場合、御深井丸との境がわからなくなるという意見があった(『宝暦の大修理の工事過程に関する史料集』・令和元年度石垣部会ワーキング資料)。

宝暦に、北西隅では根底までが掘り出された。足石(交換石・新石補充)についても『国秘録』ならびに『仕様之大法』が詳細である¹⁰⁾。

石の注文サイズ

〔乾(北西)の隅石は長九尺(二丈とも)に巾四尺×三尺寸寸が十本、中隅石は長七尺五寸・巾三尺五寸が八本、隅脇石は長六尺・二尺五寸から(原文「に」)三尺五寸が十七本、 \times 三五本は岩崎山より切出し、平築石は三州堅石、長五尺・面二尺五寸四方が九百二十五〕とある。

高い再利用率

現状の北西隅は地表上に隅石二十四石が確認され、算木積みになっている(下地区調査で下にも一石あることがわかっている)。史料には「隅石」と「中隅石」という二つの記載がみえ、両者には長さとも巾に差があった。隅石では二十四石のうち十八石、75%が岩崎山から切り出された足石(新石)に交換された。長短が交互に詰まれる算木積みでは、隅石の短辺側に隅脇石が置かれるが、現状では隅石一石に隅脇石一石が対応し

ているとは限らず、隅脇石に上下二石が置かれることもあって、北面で十五石、西面で十四石が使われている。隅脇石二十九石のうち十七石、六割弱59%が岩崎山からの足石に交換されたことになる。

また平築石は三州堅石、長五尺、面二尺五寸四方とある。三州堅石は幡豆石であろう(篠島・日間賀島は尾張)。岩崎山ではサイズの大きな石を採取できた。幡豆では大きなサイズは得にくかったけれど、数が揃った。幡豆の名古屋城石切場(前島・沖ノ島・八貫山)については『幡豆町史』本文編2近世に詳しい。

西北隅以外の隅石の記載がない。他の二隅(北東・南西)に足石はなかったのではないかと推定する。西北隅の毀損度が図抜けていた。

宝曆積み替え分の石の数は、北面は九六〇石(一列40石×24段で概算)、西面石垣は一一八九石(石垣カルテより全石が一九六〇石(南側隅石を除く)、うち慶長残存分は下側(底辺)が十五石、高さが五段の三角形で、15石×5段÷2=38石、また北西隅が重複するので24を差し引く)、南面は一一二石(上段十六石(七間相当)、高さ十四段の三角形が交換分、東側は三十九石(上段十一石(四間半相当)、高さ七段の三角形)が宝曆積み替え分である。小計三〇〇九石となるが、このうち隅石の積み直しは北東が七、北西が二四、南東が一四であった。これを除いて、宝曆に一旦外された平築石の数は二九六四石といふ目安の値を得た(取り外し区域の詳細は後述)なお明かり窓分は捨象したので、足石はさらに減る。平築石の足石(補充石)が九二五と明記されているから、慶長石の再利用は二〇三九九石になる。概算で、慶長平築石の再利用率は69%、交換率は31%となる。現在計画の中の本丸塀石垣修理でも、三分の二以上、か

なり高率の再利用が見込まれている。

北西隅交換石

現在の北西隅石垣については石垣オルソ・図面からの計測が可能で、隅石の計測値がある。

段(下から)	符番	長さ(cm)	巾(cm)	高さ(cm)
24	U60-0070	150	95	116
23	U60-0270	191	75	77
22	U60-0350	178	92	99
21	U60-0400	181	93	93
20	U60-0600	167	144	86
19	U60-0640	174	112	92
18	U60-0750	247	116	91
17	U60-0820	188	108	98
16	U60-0930	195	102	92
15	U60-1000	208	89	85
14	U60-1150	192	82	99
13	U60-1250	221	104	76
12	U60-1360	226	95	103
11	U60-1390	206	93	76
10	U60-1610	209	119	85
9	U60-1660	253	84	89
8	U60-1700	213	108	86
7	U60-1840	247	123	81
6	U60-2020	235	119	85
5	U60-2080	237	110	85
4	U60-2078	227	104	106
3	U60-2180	242	111	88
2	U60-2210	235	115	86
1	U60-9001	249	99	102

表2 「隅石表」(※0段が根石)

隅石には一丈(3m)はむろん、九尺という規定に合うものが一石もない(253cm・249cm・247cm・242cmの五石が八尺以上)。中隅石七尺五寸(225cm)以上は全体上記八尺以上を含めて一〇個で

ある。記述では隅石と中隅石を区別しているけれど、実際は中隅石サイズばかりで積んでいる。文献史料が示す石垣像と現状では差異があるが、『国秘録』の規定は、指示した規格、注文のサイズを示す。

『仕様之法』に記載されるように、石は積まれる過程で整形される。

「隅石、隅根石（隅脇石か）は四方（左右上下）の隅を摺り合わせ、小叩き、鉄のかいを入れ、割石を行い、隅かい張り合、叩石を入れる。平石の場合は隅を摺合せ、隅かいはり合、叩石を入れ、割石かい、大

小から石詰、築石根入が短い分は別に跡石（後ろの石）を置く」とある。石を築く時は、際まで修羅で引きつけ、築石に胴繩をかけ、柵の上端にねこ棒・車知（大きなロクロ、神楽棧）を仕掛け、築石を吊り上げ、すわりのよいところに置き、石のつら（面）、勾配、左右をそれぞれの合羽（接合部分）、隅を摺り合わせ、墨で印をして、再度築石を車知で巻上げ、監玄翁（のみげん）のうか、「監」は文字通りならば「かがみ」であるが、玄翁で叩くから、字形の似る鑿か、で石の形を作り、なんどもこの作業をくりかえして、いちばん具合がよいところで固定する。」

車知はクレーンに変わったが、基本的作業は現在の石積みと変わるところはない。小叩きは表面を整えるだけの軽い叩き整形形であるが、割石ともある。玄翁も用いている。石は次第に小さくなったかもしれないが、一丈も長さが必要とした算木積み用の隅石を、あえて短くすることはしなかつただろう。岩崎山や幡豆など、石切場からは注文通りに石を揃えることはできなかった。寸足らずでも、石積みには支障はないから搬出した。よって最初から不揃いだった、と考える。

(二) 北西隅根石は慶長のままの石なのか

天守台四隅のうち南東は温存され、北東丑寅は上から七石を外し、南西未申は上から十四石を外した。北西戌亥は安定性を完全に喪失していて、全てを外した。北西隅は歪みとそれが原因の破損が顕著で、天守傾斜の最大原因になった。外した石の数は天守の沈み方、歪みの度合いに対応してもいる（未申七寸七分・戌亥一尺二寸三分・丑寅六寸四分。胴木については健全と判断されており、地盤沈下はなかった。歪みが原因でそれを修正し、天守も修復した。

天守台周辺石垣報告書では、北西隅を調査区に検出された最下段石は、慶長石の再利用であって宝暦にも動かなかったとみている。この一番下の石は砂岩・河戸石（こうづいし）で、表面一部の加工処理があった。それは宝暦勾配に合わせ、元からの石を加工したものと判断されている（巻頭カラー図版。すなわち最下段石は慶長石を外さずに加工したもので、宝暦足石（新石）ではないとする。報告書は半分地中にある石の下が最下段とは判断していないので、「下へ二段目の石」と表現しているが、6.0mの下（4.8m）が根石になることは述べてきた通り。『仕様之法』では戌亥隅から東方、「根敷」十六間を取り外したとしている（戌亥隅方根敷二而東江拾六間余、同丑寅隅石上方七ツ目迄、雁木二取ほくし）。『国秘録』では「直二御堀底隅石迄、双方雁木二取下り」とある。いずれでも「堀底・隅石」でも外しているし読むべきだろう。また慶長石であることが確実な北東と南西には序数詞石の刻字があつたけれど、この北西最下段石にも、その上の石にも刻字がない。地表にある隅石はすべて花崗岩系である。宝暦交換石（足石）は岩崎山の花崗岩だったが、積み直して残置された慶長隅石もまた花崗岩系だった（石垣カルテ）。最下部が砂岩であれば慶長石となるけれど、隅

石の中ではまったくの異端だった。またこの石はその上の石(二番石)に比べても、さらに三番石に比べても小型である。上からの図を見ると(報告書三〇〇三三頁)、外側に広がるように置かれている。慶長時のものとした場合でも、通常の算木積み、大型石を交互に積み積み方ではなかった。

『仕様之法』、『国秘録』に「取はくし」・「堀底隅石・取下り」とあることから、隅石もいったん取り外されて、別位置にあった石(隅石ではなかった慶長石)を根石に据えた、と提案したい。つまり転石で、再利用である。河戸石加工整形の理由もこの転用にあるのではないか。

北西隅石(中隅石を含む)は二十五石のうち十八石を新石に交換した。七割強を交換しており、残した隅石は三割弱であった。隅石は十七石交換だから、六割八分交換である。壁面の平築石は七割も残され、足石は三割だった。それと比べると隅石では倍以上の交換率である。『金城温古録』が指摘した、清正家臣の名を刻し、加藤家中の自信の現れでもあった刻字石も失われた。徳川家にとっては、滅びた他家の失敗記録に過ぎなかった。根本的な交換が施行された。全荷重を受けていた最下部石にのみ損傷、ひび割れがなかったとは考えにくく、上部にあつて、損傷が少なかった石を加工して、据え付けたのではない。

(二) 目視調査による目地線を文献から検証する

天守四面各面の宝曆積み替え範囲(線)は、「起指図」また「仕様の大法」、『国秘録』に記録されている。「起指図」は立体模型であり、解体順序・範囲が図示されているから、一目瞭然である。より詳細な記述が「仕様の大法」、『国秘録』である。こうした文献によって外した石の

具体的な数と範囲がわかることは見た。これまで名古屋城では外観・目視調査によって積み替え線(目地)・石垣積み直しライン)を確認する作業を行ってきた(石垣現況調査、いわゆる「石垣カルテ」、測量技術者と学芸員の協業を経て石垣部会有識者が確認)。

「積み直しライン」を文献資料と比較照合してみた。結論からいえば四隅の石垣の解体の起点は正確であった。すなわち北東隅は七石をはずし、下は慶長石垣を残した。北西は上から下まで全部を外した。南西は上から十四石を外した。南東は外しておらず、すべて慶長石である(戦後の解体を除く)。起点は一致する。しかし終点については、近似しているが、完全に一致しているのかどうかは検討の余地がある。北面については、慶長石残存範囲はより狭く、積み替えがさらに東に及んでいる可能性がある。西面は概ね一致しようだが、若干ずれるかもしれない。南面は「積み直しライン」がもともと上になる可能性がある。東面は目地推定ラインから受ける印象と起指図から受ける印象にかなりの差がある。

度量衡(大京間・御天守七尺間と公家間六尺五寸)

ただしこの問題の検討の前に解決しておべきことが二点ある。まず一間は大京間・御天守間七尺なのか、大京間・公家間六尺五寸なのかという点である。

名古屋城の場合『金城温古録』一巻一三〇頁に「大京間 志間は七尺、御天守是 六尺五寸、以は公家 京間 志間は六尺三寸」とある。昭和実測図では天守一間七尺一分、小天守六尺五寸一分、御殿九尺七寸八尺七寸・七尺八寸四分・六尺五寸すか、また櫓は一間六尺五寸である。

天守や御殿のような特別な大型の建物では、何百本もの巨木を切り倒して木材を入手した。特注だから、規格品サイズを採用する必要はない。『金城温古録』も別の箇所では「御当家御令 志間六尺、名古屋御令 志間六尺五寸五分」と、江戸間、名古屋間を記している。

建物である天守が七尺だったから、設計段階では土台・基礎である天守台も七尺としたと考えたいが、宝暦の史料に見える数値はそれだと合わない点がでてくる。

北面残（慶長石垣）は「九間」だったのか、「十間余り」だったのか

もう一つの問題は「起指図」と「国秘録」の記述のずれである。天守台北面について「起指図」は、下部東方は「九間残」を保存したとし、「国秘録」は「十間余」を残したとして、数値が違っている。

「起指図」は北面上端西から「八間」、「五間」と図示する。8対5の比率は図上でも正確で、残る箇所¹に注記がないけれど図上幅で二間になっっている。よって「起指図」は天端を計十五間と考えていた。天守の柱数から考えたのであろう。天守台北面の天端は33・5 mある。「起指図」は一間七尺で考えていたようだが、十六間で33・6 mだから、一間不足する（公家間六尺五寸であれば十七間で33・15 mだから二間不足する）。

「起指図」は計画段階の図らしく、その天端間数には誤解がある。よって東からは「国秘録」の「拾間余」を採用する。

また「仕様之大法」では西・戌亥隅から東方は根敷にて十六間余、取り外したと記録している（戌亥隅方根敷ニ而東江拾六間余、同丑寅隅石上七目迄、雁木ニ取ほくし）。現地表の北面石垣は地表で52・1 m、想定慶長根石だと、推定52・5 mである。これを七尺で考えた場合には、

十間プラス「余」、十六間プラス「余」で54 m以上になるから、現状を超えてしまう。よって、「国秘録」仕様之大法¹の一間は六尺五寸（大京間のうち公家間）と考えたい。また、以下の表3も参照のこと。

有来の範囲（慶長オリジナル石）

・南西西面 U 6 0

南西隅は「起指図」のほか、「仕様之大法」にも十四石を外し、北へ六間半、有来（ありきたり）の石垣を残したとある。六尺五寸なら12・7 mである。現在の境界線引きでは14 mよりさらに延びようだが、誤差範囲か。

・南西西面 U 5 9

既述のように南西隅は十四石を外した。「国秘録」に、東に七間筋違いに外したとあり、またその具体が「起指図」に、立体図示され、数値も七間と一致する。南面下部根石は全て慶長石が温存され、天端では西から七間（六尺五寸で13・7 m）が逆三角形に外されて、残りが保存された。

南面の目地想定線と「起指図」を対比すると、「起指図」では二番石（中川石）の四つ上、六番石（二番は地中）の横から「ほくし」

	九間 (東から)	十間余 (東から)	十六間余 (西から)	合計
七尺	18.9m	*	33.6m プラス	52.5m プラス
六尺五寸	17.55m	*	31.2m プラス	48.75m プラス
七尺	*	21.0m プラス	33.6m プラス	54.6m プラス
六尺五寸	*	19.5m プラス	31.2m プラス	50.7m プラス
現在の目地線 A	*	東から 22m	西から 30m	下端全体 52.5m

表3 北面下端の間尺

(解体)域としている。目地線は大きくぐぐってから上がるから角度の印象が異なる。なお上端(天端)は昭和修理で現存していない。

・北面 U61と北東隅の場合・有来の範囲

現在の想定よりも解体域がいくぶん広がる可能性もあって、さらに一石ほど東に動く可能性があるが、誤差の範囲かもしれない。これまで北面の積み箇所は半分ほどが宝暦の更新とされてきた。もしこの線が移動するのなら、実際の積み替え範囲はより狭くなる。

・東面 U62

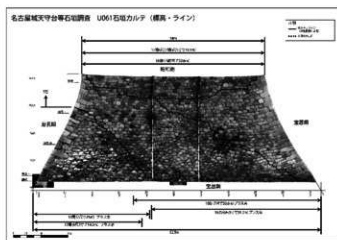
北東隅から東面については、上から七石を外したことは先の記述からわかる。さらに「東江折廻四間半筋違二ほくし」とあった。上端から四間半、それより斜めに(北に向けて)降って解体したという意味である。「起指図」によって、北東隅の上部北側一部が逆三角形の範囲に修理されたことも確認できる。しかし石垣カルテ(石垣現況調査)・U62(東面)目地線は、宝暦積替線を水平方向に線引きし、天端四間半に向けて上昇していない。焼損または昭和修理の影響もあるうが、この線引きは宝暦解体線の記述とは異なっている。ただし四間半は宝暦に増設した明り取りを含む。実際には明り取り分は、四間半には含まれず、別工事になったのかもしれない。明り取り用の解体と石垣修理とは目的が異なる。明り取り位置は東面のみならず、南面でも現状と「起指図」では異なっている。「起指図」は手順を示しているが、施工計画図で

あった。現状との差異は工事過程での設計変更の反映なのだろうが。

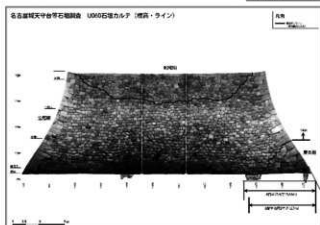
以上文献との照合で、積み直し目地線は一致するところもあれば一致しないところもあった。目地線引きの客観的根拠は石の大きさや質(岩種)、割り方(矢穴の大きさ)、積み方であろう。慶長石は奥で噛ませて(奥の方に接点を設けて)、表面には隙間ができやすいから、間詰石が多用されている。宝暦石積みでは全体の整形を進めたから、噛ませる面積(接点)が広くなって、表面接点が多くなり、間詰石使用は少なくなる。矢穴についても、宝暦石垣には「牛の舌形」とされる特異な細長く大型の矢穴があつて、岩崎山現地にも残されている(高田祐吉『名古屋城石垣の刻印』続名古屋城叢書2、一八頁)。この「牛の舌形」矢穴は時代ないし石工による技術差か。

宝暦修理にては平築石はおよそ三割が新石に交換され、七割は慶長石を再利用したと想定した。慶長刻印石も多くが再利用される。慶長石垣を残した近くにて、取り外し石(原位置から移動した慶長石)を再利用すれば、外観上、疑似的な慶長石積みになる。石の大きさや質の差による区別という方法が使えない。旧石、残置石の再利用であれば、二種の新旧矢穴が一石に併存する。

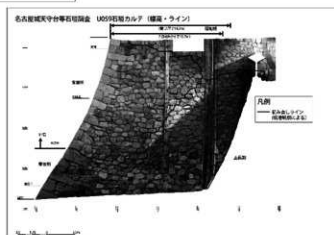
足石(新石)に交換した場所、新技法を用いた箇所では石の切り出し法も変化しているから、明確な特徴、差異が出る。特に隅石の場合には、それが明瞭だから外した石の数と目地線は一致した。しかし旧石再利用箇所は検証がむずかしい。足石(新石)所在地を点(ドット)にて分布を示すことは高い確率の客観性を持つ。



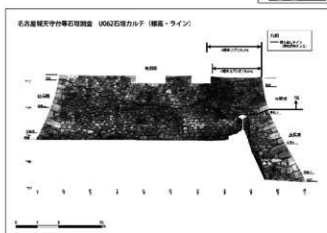
図版 8-1 北面石垣 U061 目地線



図版 8-2 西面石垣 U060 目地線



図版 8-3 南面石垣 U059 目地線



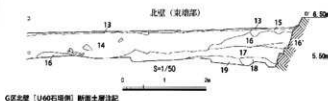
図版 8-4 東面石垣 u062 目地線

今回、目地を距離で記録した文献史料があったから、線引きの妥当性が点検できた。こうしたケースは稀であろう。各地の城跡で引かれている目地線も目安であろう。

『国秘録』のこの箇所は、「御天守御修復之次第并御用懸之輩姓名掛札之写」という文書を奥村得義が筆写したものであり、「起指図」も、宝暦当時の尾張藩が作成したものと考えられる。前者は写のさらに転写とはいえ、両者ともに同時代史料である。

三 土層（層序）の再確認

以上を踏まえて、つぎに発掘区を読み直す。天守台周囲、とくに北と西での9調査区土層断面は歴史経緯を共有する。堀としての形状を四百年間、保ちつつ、同じ目的の土木工事が同じ時期に行われた。よって土層は必ず共通点をもつ。巾1.2mと、せまい調査区内だから右壁と左壁は本質的には共通であるし、9調査区を通して基本は共通する。同じ工事が同じ場所、同じT、P、(標高)で行われたから、層序は近似する。確認したように根石底は4.7mである。その下に0.3mの駒木とその下にさらに枕木が入る（ここまでは達した調査区はない）。切土は残された層の直上、一本にしかな痕跡を残さない。盛土の方は土が異なれば短期の工事でも幾重もの土層を残す。左右の壁の様相が異なれば、工事は整然としてはおらず、短期間に乱雑に、次々に土が投入されて埋められていた。堀の機能を維持するため、平坦に均してその工事は留まり、終了する。



図版9 G区北壁

慶長盛土の上は5.6m、下は5.3mであるが、調査はこの高さで止まっている。慶長盛土のじっさいは、下に4.7mまで続く。慶長盛土は厚さ1m近くあった。後述N区・具足多聞石垣西方)で確認される版築は切り込みで消えた。宝暦盛土17層は、5.50×5.80mだから30

天守台周囲の9調査区(B・C・R・D・F・G・H・I・J調査区)天守台周り内堀では築城時の慶長盛土(石垣築造後の保全盛土)を宝暦改修時に切り込んだ線が、大半のトレンチで確認できる。慶長盛土を切り込まなければ(recutting)、欠損した慶長石垣が取り外せず、修理ができない。

天守台北・西・南・一部東で天守石垣底に連続する9調査区(B・C・R・D・F・G・H・I・J調査区)が設けられた。よって調査断面データは本来的には18面、得られたことになる。いくつかの断面を再度見直す。

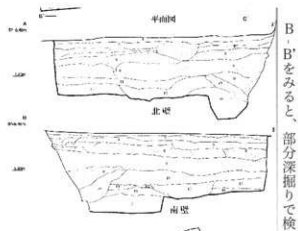
〔G区北壁〕D・D' (報告書三五頁)

cmほどで、ここでは慶長盛土よりずいぶん薄い。

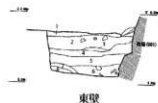
〔Ⅰ区北壁〕 A・A'と〔Ⅰ区南壁〕 B・B' (報告書四二頁)

この調査区は一部が深掘りされている。〔Ⅰ区北壁〕 A・A'で築城時盛土層とされる16層(北壁)は、根石の底であることが確認されている。4・7mより下、4・5mまでは確実に及んでいる。築城工事中は作業空間となり、ここに土はなかった。根石底に胴木を入れる作業は、この空間を利用して行われた(この図のみ、0・4m区切りで図示されている。他は0・5m区切りで表示)。

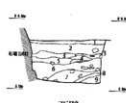
〔Ⅰ区南壁〕



B・B'をみると、部分深掘りで検出され、地山とされている17層の色は5Y5/2で、他の調査区、D区では「築城期盛土か地山」とされる東壁8層、西壁9層に見られる土色である。また16層(盛土)、17層ともに硬度計指数は20、23cmで差がない。C地区での慶長盛土は厚さ1mほどであった。17層の上部は4・9mの高さにあり、根石底4・7mよりも0・2m高い。地山とすると、手前にある地山を切らずに枕木、副



土層断面図



西壁

図版 11 D調査区

D区は西壁(B・B')の土層が東壁(C・C')と別々に説明されていて、東壁の1〜8が西壁では1〜9になっている。このうち東壁・西壁の1〜4は土層注記が全く同文である。5層の注記はやや異なっているが、西壁5層10YR4/3は東壁5層10YR4/3と似ると注記されている。両者は同じ色だから同じ由来の土であろう。6層は東壁が10YR3/4、西壁が10YR3/3と色が異なっている。西壁7層は10YR3/4で、土層注記が東壁6層にきわめて類似し、説明でも「東壁6層に似る」とある。D区東壁7層は西壁8層と同じ色であり、注記も同文、東壁の8層は西壁の9層に同色で注記も同文だから、同一の土層である。D区西壁の6層のみが、東壁に存在しない独自の土層にな

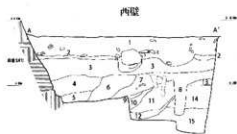
木、石を据えたことになるが、可能であろうか。正しくは盛土ではないか。およそ厚き四尺1・2mの盛土(金城温古録)とする、17の下(未調査範囲)を含めてから上面1層までが慶長盛土か。

〔D区〕 (報告書二六頁)

る。西壁の4と6は10 Y R 3 / 3で同色である。同一標高で同色だから、由来も共通する。6はすなわち4ないしは4'であり、4の(準)同一層と見れば、左右東西にみえる層序は対称になり、共通する。4と6の間に開層のように5層10 Y R 4 / 3が入っていた。連続する時間帯にて埋土作業が行われた証左である。東壁の7、8層、西壁の8(Ⅱ東7)、9層(Ⅱ東8)が二重曲線であることも、一々の整地をせずにどどんん理帯を投影する層序である。報告書は東7、8(西8、9)を慶長盛土ないし地山とするけれど、標高5・7 mで、根石底4・7 mより1 mも高く、地山は想定しづらい。

〔C区西壁〕

C区地山の理解に不自然なところがある(註4)。報告書では7層上面5・67 mが地山で、10層が地山上位とする。地山とされた5・67 mの下部には斜め線の層位が9、12層まで重なる。ふつうならば、埋土の過程と考える。根石底4・7 mより、1 mも高いことも不自然である。報告書自身も地山5・67 mは他地域よりかなり高い、と記す。地山と判断した根拠について、報告書は「それより下にブロックで構成される土層の地積が検出されないことによる」とするが、地層注記では下位の12層に「暗褐色シルトブロック10 Y R 3 / 3、褐色粘土ブロック10 Y R 4 / 4、5 cm大が混」とあるから、矛盾した記述に思われる。何らかの理由で、大きな混乱が生じていたと推測する。地山上位とされた10層の土色は10 Y R 4 / 2で、同じ色はこの区にはないが、B区9層(宝暦期か)とある(5・8、5・7 m)、D区東8Ⅱ西9(5・8 m前後)、I区8層(近



図版 12 C区西壁
一標高で同じ色の土で、むろん同時期の一連の工事現場である。7層以下の傾斜する土層は、どこか共通の場所から運搬されてきた土と考える。報告書がこれら斜め土層を「地業にともなう」とする点も疑問。平行する数本の斜め

線は埋土の過程を示す。¹⁵⁾
7層以下が水平な13、14、15の前面を斜めに埋めている。北東隅の重要地区だから、宝暦修理時に大きく切って調査し、そののち一気に埋めた。13、14層は慶長盛土で、15層も5・3 mから下に続く。根石底Ⅱ堀底Ⅱ地山頂部が4・7 mであり、それより高い地層は、地山ではなく慶長盛土と考える。

〔地形根拠〕

報告書三頁、および調査日誌に経緯、また六三頁に記述があるように、また二〇一九年十二月二十七日石垣部会配布資料にあるように、有識者指導の再開後から、地形根拠保全が強調されてきた。

根切 Root cutting は地形（地業）に伴うもので、多くの城や、またそれ以外のよつうの建築にみられる。いっぽう根切が検出されない石垣も、たとえば長輪奉行所跡、日長輪県行遺跡、竹田市岡城跡（岩盤上、肥前名護原城弾正丸（岩盤上）など多くがある。海城や台場では杭を打ち十竈壁・枕木を置き、その上に土台（胴木）を載せる（第17回「全国城跡等石垣整備調査研究会記録集」津山市教育委員会・令和二）。このように根切がなくとも力学上問題のない石垣は多数ある。根切保全論は根切の埋め方がでないかどうかで保全度が異なるという考えのようだが、根切の保全が不完全で、それが原因となって石垣が緩んだり、崩壊した例はおそらくないし、そう説く論文もみない（盛土の上に根石を置いたことが原因で、石垣が動揺しやすく、しばしば積み直した例には唐津城がある。根石自体は動いていない。註6）。根切保全概念では石垣根石直前にある地山の存在が前提になる。地山はもつとも強固な地盤だから、基礎にはそのまま利用され、整地のための盛土はかえって弱くなる。地震時の液状化現象でわれわれも経験済みである。盛土上の石垣構築は極力避けた（唐津城では鞍部地形であるために盛土を行った）。築城過程では根石底のレベルまで地山を切つて堀底にし、石垣基礎・胴木も地山の上に置くことが合理的である。名古屋城では堀底高4・7 mから胴木・枕木面4・4×4・3 mに向かつて根切 Root cutting が行われた。水平に床掘し、枕木を置いて水平に胴木を据えるためである。4・4×4・3 mより1 m以上も高い標高5・67 mに地山頂部があった、そこから前方に地形（地業）根切を想定することは（C区、註4）、工事のプロセスとして合理的ではないし、そのような土層は18近くある土層断面のうち、5 mレベルまで掘り下げたはずれにでも検出されてい

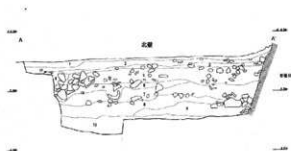
ない。石垣築造後に、根切は堀底も含めて四尺ほどの厚さに盛土されて、完璧に保全される。

〔N区北壁〕

つぎは天守台回りをはずれ、N区トレンチをみる。小天守西、具足多間跡石垣西方の調査区北壁に、慶長期版築と思われる土層が検出されている。ここでは慶長の面、8および9層が図示されている。特に9層は硬化面があり、二種のシルトが帯状に堆積し、版築状に叩き締められる（硬度計22×28

mm）。

図13 慶長の面



土層断面図 (北壁)

図版 13 N区北壁

石底と想定した4・7 mより0・5 m高い。9層・10層ともに土色は2・5 Y 4 / 3で共通する。この色はI地区にて、築末期盛土と判断された16層と同じ色である。報告書は「地山か」とするが、版築もあり、やはり築末期盛土とみたい。版築はその石垣際2 mに施行された。6層には瓦片が含まれ、宝暦盛土が及んでいるようだ。なぜか南壁の図は掲載

されていない。

慶長築城時には版築を施工した場所もあることが確認できた。版築盛土は上端が5・3m、下端5・10mであった。天守台西面での版築をともなう慶長盛土は、宝曆工事の際、石垣改修のため基礎まで掘り込まれたので、大半は消滅した。

本丸内堀における根石の保全

以上、内堀掘削と本丸石垣築造、および宝曆修理の過程に対応する内堀土層断面への現れ方を、

1 堀底までの掘削（底面は地山＝熱田層）4・7m
2 排土の搬出と台形成（天守・櫓台・本丸地盤）

3 削木・枕木埋設のための地形（地業）↓堀底より地形面（床）への切り込み（床掘・根切 Root cutting・石垣積み上げの開始）4・4m

4 石垣完成後、根石保護のための埋土（慶長期盛土）5・9m

5 宝曆修理工事↓石垣の基部を覆う慶長期盛土への切り込み Recutting

6 宝曆工事後の埋土（廃棄物処理も兼ねる）↓（瓦を含む盛土）および50cmと考えた。

土層は忠実に経緯を示していた。堀底を掘る場合、地山は根石を置く予定の計画高さ4・7mまで掘削して、平らに均した。根石底4・7mより上に地山はない。堀底に凹凸が残置されているような不自然な様相は

なかった。石垣完成後に石垣保全を目的として四尺埋められ、堀底は5・9mになった。最後に崩される運搬用斜路の土が利用されたのではないかと。

四 本丸堀はなぜ空堀になったのか

名古屋城の堀は、北側・西側の外堀（御深井堀）が水堀で、二之丸堀は、いまは空堀だが、江戸時代には西鉄門から南側を経て東鉄門まで水堀だった。三之丸堀は東御門北が空堀、東御門から本町御門が水堀、御園門は空堀、御園門西方から中下門までは水堀で、御深井堀は水堀である（御城廓之図・徳川美術館所蔵）。本丸勝手馬出堀は南から東は空堀だが、北へは暫時下がって、水堀である御深井堀に連続していた。一番中心にある本丸内堀は空堀だった。なぜこうしただけか、水堀と空堀の混在があるのか。

水堀は防衛性に優れる。空堀は深さで防御する。水堀は水を得やすい海城や、河川を持つ城で選択される。伊勢湾や、また瀬戸内の海城は水堀になる。五条川べりの清洲城は水堀だったと考える。海に近い江戸城はほとんど水堀で、日比谷入江に由来する汐留川・京橋川・日本橋川（平川）に直結する際には海水が入ったし、高台の分水嶺にある四谷見附南の真田堀から、それに続く赤坂弁慶堀、溜池へと段差で水堀が連続した。内堀の白鳥堀・道灌堀は、雨水、湧き水で水堀となっている。徳川氏の城は江戸城あるいは大坂城、駿府城など、いずれでも水堀志向だったし、他の大名も同じであろう。

名古屋城は水路のない台地上築かれたけれど、三之丸一部を水堀にし、おなじく台地上の二之丸堀も大半、水堀にした。本丸勝手馬出堀は

対岸、御深井御殿への船による往来があったら、利便性の観点から陸地(空堀)であった。本丸堀は空堀であるが、大雨が降るとしばらくの間灌水している。水堀を運ぶのか、空堀を運ぶのか、その選択にはかならず判断理由・必然性がある。

巨大天守はふつう本丸の中央に置かれ、独自の台を持つ。江戸城・大坂城・姫路城、熊本城ほかである。大型天守は独自の天守台を持つものが多数と考える。江戸城寛永度天守の高さは45m、天守台の高さは14mである。名古屋城の場合天守は36m、天守台は東側で約12・5m、西側と北側が空堀で約20mになる。

堀(水堀)に面する巨大天守は名古屋城の兄弟城たる駿府城がある。ほかにも広島城、松本城、萩城、讃岐高松城、八代城などがある。いずれも天守は名古屋城より低く、天守台石垣の高さも名古屋城ほどに高いものはない(高松城で14m、八代城で12m)。

巨大な名古屋城天守は空堀に接していた。本丸の隅角にあつて、高石垣を持ち、かつ深い空堀に面する。熊本城であれば天守ではなく、櫓(宇土櫓ほか)の位置が類似する。宇土櫓の高さは19mで名古屋城天守の約半分、高石垣は20mで、ほぼ同じである。稀有で弧高の巨大天守に思われる。名古屋城天守特有の規模・構造と堀、そして石垣を支える根石の構造が一連の設計で一体である。わずかな歪みでも窓は開かなくなる。天守の機能を維持するために、細心の注意を払っても窓は開かなくとも保全できるのか、空堀であればどう保全するのか。名古屋城独自の工夫・配慮があつた。

『金城温古録』には、名古屋城の石垣根石は埋土によつて保全すると書かれていた。枕木・胴木は相互に枕や継手で動かないように措置され

ていたし、空隙部にはガラ石・砂利・土を入れる。さらに根石前面も厚く埋めてしまつたのだから、枕木・胴木・根石、いずれも水平移動・垂直移動の可能性はなくなる。土で前面と上部を厚く梱包されれば、もはや根石が動くことはない。空堀である本丸内堀では最善の保全方法であつた。地震時に動く確率が高いのは、根石以外の上段・中段であろう。天守をはじめとする櫓群を上にしたく本丸石垣では埋土保全法が採択された。内堀が空堀になつたのは、この保全策故かと想定している。水堀は機能上埋めることができず、また水堀保のために深さを求める。水堀での埋土保全法はあり得なかつた。よつて空堀でしか採用されない。序数石がこれまで本丸内堀でしか見つかからないのも、このためかと想定している。大地震では差が出たのではないが。

盛土は慶長に一度、宝曆に一度、のち戦後にも行われた。調査区の地層に明らかである。宝曆工事では胴木は再利用したが、根石は交換していた。宝曆工事における慶長盛土への切り込みは、ほぼ全てのトレンチ断面で確認される。また宝曆修理終了後にも埋土が行われている。堀は深くなければならぬから、むやみに埋めないはずだが、宝曆工事後にも再埋土をした。瓦が含まれるから廃棄物処理も兼ねていた。結果として本丸内堀石垣は慶長盛土、宝曆盛土の重畳で二重に保全されてきたといえる。

名古屋城の堀は水堀と空堀が混在する。本丸内堀は空堀にする必然性があつた。名古屋城天守は本丸の隅にあつて、深い堀に面していた。天守の荷重を石垣が受けた。天守台石垣は完璧な強度を要求され、いかなる地震にも耐えなければならず、基礎は通常の数倍の強さを持つたけれど、宝水地震などの影響は免れ得ず、宝曆修理の着手に至り、天守台四

障のうち、北西隅は根石構造が変更された。

五 ハードとソフト 石垣技術・敷葉工法

遺構には残りづらいため、現在では忘れられているが、石垣保全上、重視すべき技術・視点がいくつもあつた。
慶長地震にて加藤清正をはじめ、諸大名が伏見城天守の崩壊を目撃した。安易な石垣積みを大名らは固く戒めた。江戸時代には地震への備と工夫を主眼に、石垣が積まれていた。

甲府城天守台では既存石垣の内部に石積みがあつた〔甲府城跡〕IV、一九九六。地中石垣・真石垣・地中梁と呼称している。整然とした端正なものではなかつたが、土留効果を目的としていると思われた。駿府城天守台には石垣表面に垂直なグリ石の埠頭状の列、多数があつたし〔仕切り石列〕とよぶ、福岡城上ノ橋門石垣でも同様の遺構が検出されている。〔裏こめ内石列〕と仮称。いずれもハード面での地震対策、グリ石の動揺を防ぐ装置だたと推測する。こうした先人の配慮は目に見えない場所にしか残されないもので、表面観察の限りでは気づかない。
古来、敷粗朶・敷朶架（敷葉）工法があつた。古代の古墳や大宰府水城、狭山池の堤防、また藤原京・平城京など軟弱地盤上の道路建設などで使用された。発掘調査では朶架の葉は土中から出た瞬間は緑を保っていたという。古代人は土中であつて、空気に触れなければ、葉が腐朽しないことを知っていた。

敷葉工法は、中国大陸由来の知識である。狭山池は数層におよんで檜の葉と枝が敷かれていた。柳などの枝を用いた粗朶沈床（敷粗朶）工法は現在でも河川管理技術に用いられている。

敷葉の方は現在ではおそらく用いられることがない。しかし中近世の事例はある〔笹岡城主塁（二保城跡）鳥羽山城跡総合調査報告書〕二〇一七、松江城下町・武家屋敷土手〔城山北公園緑都市計画街路事業に伴う松江城下町遺跡発掘調査報告書、4、二〇一四〕など。時代を通じての普遍的な土木工法であつたと思われる。

以下は近世の石垣築造において、朶架が敷かれた事例である。天保十二年（一八四一）の段階に干拓地の石垣で朶架の「締」（束であろう）が大量に用いられていた。肥後国銭塘、学科開干拓での石垣工事である〔新熊本市史〕近世III 656、個人蔵。『学科開』は藩校時習館の維持費を負担する干拓地である。海辺に石垣を積む時に、多量の朶架を使っている。

A
朶架七百五十締（一締につき代金五分、以下も同じ）一文の半分、計三百七十五目。

「石垣敷きした（朶架）」、「裏建した」（石垣裏建した）とある。石垣工事で「敷く朶架」の意味で、「裏建」は裏側（海側ではなく、陸側）の石垣の意味か、あるいは石垣裏（背後）の意味か、いずれかであろう。

B
朶架八千四百締（代四貫二百目）

「挟した」（はさみ朶架）とあるから、どこかの位置に挟むシタ。代金は同じく、五分。割石が一つにつき一匁。割石の半分の値段である。縄は一束二匁。シタは縄の四分一で安いけれど、割石の半額だから高額ともいえる。

C
塘の長さは千五百七十五間、齒架十一万六千九百九十五締を使用。

D
五万八千九十締

Dは右記Cが五割増になった、とある分、C、Dで総計十八万締弱だから、ただならぬ数の齒架の締が使用されたことがわかる。

「した(齒架)押さえの竹」を「荒見」に敷いたとあるから、齒架束と竹を組み合わせてもいる。「間通一坪一台」とある。「間通」に齒架とくり石を置いたらしい。塘は根置・留・高が長さの単位で示され、以上の単位は間、合、間通は面積を単位とする(単位は坪に続いて、合)。「なるたけ厚くしないと、齒架が一つになって、潮が漏れる」ともある。

敷き葉工法は敷き粗架工法が主流だが、齒架も多い。近世の石垣でも齒架が使われていた。敷き齒架の目的だが、石にも土手にも使用しているので、石垣と土手の地形(地業)の強化に関わるもので、おそらく古墳時代の敷き粗架工法と共通性がある。干拓堤防の石垣は、日常的に海水と波浪の影響を受けるし、台風時には強い外圧がかかる。石垣が崩れば、干拓耕地と村が壊滅する。グリ石の動揺には特段の配慮が必要だった。

城郭石垣の基礎工事にこの工法が用いられた事例が『明良洪範(巻八)』に記されている。江戸城普請で担当した加藤清正家中、森本儀太夫が十歳から三十四歳までの子供に畳を踏ませて、沼を固めた。工事は遅れたものの、普請をせずに早くに石垣が完成させていた浅野長成家では、大雨でその石垣が崩れて再度築き直した、とある。この畳は低湿地におけ

る敷き粗架であろう。おそらく名古屋城でも御深井丸ほかでこの工法が採用されている。

森本儀太夫に関しては、寛永九年(一六三二)カンボジア・アンコールワットを訪ねて墨書銘文を残した森本右近太夫一房がおり、その父森本儀太夫一吉も銘文中に登場している。この儀太夫が『明良洪範』の人物となる。一房の一行は寛永九年アンコールワットの図面である「祇園精舎図」(徳川ミュージアム・所蔵)を作成したとされている。作事普請を家業としていたようだ。その銘文中には「略」尾州ノ国名谷之都後室其老母者口明信大姉(略)とみえる。後室は儀太夫の妻で名古屋出身者だった可能性がある。摂州北西池田の住人と記された森本儀太夫が名古屋に関連する所したら、加藤清正に従って名古屋城を築城した時であるろう。石垣普請の名手であったから、失われた名古屋城天守台北西隅の銘文石には彼の名があつたような気がする。(肥後国誌)を著述した森本一瑞の祖でもある。

「挟み齒架」や粗架を不織布などの機能が類似する素材に置き換えたものが、ジオテキスタイル工法である。グリ石の動揺を防ぐ上で大きな効果が期待できる。ジオテキスタイルという語感も新しい。しかし敷葉・敷枝(敷織維)工法そのものは、伝統的で普遍的である。素材は現代のものに代替されても、発想は古く中世以来のアジアの技術といえ、その継承には大きな意味がある。

特別史跡熊本城跡の馬具櫓は積み直し・再建工事をしてまもなく、平成二十八年熊本地震で崩壊した。整備報告書は同年三月末日の日付で刊行されているから、そのおよそ一か月後に崩壊した。二度にわたる震度7には耐えられず、そのあと毎日繰り返される震度3から4の余震

でグリ石が下がり、本震後一ヶ月弱で崩壊した。地震で崩壊した石垣は馬具櫓以外にも西大手門など、平成に国庫補助事業で新たに積み替えた石積が崩壊した。新規修理では何か忘れられていた。わたしは馬具櫓修理委員会の委員長を務めていた。議論のなかで保全、とりわけ地震への対策、グリ石抑えの発想を全く欠いていたことに責任を痛感している。同じ轍は踏んではならない。

「石垣整備の手引き」は石垣の価値と保全の基本を「歴史の証拠」の維持、「安定した構造体」の保持に求めている。このうち「安定した構造体」が下部にある。いかに歴史情報を残そうとしても、崩壊すれば「歴史の証拠」は失われる。

東海地方はやがて巨大地震が起きると想定されている。危険は排除したい。伝承すべき技術と背景にあった気構え心か途切れてはいないか。技術(ソフト・心)についての議論はほとんど聞かない。ハード面でも、ソフト面でも、近世石垣・四百年の歴史、先ず、先達の装置・技術・心を継承したい。(服部)

註

- 1 藤井重夫「大坂城石垣骨号について」(大坂城の諸研究 同本頁一編一九八二)によれば、「符号」とは「大名の家紋をはじめとして、文字や多種多様な記号類など」であり、刻印と墨書に大別されるとする。
- 2 高田祐吉「名古屋城石垣の刻紋」(続・名古屋城叢書2、一九九九)、同「名古屋城―石垣刻印が明かす築城物語―」(二〇〇一)、同「特別史跡 名古屋城天守塔石垣の刻紋」(一九八九)など。

高田氏は名古屋城における市による文化的調査が本格化する前から、在野で石垣調査を実践してきた。本丸櫓手馬出石垣解体の際にも、刻印や墨書類の記録と資料化に尽力されている。

- 3 註1編の藤井論文のほか、築城史研究会(藤井重夫)「大坂城石垣調査報告書」(二〇〇六)による。また、後者の文中で、渡辺武「国書再見大阪城」(一九八三)のなかで使われている「段敷刻印」という呼称も紹介されている。

4 地山高さは「特別史跡名古屋城跡 天守台周辺築城調査報告書」(二〇一九年、〇〇頁)および「天守台周辺石垣調査のこれまでの成果について」(石垣部会添付資料、資料2 参考1-2)に記載があって、北端で5・0×5・6m、西端で4・5×4・9mとある。地山

きた根石底は南西で4・7m、北東でも同様と推定できる。石垣底面が三方で同じ高さなのに(後述)、根石底より1mも高い地山が堀跡の一部にあるというのは不自然で、堀跡の形状は平坦ではなく、高低があったことになる。こうした構造が、もし名古屋城内堀で採用されていたのなら、天守台周囲には九本もの調査区が設置されたのだから、他の八カ所断面いづれかに、かならず現れるはずだが、それがまったくない。地山に関する判断については詳細を後述する(本稿一二頁)。

- 5 脚本については、「土台木」の語を使用すべきだという提案があることを知しているが、「土台」は「土」+「台」上部傾斜を基礎に伝えるか、柱の下部を連結する水平材(「建築用語辞典」で「建築用の木である。城郭でも柱、根太掛けなどを受ける水平材として多用される。土台木という言葉は、脚本ではないこの建築材を意味する用法が一般的である。よって本稿は脚本、ないしは史料に見える「敷松」、「根固め丸太」の語を使用する)。
- 6 脚塚丸内側の石垣については根石の構造がわかっていない。もし盛土の上に築かれているのなら、脆弱な石垣となる。曲輪の面積が確保できなかったために、やむを得ず盛土した上に石垣を構築した例は、唐津城(曲輪)がある。石垣の積み替え痕跡(「地盤」が6回分検

出されることされ、石垣が弱い事例とされる。根石は削いでいない。本願二四頁、「唐津城跡本丸」、唐津城跡本丸の二〇一五、「唐津城大解測二〇一七」、いずれも唐津市教育委員会

7 根石を削って崖面(外側)を高くする場合、割木は一本になる。「福岡城跡 福岡城中堀跡の調査一九九七」

8 発掘中、5×05mから「湧水」があったと記述されるが、恒常的な湧水の意味ではなく、一時的な出水、雨水の浸出のことである。

9 御深井丸の東、塩蔵構の石垣には、明治十三年(一八八〇)成立の「西春日井郡」なる朱筆書きやリールの痕跡がある(高田祐吉「名古屋城石垣の刻印」続名古屋城叢書、二〇一四八頁)。

10 『仕様之法』のみに以下の記述がある。

右石(略)長九尺から一丈まで

右の外小牧村辺、小金山、白鳥御材本場、太鼓櫓御場内等、前々より有来候御石垣石御場所江取入、夫々足石二相用候。

白鳥御材本場以下は石切場ではないけれど、慶長後段石が若干あって、足石になった。小金山は水野村か(蓬左文庫蔵「尾張志付図春日井郡」。「水野山御持場御遺跡絵図」)。

11 石垣調査では別種ごとの分類がなされていて、北西隅石はすべて花崗岩類になっている。

別に足場を組んでいたときの観測データが石材カードに記録されていて、花崗岩類、花崗

斑岩、花崗閃緑岩に分類されている。隅石は花崗岩が四つ、花崗閃緑岩が三つで、残り十七石は花崗岩類とある。三差石、すなわち序数詞がなく、宝曆新石であって岩崎山石かと判定される石は花崗閃緑岩とされている。花崗岩と花崗閃緑岩のちがいは成分比で産地

は同じになることがある。岩崎山石からは花崗閃緑岩も産出したようだ。

12 深さについて、井戸などでは「間二」を含む記述があり、「深さ曲尺十二間」とある。井戸資金水はこれを六尺で計算した場合でも、ケーソン敷設時の実測値より深くなるので、一

間六尺(曲尺)だったと考えおく。調査計測したから、六尺で報告したのであろう。

13 現段階に至るまで石垣カルテはいくとも線引きの作業が行われた。記載順序の深さ浮論考には北(U61)および西(U60)の二面が、また本村有作論考には北(U61)、東(U62)、

南面(U59)での目地線を示す図が引用されている(二二二、二三頁)。それぞれに調査の時期差があって、線引きが異なっている。線引きの困難さを反映しよう。北面と西面について

は最終見解として二〇一九年十一月十九日作成のものが同年十二月二十七日石垣部会配布資料として電子公開されている。いずれも記事にそれぞれの著者が引用した段階

の線引きとは異なっている。東面、南面は以下に図示する。
<https://www.nagoya-city.nagoya.jp/renshu/information/uploads/88d5a585d8a5e43443ca30c4d097.pdf>

14 一部は発掘データ整理中(報告書未刊)、両壁のうち片側が報告されていない例や、大正期の試掘坑に重なった例もある。

15 土の採取場所については「間七」に今般御堀堀埋候土取場之儀、御深井丸之高四ツ所井跡宮後御御門之内にて堀取取調に御座候得共、程遠き所より持運候よりも先達て一住御吟味有之候、御天守近辺御堀縁出しにも可被御付成之場所を見立、恰好宜今般土堀取置

とある。
<https://www.nagoya-city.nagoya.jp/renshu/information/uploads/88d5a585d8a5e43443ca30c4d097.pdf>

16 石垣の礎土保全は仙台城でも報告されていて、捨て石を含んだ5mの礎土が報告されている。「仙台城本丸大調査」仙台市教育委員会、二〇〇九、唐津城でも根石二分であるが、

50cm盛土、前記6報告書、調査中であるが沼津市薬師寺城天守御前石垣でも両面盛土が存在する。

18 「根切」について、「日本国語大辞典」は、壁または柱を建築するとき、地面に穴を掘ること。また、その掘った穴、角掘り、総掘り、丁掘り、布掘り、巻掘りなどの別がある」と

する。「日本建築叢書」もほぼ同文で、英「Trench」とある。図説建築用語辞典²²では、建物の基礎や地下室を作るため所定の形に地盤を掘削すること、として掘削り、布掘り、つば掘りを図示している。これらは地形・基礎工事に伴うものとして説明している。「建築土木5万語史辞典」ではcutting,excavation, pit excavation, trenchと記述している。英語に土と掘削工事全般を含む。土層段階は掘削を再利用した石を積み直したから、改めての基礎工事は行わなかった。基礎への切り込みを行わない盛土の「再」掘削はre-cuttingで、それを根切りroot cutting²³というは拡大概念ではないか。根石の強度・安定度には関係がないと考える。切る場所に「仮手間で盛土する必要があるのか」とも考える。小夫守でも御殿側の盛土にcuttingがあるが、工事は小天守石垣築造後であろう。なお「日本国語大辞典」によれば「ぬきり」（根切出など）と「ぬきり」は別の言葉で、建築用語は「ぬきり」である。

19 C地区は、北壁二面、東壁一面ほかの断面図、土層注記を欠。

20 御深井丸堀、西之丸堀では、もし刻字があつたとしても水中になるので、検出は当面不可能である。中下門には九十度回転して、縦になった「二」の字が二つある。一つは横向きの変形序数石である。その横に「二」の字がある。

21 大坂城では水堀でも序数刻字石がある。ただし堀上にもなる根石の所在を示すものではなく、丁場境の番号と推測される。築城史研究会『大坂城 石垣調査報告書(二)』(二〇〇六)には左側は九藏紋が連続し(細川家丁場)右側には「木に丸」紋が連続し(日出木下家丁場)。そこから下から十九に始まり、三十三までおよび十間から十五間までの数字が刻された石垣列が報告されていて、壮观である。名古屋城の細川丁場、鍋島丁場の境に似るが(一章)、より複雑である。ほか西外堀では七百(七ツ目)、九目、拾目、十七目、九十九、二百一十四など、北外堀では五七十一、十七など、内堀では九十九など、多くの数字石が報告されている(村川行弘『大坂城の謎』二〇〇三)。名古屋城の序数刻字とは趣旨が異なるようである。

22 国土交通省「信濃川下流河川事務所ホームページ」

https://www.hiranishi.go.jp/shinago/kyougaku/archives/04_kimono/ikimono_43201.html

html

23 ペンキはアンコールワットの二ヶ所にあるが、ポルポト時代クメールルージュによって墨やペンキを塗られて現状ではわからない。また『清水報告』によれば、同じ寛永九年墨書が二つあって、一例には残画から「正月、また一尾国住人」とあるという。森本墨書と共通性がある。「尾国」の用例はあまりないが、『駿国雜志』(天保十四年・一八四三)という例はある。尾張と寛永九年正月のアンコールワット訪問は関係が深いであろう。黒坂勝美「アンコールワットの石柱記文について」、『史学雑誌』四編八・昭和五年・巻頭写真

清水和三「アンコールワットの石柱にのこる日本人墨書の調査」(松本信弘編『インドシナ研究—東南アジア編作民族文化綜合調査報告(一)』一九六五)

早川義郎「アンコールワットの日本人墨書について」、『書叢』七二一七二二

中尾芳治「アンコールワットに墨書を残した森本右近大夫、厨の父・森本義太夫の墓をめぐって」、『京都府埋蔵文化財調査』6—7

<http://www.kyotoin.muhim.or.jp/data/kankou/kankou.pdf>
<http://www.kyotoin.muhim.or.jp/data/kankou/kankou.pdf?frontsvut7/shabao.pdf>

注記・本稿の文責は、「一章」は木村、「はじめに」と「二章」は服部にある。要旨も服部が執筆した。服部の見解は二〇二二年一月十二日センター内・学芸報告会で発表し、貴重なご意見をいただいた。二章は石垣部会指環のもとに作成された名古屋市の二〇一八・一九年当時の公式見解（『特別史跡名古屋城跡 天守台周辺発掘調査報告書』）とは、慶長盛土・地山の理解ほか、文献記述をふまえての見解など、大きなちがいがあ。本紀要二章はあくまで服部個人の見解であることをおことわりする。現在も本丸内堀発掘調査は進行中で、新知見が得られつつある。議論を重ねることで、歴史の実像に近づくと思し。また成稿の過程でセンター職員各位、また竹中工務店・片庭修氏、豊島憲一氏からご教示を得た。記して感謝したい。

(Title)

Consideration of Nagoya Castle Honmaru Ishigaki; Why is Uchibori an empty moat where water does not collect?

(Keyword)

Integrated Study of the Monument, Ishigaki; stone wall, Kinjyo-Onkoroku, Moat with water, Empty moat, Stone engraving ordinal number, Allotted range, Engraved, Aijirushi; Marks to distinguish from others, Base-stone, Corner stone laid on the root, Stone wall swells, Tashiishi; Exchanged stone, Logs for timber footing, Best way to fix and preserve root stones, Civil Engineering method with leaves down, Lay the fascine underneath, Lay the fern underneath

〈Title〉

Tekisui Roof Tile excavated from Nagoya Castle Ninomaru Garden (Present document)

〈Keyword〉

Tekisui Gawara; Tekisui Roof Tile, San Gawara; San Roof Tile, Bunroku-keicho War (Imjin Disturbance, Chongyu War)

註

- (1) 例外として鳥根県富田城からも滴水瓦は出土している。ただし鳥根県を含む山陰地方は古代から朝鮮半島との繋がりがあり、対馬同様に日本海を通じて朝鮮半島と隣接しているともいえる。
- (2) 琉球の軒平瓦は明朝系、高麗系、大和系に大別できる。なかでも明朝系と高麗系は滴水瓦である。琉球のグスクから出土している滴水瓦は主に明朝系である。
- (3) 瓦左側が欠損しているもの、版を二度押しした痕跡が左端で確認でき、およその版の大きさを計測することができた。
- (4) 名古屋城二之丸庭園で2014年に出土した「滴水型棧瓦」の高さが約6cm、名古屋城三之丸遺跡から出土した4点の「滴水型棧瓦」は5～6cmである。

参考文献

- 愛知県埋蔵文化財センター1992『朝日西遺跡』
- 愛知県埋蔵文化財センター1990『清洲城下町遺跡』
- 愛知県埋蔵文化財センター1992『清洲城下町遺跡2』
- 愛知県埋蔵文化財センター1994『清洲城下町遺跡3』
- 愛知県埋蔵文化財センター1994『清洲城下町遺跡4』
- 愛知県埋蔵文化財センター1995『清洲城下町遺跡5』
- 愛知県埋蔵文化財センター1996『清洲城下町遺跡6』
- 愛知県埋蔵文化財センター1997『清洲城下町遺跡7』
- 愛知県埋蔵文化財センター2002『清洲城下町遺跡8』
- 愛知県埋蔵文化財センター2005『清洲城下町遺跡9』
- 愛知県埋蔵文化財センター2013『清洲城下町遺跡11』
- 愛知県埋蔵文化財センター1990『名古屋城三之丸遺跡1』
- 愛知県埋蔵文化財センター1990『名古屋城三之丸遺跡2』
- 愛知県埋蔵文化財センター1992『名古屋城三之丸遺跡3』
- 愛知県埋蔵文化財センター1993『名古屋城三之丸遺跡4』
- 愛知県埋蔵文化財センター1995『名古屋城三之丸遺跡5』
- 愛知県埋蔵文化財センター2003『名古屋城三之丸遺跡6』
- 愛知県埋蔵文化財センター2005『名古屋城三之丸遺跡7』
- 愛知県埋蔵文化財センター2008『名古屋城三之丸遺跡8』
- 金子智2017「江戸瓦の生産と近世瓦の展開」『第66回埋蔵文化財研究集会 幕藩体制下の瓦—近世都市遺跡における生産と流通—発表要旨・資料集』
- 木戸雅寿「寺院の瓦から城郭の瓦へ—近世瓦研究の現状と課題—」1997『帝京大学山梨文化財研究所研究報告集』第8集
- 清須市教育委員会2007『清洲城下町遺跡1』
- 清須市教育委員会2009『清洲城下町遺跡2』
- 清須市教育委員会2012『清洲城下町遺跡3』
- 清須市教育委員会2012『清洲城下町遺跡4』
- 清須市教育委員会2013『清洲城下町遺跡5』
- 清須市教育委員会2013『清洲城下町遺跡6』
- 清須市教育委員会2013『清洲城下町遺跡7』
- 清須市教育委員会2015『清洲城下町遺跡8』
- 清須市教育委員会2019『清洲城下町遺跡10』
- 杉本宏2017「棧瓦の成立と格—山城地方を中心に—」『第66回埋蔵文化財研究集会 幕藩体制下の瓦—近世都市遺跡における生産と流通—発表要旨・資料集』
- 中井均2005『滴水瓦の伝播と展開—特に文禄・慶長の役を中心として—』『龍谷大学考古学論集』
- 名古屋城総合事務所2017「名勝名古屋城二之丸庭園発掘調査報告書 第1次～第3次」
- 名古屋城調査研究センター2020『名勝名古屋城二之丸庭園発掘調査報告書 第4次～第6次』
- 美濃口紀子2017「熊本城出土の近世瓦—刻印瓦と瓦師を中心に—」『第66回埋蔵文化財研究集会 幕藩体制下の瓦—近世都市遺跡における生産と流通—発表要旨・資料集』
- 山崎信二2008『近世瓦の研究』
- 渡辺誠1995『日本・琉球への近世初期の滴水瓦の伝播』『王朝の考古学』

水型棧瓦」に見られる特徴で、例えば京都妙心寺の「ろうそく棧」と呼ばれる「滴水型棧瓦」は瓦当全体の中心より瓦当文様がやや小巴よりに寄って描かれている。名古屋城二之丸庭園出土の「滴水瓦」も小巴に0.4mm寄っており、「ろうそく棧」と同様の特徴を持っている。

名古屋城二之丸庭園出土「滴水瓦」の左側が欠損していることも仮説②の可能性を高めている。文様が中心からやや左側に寄っていることも仮説②を補強していると考えている。

4 まとめと課題

3-2.以降で述べたように、棧瓦が普及した近世後期以降の層位から出土している点、先行研究で明らかにされた文様パターンに当てはまらない点から名古屋城二之丸庭園出土「滴水瓦」は②「滴水型棧瓦」である可能性が高いと考えている。即ち棧瓦であると考えられる。「均整流水文」の類例について検討が足りなかったものの、「滴水型棧瓦」の文様は花文、家紋、年号といった滴水瓦の文様法則にとらわ

れずに多種多様な文様構成となっており「均整流水文」が特異な文様ではないともいえる。

滴水瓦型の瓦当面を持つ軒棧瓦の名称について「花文瓦・波瓦」、「ろうそく棧」、「朝鮮軒」、「滴水棧」など地方独自の名称が存在し、全国で統一された名称はない。そもそも滴水瓦は平瓦に分類される。平瓦と丸瓦が結合して棧瓦化したように、滴水瓦と丸瓦が結合して「滴水型棧瓦」となったと考えられる。

城郭に滴水瓦を葺く行為は雨水を誘導する機能的なメリットの他に、「文禄・慶長の役に参戦渡海したステイタス」(中井2005)としての役割をもっていたと考えられている。ところが渡海していない徳川家やその家臣が滴水瓦を前城主から引き継いで使用する段階になると文禄・慶長の役を示す象徴的役割を果たさなくなったと考えられる。また、棧瓦の急速な普及も相まって滴水瓦も棧瓦化したと考えられる。これら「滴水型棧瓦」は滴水瓦が持つ雨水を誘導する機能を継承し、象徴性が失われた瓦であると言える。

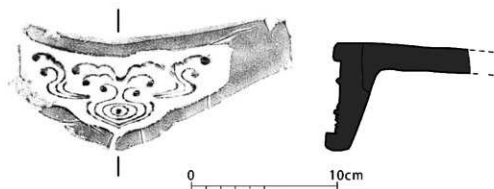


図1 名古屋城二之丸庭園出土「滴水瓦」実測図及び拓本

いる。しかし、前述したように滴水瓦は慶長5年(1600)以降に流行するという説に基づけば、福島正則が滴水瓦を使用するのであれば清洲城ではなく慶長5年(1600)に入封した広島城を選択すると思われる。福島正則期広島城で出土していない瓦が清洲越し等によって名古屋城へ運ばれる可能性は低いと言わざるを得ない。

3-3 ③滴水瓦が棧瓦化した「滴水型棧瓦」である可能性

3-3-1 「滴水型棧瓦」について

「愛知県・岐阜県下では棧瓦と結合して波瓦・花瓦などとよばれているが、昭和三四年(一九五九)の伊勢湾台風以後一段と普及した」(渡辺1995)とある。「花瓦・波瓦」と呼ばれる滴水瓦に似た瓦当面をもつ棧瓦が東海地方で見ることができ、滴水瓦の特徴である雨水をスムーズに軒下へ落とす機能が継承されていることが分かる。「花瓦・波瓦」は東海地方だけでなく、熊本では「朝鮮軒」(渡辺1995)と呼ばれている。京都では「滴水棧」として報告されている例もある。このように滴水瓦の瓦当をもつ棧瓦は各地域によって名称が異なっている。

本稿では「花瓦・波瓦」、「朝鮮棧」、「滴水棧」のような滴水瓦の瓦当をもつ棧瓦を便宜的に「滴水型棧瓦」とする。「滴水型棧瓦」は京都妙心寺をはじめ各地の寺社、長崎興福寺等の黄檗宗寺院、また現代では日本各地の中華街や一般住宅等、全国で広く見ることができるような棧瓦である。

3-3-2 名古屋城における「滴水型棧瓦」の出土事例

「滴水型棧瓦」を葺くことと文禄・慶長の役への参加は関連性がみられないため、名古屋城から出土することは異例なことではない。実際

に二之丸庭園でも平成26年(2014)に「滴水型棧瓦」が1点出土し、軒棧瓦として報告されている。「軒平瓦が滴水瓦で逆三角形を呈す。文様部は中央で画されて両側に左右対称の唐草文(陽刻)が配されている。」(名古屋城総合事務所2017)と報告されている。

二之丸庭園以外では名古屋城三の丸遺跡から出土している。報告では「棧瓦」という分類の中でさらに「滴水瓦」に小分類されている(愛知県埋蔵文化財センター1993)。

名古屋城三の丸遺跡第4次調査においては4点出土している。そのうち3点は表土等から出土しているため、時期は不明である。1点は18世紀中頃から19世紀中頃にかけて存在した塀に伴う石列から出土している。出土点数が1点であるため、塀に伴うものであると言い切ることができないが、「滴水型棧瓦」葺きの塀が存在した可能性を想定することはできる。

文様はいずれも唐草文である。

3-3-3 名古屋城二之丸庭園出土「滴水瓦」と「滴水型棧瓦」の比較検討

名古屋城二之丸庭園出土「滴水瓦」は高さが7.2cmあり、他の名古屋城出土の「滴水型棧瓦」に比べてやや大きい⁽⁴⁾。

文様は2014年に二之丸庭園から出土「軒棧瓦」の文様は中心に枠を設け、左右に唐草を配するもので、名古屋城三の丸遺跡出土瓦は唐草文である。

しかし名古屋城における「滴水型棧瓦」の出土数は軒丸瓦や軒平瓦の出土数に比べると圧倒的に少ないものの、「滴水型棧瓦」が名古屋城で見られることは不自然なことではない。

また、「滴水型棧瓦」の特徴として小巴と接続した際、視覚的なバランスをとるために瓦当の文様の中心を滴水瓦部全体の中心よりややずらした位置に配する瓦がある。これは一部の「滴

する。琉球でよく見られるタイプは明朝の流れをくむもので現代の中国でも見ることができ。また、長崎の黄檗宗寺院や現代日本の中華街や南京町といった中国との関りが強い地域や建物でも見ることができる。

3 名古屋城二之丸庭園出土「滴水瓦」の再検討

3-1 名古屋城二之丸庭園出土「滴水瓦」について

名古屋城二之丸庭園で出土した「滴水瓦」は向かって左側が一部欠損しているものの、瓦当面の残存状況は良好である。平瓦部は後部全体が欠損している。そのため長さ、幅は不明である。高さは7.2cmである。瓦当面と瓦当面側面は煙がないが、平瓦部は煙がかけられている。

「滴水瓦」は北池の東側から近世後半から近代以降の遺物とともに出土している。遺物全体の年代幅が広く、層位から年代を限定するのは困難である。

瓦当面が平瓦部に対して90°に近い角度で接続(図1)しており、取り付け角120°である1600～1617年代の滴水瓦より新しいものと考えることができる。

文様は「均整流水文」(図1)と報告されているように中心飾りに花、家紋、年号のいずれにも該当しない文様構成となっている。文様はやや左側に寄って版押しされている。二度押しされた痕跡から推定すると中心の珠文から押版部右端まで7.4mmに対して、左端までは7mmとわずかに左側に寄っている。

文様の名称について「流水文」と報告されているが、中心飾りが形骸化した唐草文の様に見える。どちらにせよ類似する文様を持つ滴水瓦は近世城郭にない。

名古屋城は慶長15年(1610)に築城が始まり、同19年(1614)に尾張藩主徳川義直が駿府城から名古屋城へ居を移した。名古屋城築城期に滴水瓦が存在したのであれば、前述した姫路城、和歌山城や熊本城など渡海した大名が滴水瓦を持つ城郭より10年程度遅れる。徳川義直はもちろん父である家康も朝鮮半島には渡海していない。前述したように取り付け角が90°に近いため、他城郭で1600年～1617年に葺かれた滴水瓦とは角度が異なる。名古屋城は徳川家による新規築城なので姫路城のように渡海していた前城主が滴水瓦を葺き、それを継承したタイプでもない。

以上の様に名古屋城二之丸出土の「滴水瓦」は取り付け角、文様、滴水瓦使用大名の特徴がいずれも既存の滴水瓦研究の分類方法に当てはまらない。そこで名古屋城二之丸出土の「滴水瓦」の正体について考えられる可能性として2つの仮説を提示する。①清洲城に葺かれていた滴水瓦を名古屋城へ流用した。②滴水瓦が棧瓦化したいわゆる「花瓦・波瓦」(以下「滴水型棧瓦」とする。)であるという2つの可能性を上げることができる。①清洲城に葺かれていた滴水瓦を名古屋城へ流用したと②滴水瓦が棧瓦化したいわゆる「滴水型棧瓦」について次章以降で検討していく。

3-2 ①清洲城に葺かれていた滴水瓦を名古屋城へ流用した可能性

①清洲城に葺かれていた滴水瓦を名古屋城へ流用したものである場合、滴水瓦は文禄の役に参加した福島正則が現地で収奪もしくは模倣したものが清洲城に葺かれたものと考えられる。ところが清洲城から滴水瓦は出土していない。文禄・慶長の役に参加し居城に滴水瓦を葺いた大名の多くは関ヶ原合戦後の新規築城または既存城郭の大規模改修後に滴水瓦を葺いて

〈資料紹介〉名古屋城二之丸出土の「滴水瓦」について

高橋 圭也

キーワード

滴水瓦 棧瓦 文祿・慶長の役

1 はじめに

名古屋城では二之丸庭園修復整備に伴う発掘調査を継続的に行っている。平成29年(2017)に実施した第5次調査で北園池,旧将校集会所跡,枯池を発掘した。その中で北園池東側から「滴水瓦」が出土している。報告書では「滴水瓦の軒平の瓦当である。文様区にはシャープな均整流水文がみられる。瓦当全面、その端面、側面、瓦当に接する上面端部が意識的に焼しを行っているが明白褐色を呈する。」(名古屋城調査研究センター 2020)と報告されている。

17世紀に築城された城郭において出土する滴水瓦は文祿・慶長の役で朝鮮半島に渡海した大名が使用している例がほとんどである。朝鮮半島に渡海していない徳川家やその家臣が17世紀初頭の段階で居城に滴水瓦を使用する例は以下の2パターンがあげられる。前城主によって葺かれた滴水瓦の形状を引き継いで新たに製作したパターン、前城主が葺いたものを継続して使用したパターンである。前者は姫路城における榊原家と酒井家であり、後者は和歌山城の紀伊徳川家である。名古屋城は築城時から一貫して尾張徳川家が城主であり、この2パターンには当てはまらない。また、他城郭に類例のない文様構成であることもあって、名古屋城二之丸庭園出土の「滴水瓦」が新パターンであれば先行研究の枠組みから外れた新しい事例である。そこで、本稿では名古屋城二之丸庭園出土「滴水瓦」がはたして滴水瓦であるのかといった根本から再検討を行う。

2 滴水瓦について

近世における滴水瓦は基本的に文祿・慶長の役に日本でも普及した瓦で文祿・慶長の役に参加した大名が所有する城郭や屋敷、菩提寺に葺いたとされている。

滴水瓦は中国を発祥とする瓦で琉球王国や対馬等の日中・日韓国境付近を中心に文祿・慶長の役以前から見ることができるが、17世紀初め文祿・慶長の役の副産物である朝鮮半島から日本への技術流出を背景に西日本を中心に流行する。近世城郭では慶長5年(1600)～元和3年(1617)という短い時期に急激に流行する(中井2005)。

形態は17世紀初め頃の滴水瓦は瓦当面が逆三角形で、雨水をスムーズに軒下へ落とすために瓦当面が平瓦部に対して120°で接続している(渡辺1995)。接続角は次第に形骸化し、軒丸瓦・軒平瓦のように瓦当面が平瓦部に対して90°に近い角度で接続するようになっていく(渡辺1995)。

文様は文祿・慶長の役以前から葺かれていた対馬金石城と島根県の富田城が蓮華文である。それ以外の城郭では家紋もしくは製作年を中心飾りとするタイプである。

製作年を中心飾りとするタイプは朝鮮半島で一般的にみられるものであり、日本では17世紀の城郭でよくみられる。このタイプは朝鮮半島の模倣もしくは現地から取寄せたものである。

中心部に家紋を描くタイプは元来から日本で瓦当文様を家紋とする軒丸瓦が存在しており、それを滴水瓦へ応用した文様だと考えられる。

琉球では花を形象化した文様を中心飾りとし、左右に葉を形象化した文様を配するタイプ²⁶で金石城と富田城で見られるタイプにやや類似

名古屋城調査研究センター研究紀要（第2号）

発行日 2021年3月31日

編集・発行 名古屋城調査研究センター

〒460-0031

名古屋市中区本丸1番1号

電話 052-231-2481

FAX 052-218-5335

印刷・製本 久米翔
